

第2次筑西市総合計画



ダイヤモンド筑波（母子島遊水地にて）

あらゆる世代が安心して暮らせる元気都市 筑西

～ 若者よ 筑西に ～

平成29年3月

筑西市

ごあいさつ



筑西市は、筑波山の西側に位置し、風光明媚な自然の中で、米・梨・こだますいかなど全国有数の産出額を誇る農業とともに、商業・工業との調和のとれた県西地域の中心都市であります。

本市では、合併後の新市の行財政基盤の充実・強化をはじめ、新中核病院の整備推進、企業誘致の推進、福祉や健康づくりの充実、小中一貫教育の推進など、筑西市総合計画に基づいたさまざまな施策を展開してまいりました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行、東日本大震災や関東・東北豪雨などの大規模な自然災害の発生、地方分権の進展、社会経済活動の広域化など、私たちを取り巻く社会情勢や環境は日々大きく変化しております。

こうした時代の変化や多様化する市民ニーズに対応するため、このたび、今後10年間（平成29年度～平成38年度）のまちづくりの指針となる『第2次筑西市総合計画』を策定いたしました。

本計画では、これまでの計画の検証や時代の潮流への対応、市民の市政に対する意向や評価を踏まえ、“あらゆる世代が安心して暮らせる元気都市 筑西”を新たな将来都市像として掲げ、この実現に向け、誇れる資源を大事にしながら、あらゆる世代を支え、郷土愛を育む教育環境のある都市づくりと、その都市づくりを支える自主・自立したまちづくりの強化に、総合的に取り組んでまいります。

今後も、市民の皆様と手をたずさえ、人口減少に歯止めをかけ、10万人都市の継続を目指すとともに、「魅力ある、住んでみたい、住んで良かった」と思える筑西市を創ってまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をお寄せくださいました市民の皆様方をはじめ、総合振興審議会委員の皆様、市議会議員の皆様並びに多くの関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成29年3月

筑西市長 須 藤 茂

目 次

第1部 序 論	1
第1章 総合計画とは	2
1. 総合計画の趣旨	2
2. 総合計画の構成と期間	3
3. 関連計画との位置づけ	4
第2章 筑西市の現況	7
1. 位置と地勢	7
2. 人口・世帯数	9
3. 産業	11
第3章 「筑西市総合計画」の検証	16
第4章 時代の潮流	20
1. 急激な人口減少と超高齢社会の到来	20
2. 地域経済を取り巻く環境の変化	20
3. 安全に対する意識の高まり	21
4. 地球環境問題の深刻化	21
5. 急がれる社会資本（インフラや公共施設）の老朽化への対応	21
6. ICTの劇的な進歩など技術革新の進展	22
7. 地方分権の進展（地方の自主性と自立）	22
第5章 市民の市政に対する意向	23
1. 市民意識調査	24
2. ちくせい未来会議	27
3. ちくせい若者会議	28
第6章 次なるまちづくりへの課題	29
第2部 基本構想	33
第1章 将来都市像	34
1. 将来都市像	34
2. まちづくりの基本理念	35
第2章 人口フレーム	37
第3章 土地利用構想	38
1. 土地利用の基本的な考え方	38
2. 土地利用構想	38
第4章 施策の大綱	42
1. 誰もが誇れる元気未来都市づくり	44
2. あらゆる世代が快適に暮らせる安心都市づくり	46
3. 郷土愛を育む教育・文化都市づくり	51
4. 自主・自立したまちづくりの強化	54

第3部 前期基本計画	57
前期基本計画の概要	58
重点プロジェクト	59
1. 趣旨	59
2. 重点プロジェクト	59
基本理念別施策展開	65
第1章 誰もが誇れる元気未来都市づくり	68
政策1 若者が希望を持てる産業の育成	68
政策2 交流・賑わいが生まれる観光まちづくり	82
第2章 あらゆる世代が快適に暮らせる安心都市づくり	85
政策3 快適に暮らせる生活基盤づくり	85
政策4 安全・安心な暮らしの実現	111
政策5 出会い・結婚・出産・子育てに合わせた切れ目のない支援の充実	130
政策6 健やかな暮らしの実現	135
政策7 安心して暮らせる福祉の充実	140
第3章 郷土愛を育む教育・文化都市づくり	157
政策8 確かな学力の習得と豊かな人間性を育む教育の充実	157
政策9 生涯学習・生涯スポーツの推進	165
政策10 歴史・文化の継承と振興	176
第4章 自主・自立したまちづくりの強化	182
政策11 参画と協働で支える多様な活動の推進	182
政策12 シティプロモーションの充実	194
政策13 効率的な行財政運営の推進	200
資料編	207

第1部

序 論

第1章 総合計画とは	2
第2章 筑西市の現況	7
第3章 「筑西市総合計画」の検証	16
第4章 時代の潮流	20
第5章 市民の市政に対する意向	23
第6章 次なるまちづくりへの課題	29

第1章 総合計画とは

1. 総合計画の趣旨

本市では、長期的な行政運営の総合的指針として、平成 19 年 3 月に「筑西市総合計画」を策定しました。

「筑西市総合計画」では、『人と自然 安心して暮らせる 共生文化都市』 ～市民との協働で進める筑西市の創造～ を将来都市像とし、今日までその実現に向けたまちづくりを進めてきたところです。

しかしながら、この「筑西市総合計画」策定から 10 年が経過する中で、人口減少や少子高齢化社会の進行をはじめ、東日本大震災などの自然災害を機に安全・安心への意識が高まるなど、我が国及び本市を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化しています。

平成 23 年の地方自治法の改正により、市町村の「基本構想」策定の義務づけがなくなりましたが、本市では引き続き長期的展望に立った行政運営を行うための総合的な計画として「第 2 次筑西市総合計画」を策定するものとします。

策定に当たっては、次の点に留意するものとします。

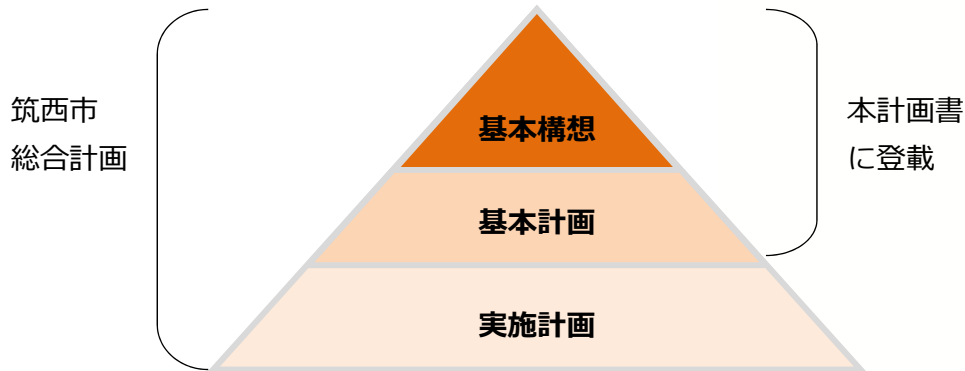
- ◆ 本市の現況から見た特性を踏まえます。
- ◆ 「筑西市総合計画」の検証結果を踏まえます。
- ◆ 時代の潮流の変化に対応します。
- ◆ 市民の市政に対する意向や評価を真摯に受け止めます。

次なるまちづくりへの課題を整理し、目指すべき方向を定めます。

2. 総合計画の構成と期間

(1) 総合計画の構成

総合計画は、基本構想、基本計画と実施計画から構成されます。



基本構想

基本構想は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めるもので、市民と行政のまちづくりに対する基本的な考え方となる理念や、理念に基づく本市の目指すべき姿を示す将来都市像を定めるものです。

基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示すもので、基本構想で示された将来都市像を実現するための基本施策と基本施策に基づいた取組を示すものです。1つの事業で複数部署に成果が期待できる、部署横断的な事業などを、優先的に取り組むべき「重点プロジェクト」として位置づけます。

実施計画

実施計画は、基本計画に定めたそれぞれの施策の具体的な実施方法などを示すもので、基本計画で定められた施策を具体的に実施していきます。

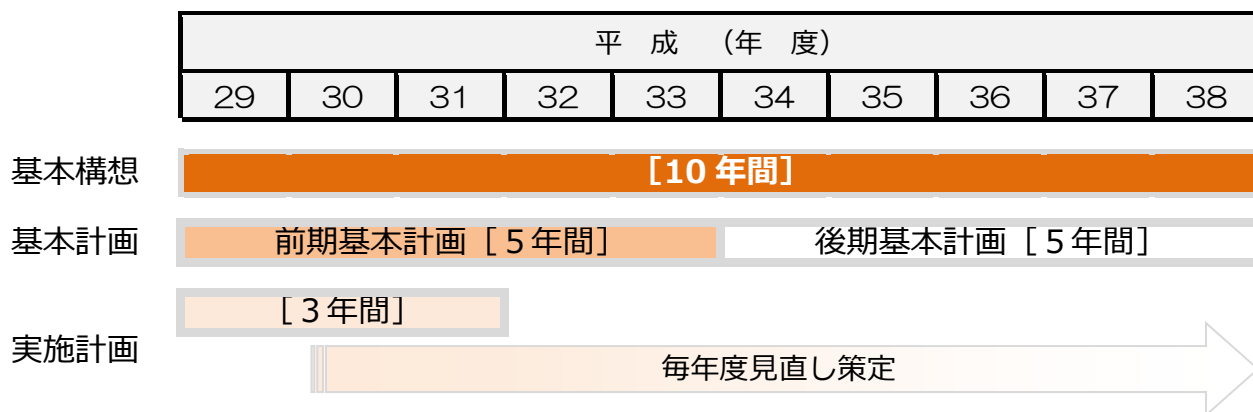
(2) 総合計画の期間

基本構想の計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

基本計画は、長期的視点に立った基本構想の実現を中期的視点から具体化するため、平成29年度から平成33年度までの5年間の計画期間とする「前期基本計画」及び平成34年度から平成38年度までの5年間の計画期間とする「後期基本計画」によるものとします。

なお、「後期基本計画」については、「前期基本計画」の最終年度である平成 33 年度に策定するものです。

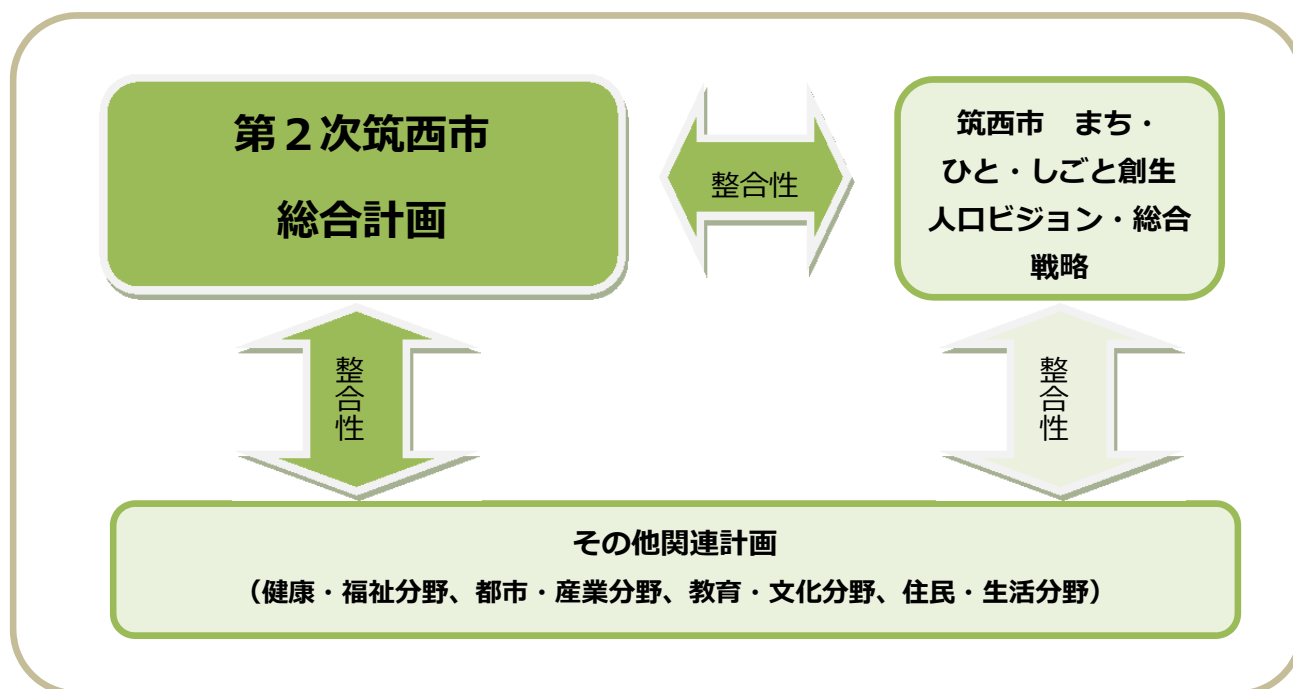
実施計画は、計画期間は 3 年間とし、毎年度の事業の評価・検証を行いながら見直しするローリング方式により事業の進行管理を行うこととします。



3. 関連計画との位置づけ

「第 2 次筑西市総合計画」は、「筑西市 まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」、その他関連計画との整合を図りながら推進していきます。

◆ 関連計画との位置づけ ◆



【 筑西市 まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略 】

国では、急速に進む人口減少と高齢化、地域経済の縮小への対策として、まち・ひと・しごと創生法のもと、人口の長期ビジョンと総合戦略を策定し、国を挙げて地域の魅力を高めるための地方創生を強力に実行していくとしています。

これを受け、本市においても、国や関係機関と連携し長期的に人口減少対策に取り組むため、平成 27 年 2 月 10 日に「筑西市まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、「筑西市 まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」を平成 28 年 3 月に策定しました。

◆ 人口ビジョン

筑西市人口ビジョンは、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下「国の長期ビジョン」という。）及び「茨城県人口ビジョン」を勘案して、人口の現状を分析し、本市の目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示したものです。

本市における、「国の長期ビジョン」及び「茨城県人口ビジョン」を勘案した 2060（平成 72）年の将来人口規模は「65,000 人～70,000 人」になりますが、さらに努力目標として、転出の抑制、転入の増加を図り、本市の活力あるまちづくりを実現するため、将来人口目標「75,000 人」を目指すとしています。

◆ 総合戦略

本市の総合戦略は、国と同様、2015（平成 27）年度から 2019（平成 31）年度までの 5 か年の戦略とし、筑西市人口ビジョンで示した人口の将来展望を達成するため、「人口減少と地域経済縮小の克服」と「まち・ひと・しごと創生と好循環の確立」を目指し、次の 4 つの基本目標と、具体的な施策・事業が位置づけられています。

«総合戦略の4つの基本目標と具体的な施策»

基本目標1 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- (1)結婚・出産・子育てのライフステージに合わせた切れ目ない支援

基本目標2 筑西市における安定した雇用を創出する

- (1)安定した雇用基盤の創出
- (2)人と企業、企業間のマッチングを支援
- (3)起業家を育成するインキュベーション※機能の整備
- (4)筑西市の個性や特性をいかした強い農業の育成
- (5)筑西ブランド戦略によるプロモーション推進

基本目標3 筑西市への新しい人の流れをつくる

- (1)若者のUIJ ターンの※促進
- (2)まちなかの魅力づくり
- (3)シティプロモーションの推進
- (4)新たな観光の拠点づくり
- (5)都市・農村交流の推進
- (6)移住・定住の促進

基本目標4 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- (1)安心して暮らせる医療環境の充実
- (2)地域コミュニティ活動の推進
- (3)安心・安全で持続可能な社会を築くためのまちづくり
- (4)高齢者が安心して暮らせるまちづくり

※インキュベーション：新たなビジネスを始めようとしている人や起業に対し、不足する資源（資金、オフィス、ソフトなど）を提供し、その成長を促進すること。

※UIJ ターン：都市部から地方へ移住する現象のこと。

- ・「Uターン」は地方で生まれ育った者が都市に移住し、その後生まれ育った地方に戻ることを。
- ・「Iターン」は都市で生まれ育った者が地方へ移住すること。
- ・「Jターン」は地方で生まれ育った者が都市に移住し、その後生まれ育った地域でない別の地方に移住すること。

第2章 筑西市の現況

1. 位置と地勢

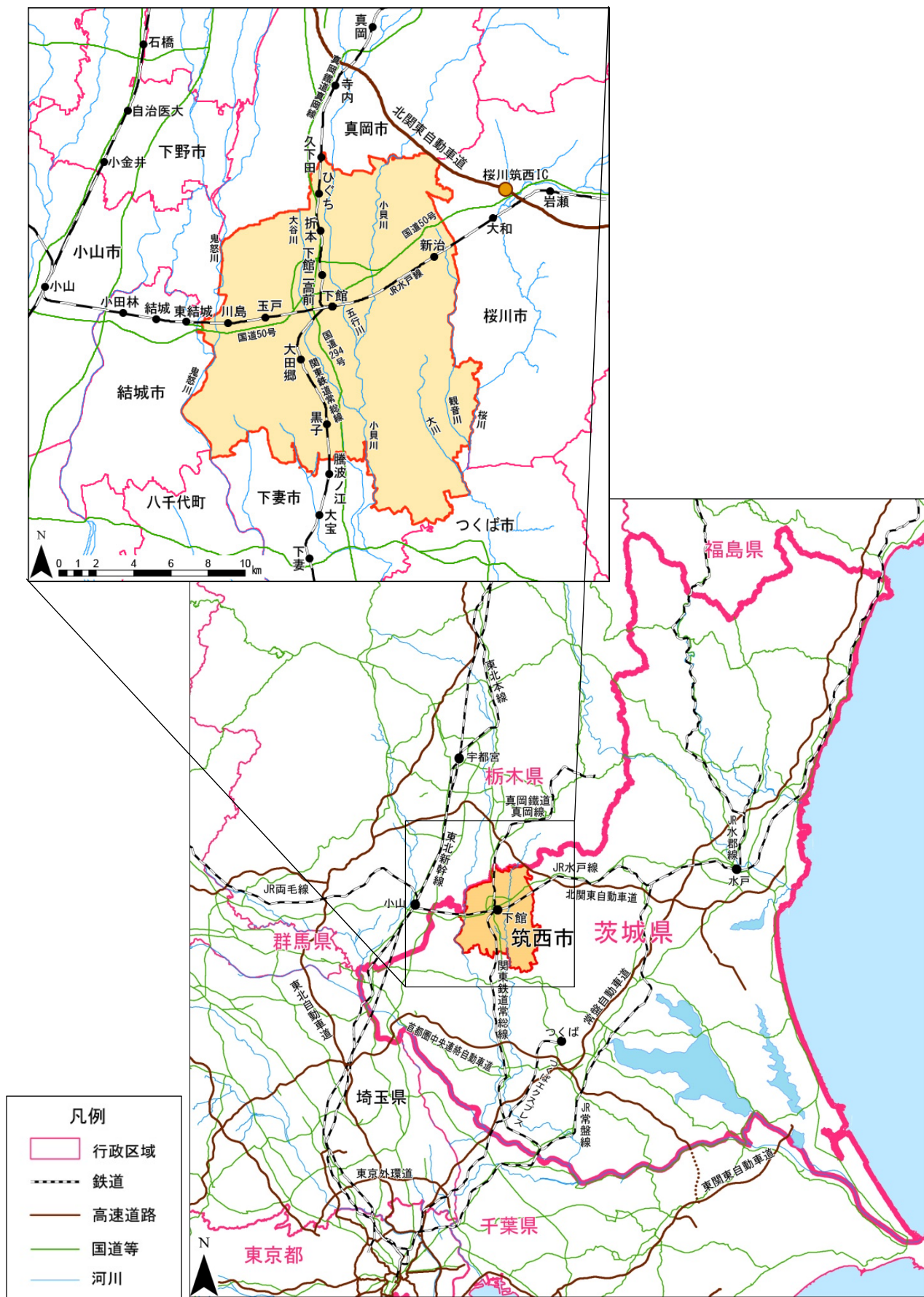
本市は東京から北へ70km、茨城県の西部に位置する東西約15km、南北約20km、面積205.3km²の広がりを持つ都市です。地形は平坦で、可住地面積が195.59km²と県内第2位となっており、また、鬼怒川・小貝川などが南北に貫流し、肥沃な田園地帯を形成しています。南は下妻市・つくば市、東は桜川市、西は結城市・八千代町、栃木県小山市、北は栃木県真岡市に接しています。

道路体系は、市のほぼ中心を東西方向に国道50号、南北方向に国道294号が整備され、この2路線が交差した部分が市の中心部になり、さらにここから、石岡市・つくば市・古河市方面に放射状に県道が整備されています。また、国道50号下館バイパスや筑西幹線道路の一部開通、国道294号線の4車線化が進んでいます。

鉄道は、東西にJR水戸線が走り、下館駅を起点として、南は取手まで関東鉄道常総線、北は茂木まで真岡鐵道真岡線が運行されています。

この3本の軌道上に9つの鉄道駅を有するほか、国道及びその他の主要な広域交通を担う道路が交差する交通の要衝であり、多くの行政機関が立地しています。このほか、下館駅を中心とする商業集積や交通環境をいかした工業団地の整備などにより人口や産業が集積し、茨城県西地域の中心となる都市圏を形成しています。

【位置と地勢】



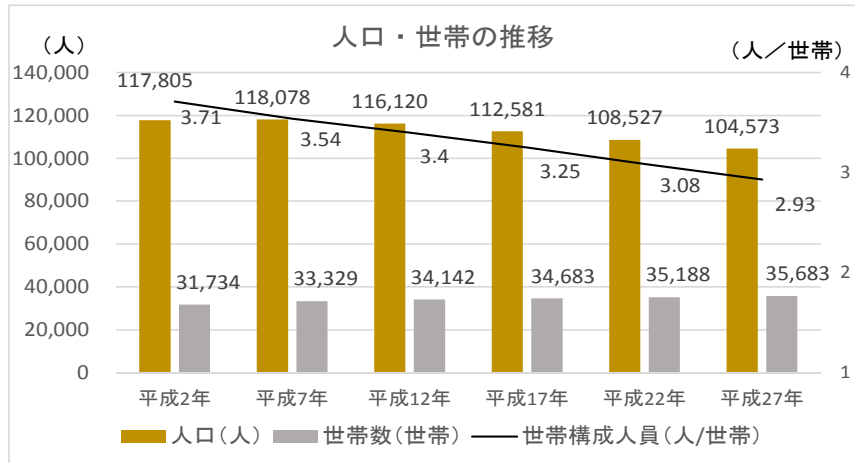
2. 人口・世帯数

(1) 人口と世帯数の推移

本市の総人口は、県内第8位（平成28年10月1日時点、常住人口）の人口規模となっています。人口の推移を見ると、平成7年を境に減少に転じて以降、減少傾向にあり、平成28年10月1日時点では103,788人となっています。

世帯数は合併前から緩やかな増加傾向にある一方で、1世帯当たりの人員は平成2年の3.75人から平成28年には2.87人まで減少し、核家族化が進行しています。

【人口・世帯数の推移】



※ 平成2年～平成27年 国勢調査

※ 平成2年、平成7年、平成12年は、合併前の1市3町の人口及び世帯数の合計値及び世帯構成人員の平均値

(2) 3階層別年齢人口比の推移

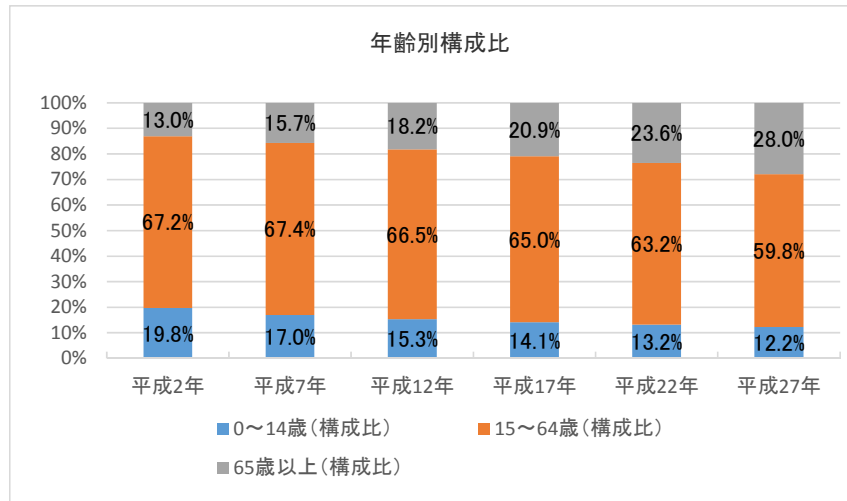
また、3階層別年齢人口比の0～14歳の割合は平成2年の19.8%から平成27年では12.2%と7.6ポイントの減少、65歳以上の割合は平成2年の13.0%から平成27年では28.0%と15.0ポイントの増加と、少子高齢化が進行しています。

【3階層別人口比の推移】

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
0～14歳	23,301	20,017	17,769	15,908	14,320	12,759
(構成比)	19.8%	17.0%	15.3%	14.1%	13.2%	12.2%
15～64歳	79,040	79,541	77,186	73,146	68,435	62,316
(構成比)	67.2%	67.4%	66.5%	65.0%	63.2%	59.8%
65歳以上	15,358	18,520	21,102	23,521	25,502	29,178
(構成比)	13.0%	15.7%	18.2%	20.9%	23.6%	28.0%
総数	117,699	118,078	116,057	112,575	108,257	104,253
(構成比)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 平成2年～平成27年 国勢調査（年齢不詳除く）

【3階層別人口比の推移】

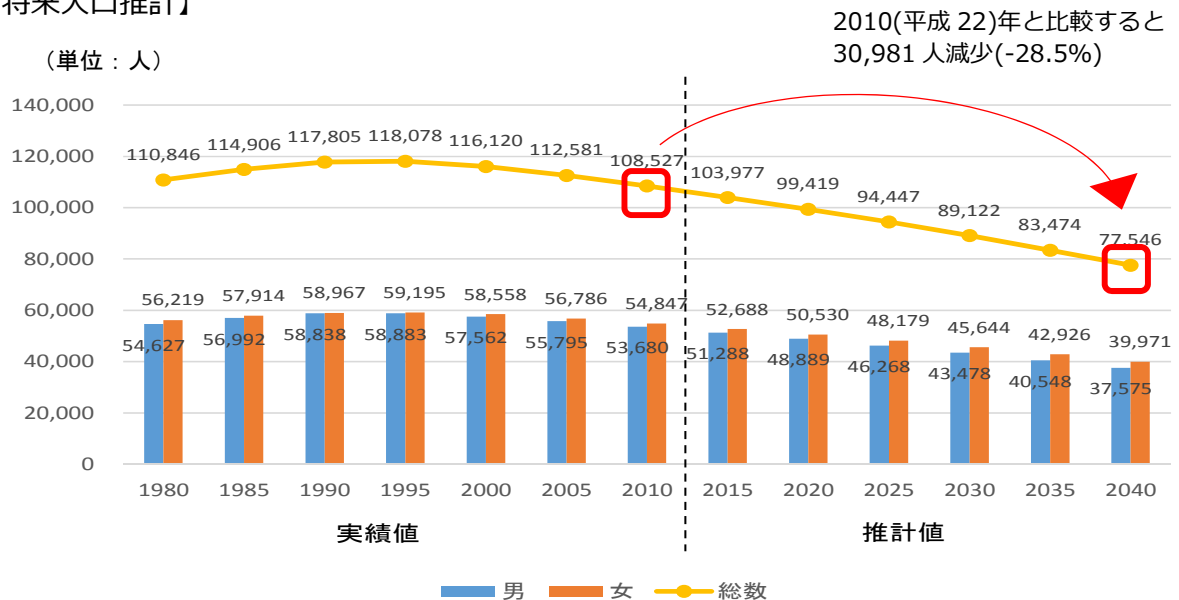


※ 平成2年～平成27年 国勢調査（年齢不詳除く）

（３）将来人口推計

国立社会保障・人口問題研究所[※]の将来人口推計で、本市の将来人口動向を長期の視点から見ると、2040（平成52）年までに、2010（平成22）年の人口より30,981人（-28.5%）の減少が見込まれています。

【将来人口推計】



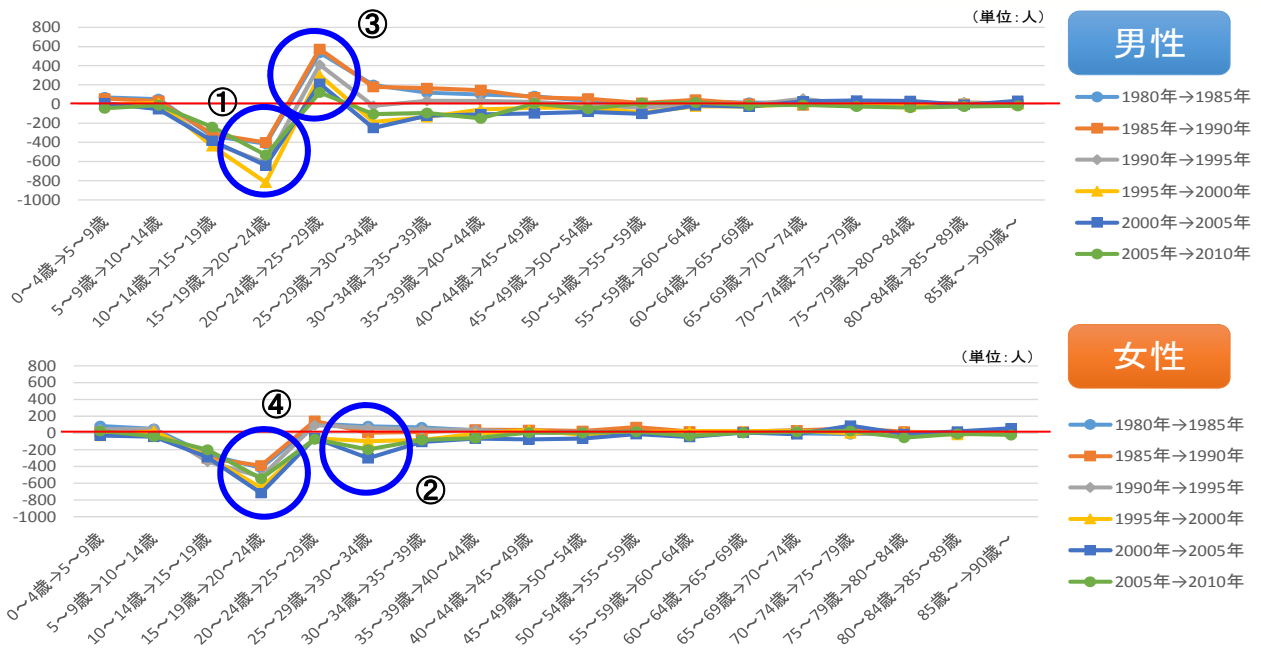
出典：筑西市 まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

※国立社会保障・

人口問題研究所：厚生労働省に所属する国立の研究機関のこと。厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合によって誕生し、人口や世帯の動向をとらえるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行っている。

(4) 年齢階級別の人口移動

年齢階級別の人口移動を見ると、10代後半から20代前半にかけて大きく減少しています。男性は主に進学による転出（下図①）、女性は主に進学と結婚による転出（下図②）となっています。また、20代半ばから20代後半にかけて、男性はUターンや就職による転入（下図③）が見られます。一方、女性は転入が少なく（下図④）、転出に歯止めがかからない状況になっています。



出典：筑西市 まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略

3. 産業

(1) 産業別就業人口

本市の全就業者数は、平成7年以降減少しており、平成22年時点では、51,316人となっています。平成7年の62,075人に対して約17%減少しています。

また、産業別就業者数を見ると、平成12年以降、全産業で就業者数が減少しており、産業別就業人口構成比を見ると、第一次産業と第二次産業が減少し、第三次産業が増加しています。

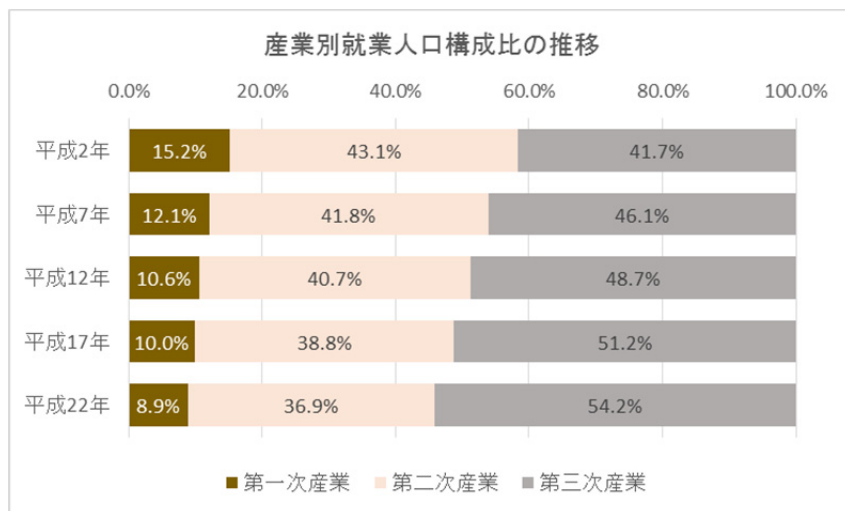
【産業別就業者数の推移】

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
第一次産業 (人)	9,268	7,513	6,445	5,600	4,570
(構成比)	15.2%	12.1%	10.6%	10.0%	8.9%
第二次産業 (人)	26,296	25,943	24,678	21,758	18,920
(構成比)	43.1%	41.8%	40.7%	38.8%	36.9%
第三次産業 (人)	25,413	28,619	29,521	28,718	27,826
(構成比)	41.7%	46.1%	48.7%	51.2%	54.2%
合計 (人)	60,977	62,075	60,644	56,076	51,316
(構成比)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※合計には分類不能を含まない

資料：国勢調査

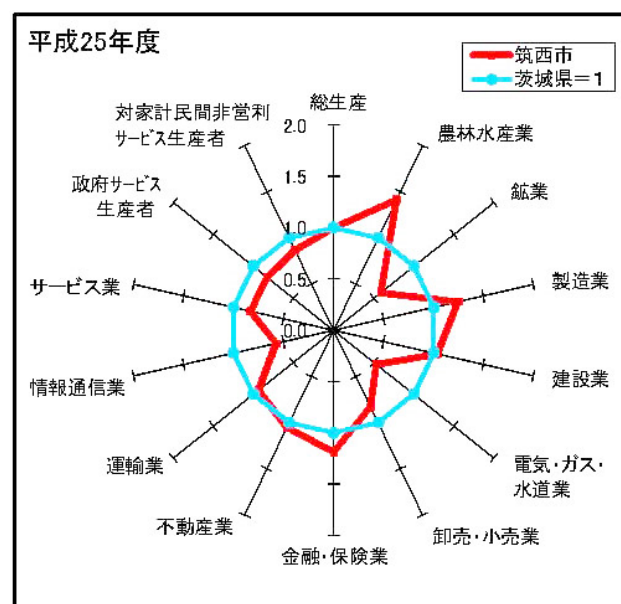
【産業別就業者数の推移】



県全体と比較した産業分類ごとの経済活動の大きさは、特に「製造業」、「農林水産業」が秀でています。平成 26 年経済センサスを見ると、日本全体から見た本市の経済活動の大きさを最も強いのは、雇用力及び稼ぐ力がともに最も高い「プラスチック製品製造業」となっており、雇用力については、次いで「社会保険・社会福祉・介護事業」、「医療業」が強く、地域外から稼ぐ力は「窯業・土石製品製造業」、「情報通信機械器具製造業」が強くなっています。

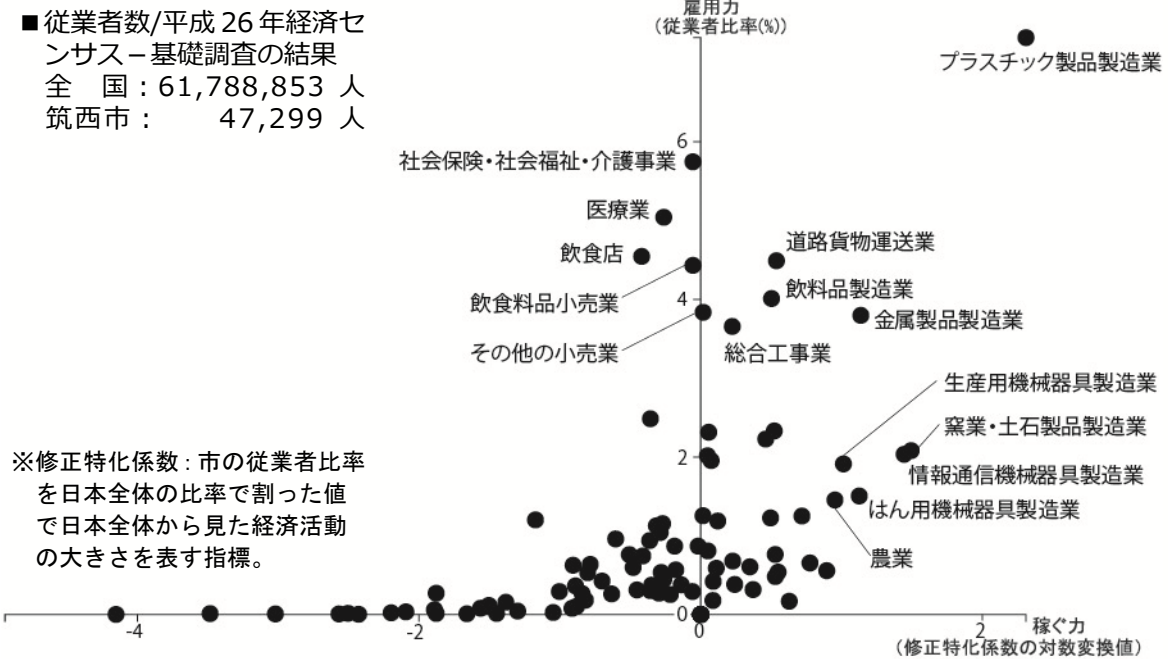
製造業を中心に求人が増加傾向ですが、充足率が低くなっています。

【産業構造の特徴（経済活動別総生産（名目）の特化係数※グラフ）】



※特化係数：市の経済活動ごとの構成比を県と比較し、県から見た相対的な経済活動構成比の大きさを表す指標。（特化係数＝市の経済活動構成比÷県の経済活動構成比）

【産業構造の特徴（地域の産業・雇用創造チャート（平成26年度））】

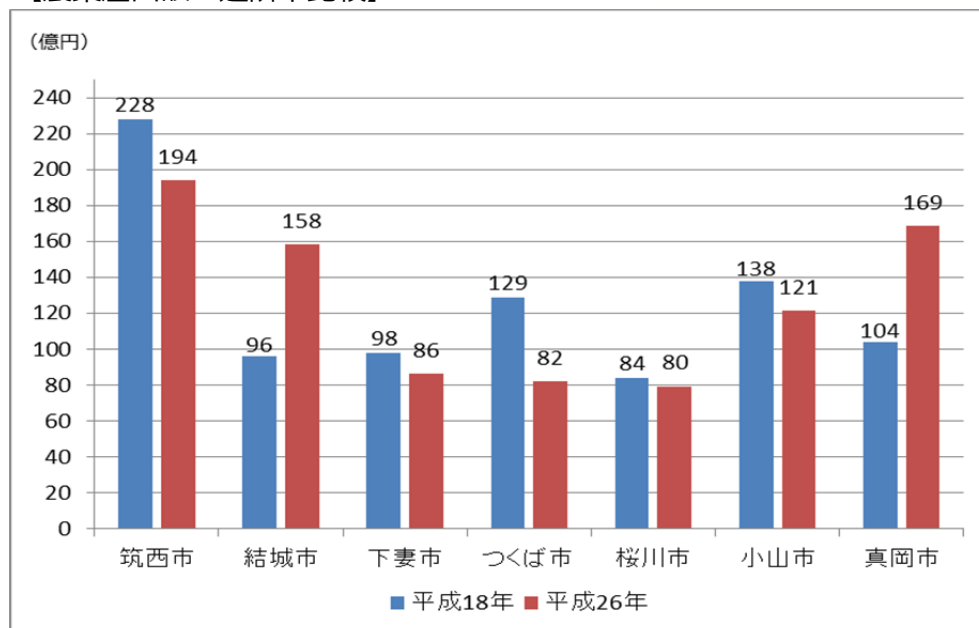


出典：総務省統計局「地域の産業・雇用創造チャート（平成26年経済センサス活動調査）」

（2）農業

農業は、筑波山の裾野に広がる平野と、市内を流れる河川に恵まれ、農業産出額が近隣市と比較して多く、水稻作付面積は県内第1位（平成27年）と県内でも有数の米処となっています。また、梨とこだますいかは国内でも有数の産地となっており、いずれも茨城県の銘柄産地指定も受けています。

【農業産出額 近隣市比較】



※平成18年の数値：市町村別農業産出額

※平成26年の数値：市町村別農業産出額（推計）

出典：農林水産省 生産農業所得統計

出典：農林水産省 市町村別農業産出額（推計）

【経営体数及び経営耕地面積他（平成 27 年）】

県内 順位	経営耕地のある 経営体数		経営耕地面積		水稲				すいか		梨	
	市町村	経営 体数	市町村	面積 (ha)	市町村	作付 経営体数	市町村	作付面積 (ha)	市町村	作付 経営体数	市町村	作付 経営体数
第1位	つくば市	3,023	筑西市	9,487	筑西市	2,588	筑西市	5,278	筑西市	215	筑西市	259
第2位	筑西市	2,936	銚田市	6,793	水戸市	2,327	稲敷市	4,888	つくば市	103	かすみがうら市	163
第3位	水戸市	2,660	稲敷市	6,471	常陸太田市	2,306	つくば市	3,211	桜川市	98	石岡市	156
第4位	石岡市	2,648	つくば市	6,082	つくば市	2,287	常総市	2,816	笠間市	49	下妻市	154
第5位	笠間市	2,608	行方市	4,852	石岡市	2,158	水戸市	2,360	常総市	44	八千代町	70

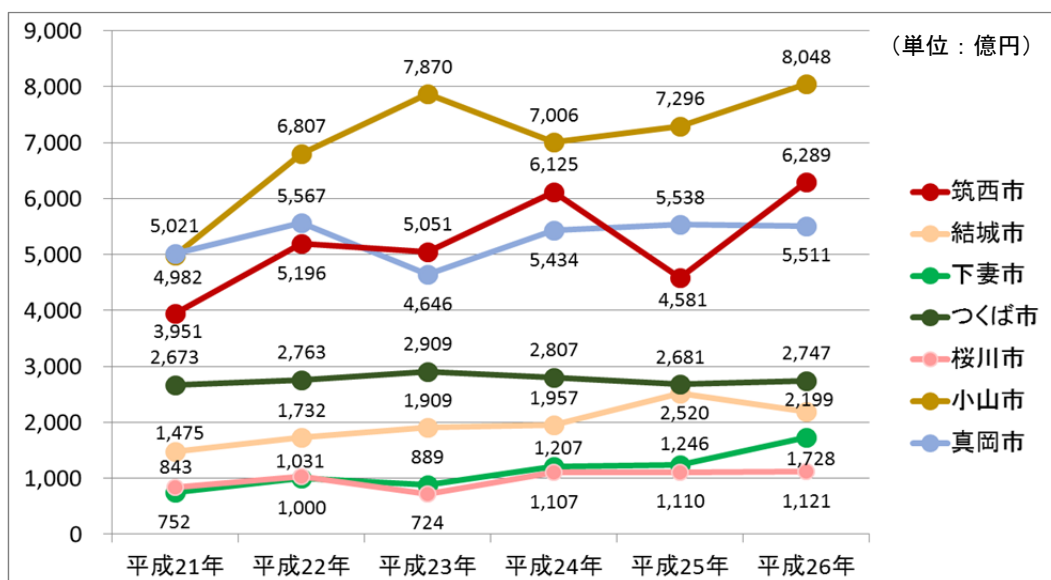
資料：農林業センサス

(3) 工業

工業は、事業所数・従業者数ともに減少傾向にあります。製造品出荷額は、平成 20 年 9 月のリーマン・ショックの影響を受けて落ち込んだ平成 21 年以降、増加傾向にあり、平成 26 年の製造品出荷額は、6,289 億円となっています。

製造品出荷額を近隣市と比較すると、平成 26 年時点で、小山市よりは低いものの、県内近隣市の中では 1 番多くなっています。

【製造品出荷額 近隣市比較】



資料：工業統計調査

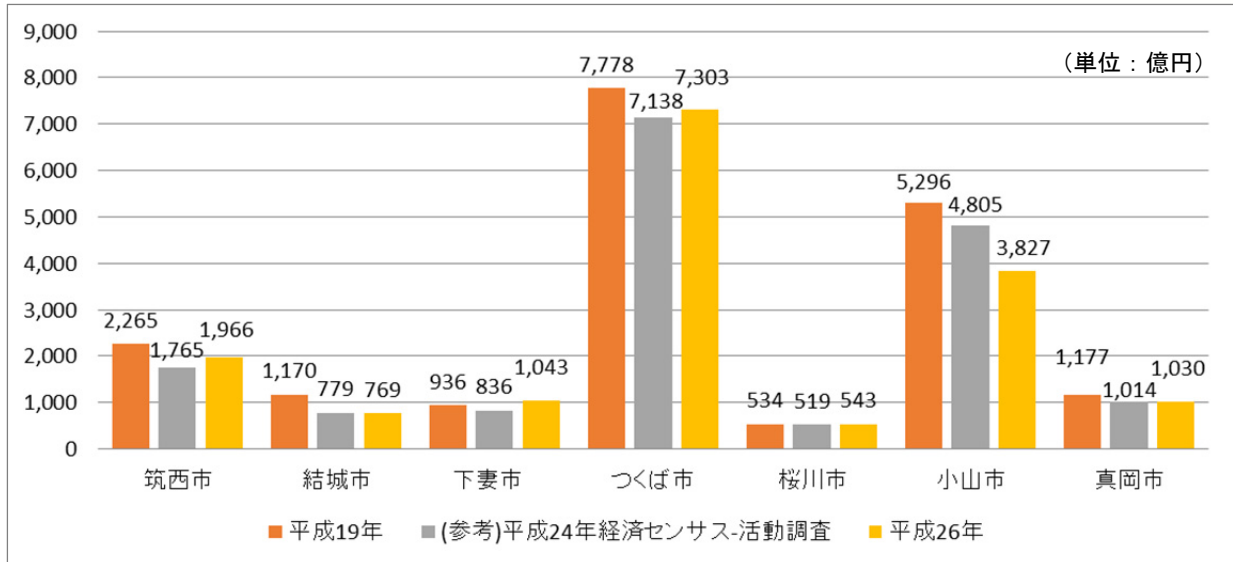
※数値は従業員 4 人以上の事務所のもの

(4) 商業

商業は、従来、下館駅周辺市街地を中心に、周辺地域を商圈とする商業の集積により発展してきましたが、近年、商店街において空き店舗が増加するなど、市全体の商店数、従業者数、年間商品販売額は、いずれも減少し続けています。

卸小売業の年間販売額を近隣市と比較すると、つくば市、小山市は突出して多くなっていますが、その他の市と比べると約2倍から4倍と多くなっています。

【卸小売業年間販売額 近隣市比較】

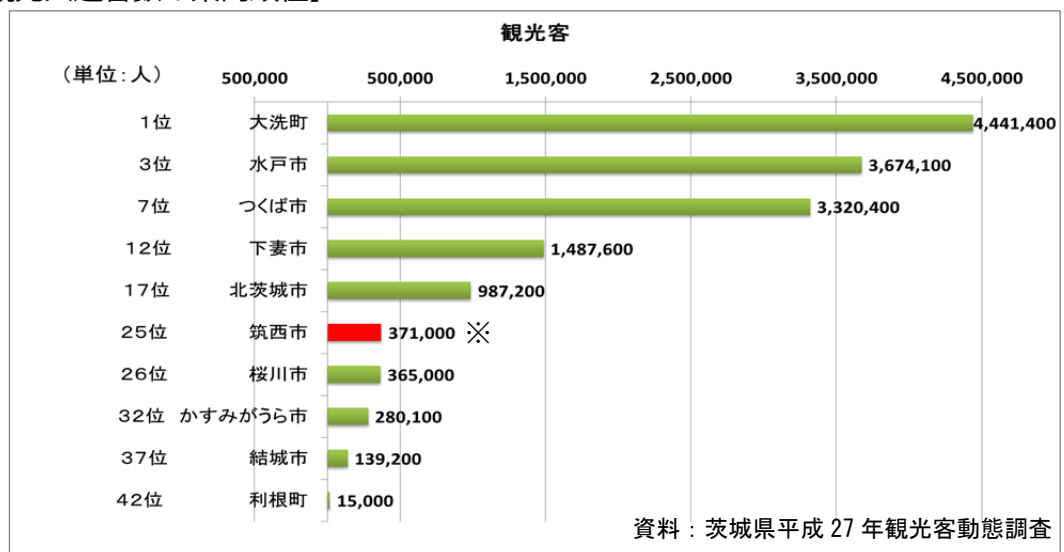


資料：商業統計調査

(5) 観光

本市は、下館祇園まつり、どすこいペア、あけのひまわりフェスティバル、小栗判官まつりといった4大イベントをはじめ、史跡・文化財などの観光資源を有しています。年間入込客数は、平成27年時点で371,000※人と平成26年時点より微増となっており、県内第25位となっています。

【観光入込客数の県内順位】



資料：茨城県平成27年観光客動態調査

※ 「下館祇園まつり」「どすこいペア」「あけのひまわりフェスティバル」「小栗判官まつり」の入込客数と「美術館」「板谷波山記念館」の入館者数

第3章

「筑西市総合計画」の検証

本市は、平成 17 年の 1 市 3 町の合併を経て新市として歩み出し、平成 19 年に策定した「筑西市総合計画」では、新市としての一体性の確保をはじめ、地方分権時代に対応する自主的な協働のまちづくりや、県西地域の拠点都市としての産業振興と交流人口の拡大、安心して子どもを生み生涯を暮らすことができるまちづくりなどを基本的な課題に据え、以下の 5 つの施策の大綱にて、将来都市像「人と自然 安心して暮らせる 共生文化都市」の実現に取り組んできました。

「筑西市総合計画における施策の大綱」

1. 連携と協働で進めるまちづくり
2. 豊かさを育む産業と観光のまちづくり
3. 健やかに安心して暮らせるまちづくり
4. いきいきと伸びやかに育つ人と文化のまちづくり
5. 心和む美しく豊かな景観と環境を大切にしたまちづくり

大綱ごとの検証結果は、以降のとおりであり、「筑西市総合計画」に基づく 10 年間の取組成果が表れているものと、課題が残されたものがあります。

第 2 次筑西市総合計画では、「筑西市総合計画」の検証結果を踏まえながら、時代の潮流を見据え、市民の期待に応えられるような次なる 10 年間のまちづくりを、戦略的に進めていくこととします。

1. 連携と協働で進めるまちづくり

市民と協働のまちづくりの基盤強化を進めてきた結果、目標指標としていた市民活動登録団体数の増加や、市内全小学校区でちくせい市政懇談会を開催し、市民との意見交換を行うことで市民の声を把握することができたなど、概ね期待どおりの成果が見られた一方、自治会への加入率が年々減少しており、地域コミュニティの維持のため、加入促進が必要となっています。

また、「男女共同参画都市宣言」のもと、男女共同参画の推進体制が整ったといえますが、今後の取組が重要となっています。

行財政改革では、職員の定員適正化計画による人員削減をはじめ、「第3次筑西市行政改革大綱」や同アクションプラン、「筑西市公共施設適正配置に関する指針（公共施設等総合管理計画）」を策定し、その推進に取り組むとともに、情報通信技術の進展を受け、行政手続においても市税などのコンビニ収納や住民票などの証明書のコンビニ交付サービスを開始したことで、市民サービスの利便性の向上が図られました。

2. 豊かさを育む産業と観光のまちづくり

農業は、「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」に基づき、認定農業者の育成を図るとともに、計画的な圃場整備により大区画圃場の整備を行いました。農業者の高齢化や後継者不足を背景に農家戸数の減少や耕作放棄地が問題となりつつあり、担い手の確保や担い手への農地集積を一層進めることが必要となっています。なお、都市と農村の交流は進み、特産品をはじめとする魅力のPRには市長がトップセールスマンとして取り組みました。

商業は、季節に合わせたイベントなどの実施により、商店街への誘客を図ることができた一方、小売業全体を見ると、商店数、従業者数、年間商品販売額ともに年々減少しており、中心市街地における賑わいや収益などの減少、店主の高齢化及び後継者不足への対応が必要となっています。

工業は、新たな工業団地の造成に着手するとともに、企業誘致や既存企業の育成支援に取り組みました。製造品出荷額は増加傾向ですが、事業所数や従業員数は横ばいとなっていることから、企業誘致活動を積極的に行うことなどが必要となっています。

観光は、下館祇園まつりをはじめとするイベントなどの支援により、年間入込客数は増加傾向にあるものの、茨城県内では未だ低い位置にあり、年間を通じて観光入込客数の増加を図ることが課題となっています。なお、マスコットキャラクター『ちっくん』が誕生し、ちっくんとともに筑西市の知名度アップやPRに努めました。

3. 健やかに安心して暮らせるまちづくり

地域の実情に即した健康づくりを推進するため、「ちくせい健康3プラン」を策定し、「自分の健康は自らづくり・守る」という考えのもと、子どもから大人までの市民の健康づくりを支援するため、各種健診、相談、予防接種事業などを実施してきました。

地域医療体制については、市民誰もが必要な医療が受けられるよう新中核病院の整備に向けた取組が進んでおり、地域医療の充実が期待されています。

また、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」が成立し、本市においても平成 27 年 3 月に「筑西市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育施設の定員増による保育の量の確保や就業形態の多様化・就労時間の変化に対応するため、延長保育や一時預かり事業などの支援、子育て支援団体への補助金交付、子育て支援センター事業、子育てアドバイザー訪問事業などを実施するとともに、放課後児童クラブの開設場所を増やすなど、地域の子育て支援の充実に取り組みました。しかし、出生数が減少する一方、保育需要が増加し、慢性的な保育士不足が続いていることから、保育人材の確保が急務となっています。

高齢者福祉サービスの充実などについては、在宅福祉サービスや介護予防、地域支援体制の充実に取り組んだものの、更なるサービスの充実が求められています。特に高齢者クラブについては、クラブ数、会員数ともに年々減少していることから、新規加入者を増やすことが必要となっています。

介護予防では、地域包括支援センターを増設し、サービスの充実が図られました。

障がい者福祉では、「基幹相談支援センター」などを設置し、相談を通じてニーズに合ったサービス提供に取り組みました。なお、障がい者の就労系の施設、障がい児の通所施設の増加により、利用者数の増加が見られます。

地域福祉の推進には、地域の支え合いが重要となりますが、地域意識の希薄化や福祉人材の固定化・減少が課題となっています。現在、民生委員児童委員を中心とした見守り活動を実施していますが、要援護者の増加や多問題家庭の増加もあり、対応が困難なケースが増えています。また、個人情報漏えいの観点から、要援護者情報の共有に同意を得られないケースも増えています。

4. いきいきと伸びやかに育つ人と文化のまちづくり

小中学校施設の耐震化及び整備を実施するとともに、学力向上と豊かな心の育成のために必要な教育環境の充実に努めてきました。また、子どもの育ちに寄り添った連続した教育活動の充実を目指す小中一貫教育の導入に取り組みました。さらに、下館学校給食センターが完成し、平成 27 年 4 月から全ての公立幼稚園・小中学校でセンター方式による給食を提供できるようになったことにより、調理業務などの合理化が進みました。

生涯学習については、学習機会の充実などを行い、市民活動団体自らが、活動の企画や事業運営に主体的に参画するようになりました。

生涯スポーツについては、スポーツイベントを通じた親睦や交流の促進が図られましたが、スポーツ少年団加盟団体及び団員数が減少傾向にあり、また、体育施設の老朽化も問題とな

っています。なお、毎年実施している「ちくせいマラソン大会」は、日本陸上競技連盟公認コース（10km）の認定を受けたことにより、市民はもとより全国からたくさんの参加をいただくようになりました。

地域文化の振興においては、新たに「小栗内外大神宮」が国指定文化財に指定されるなど貴重な歴史文化遺産の保全・活用を図りました。また、市民による各種文化・芸術団体の自主的な活動が盛んに行われました。本市ではこうした活動を支援するとともに、しもだて美術館や板谷波山記念館において企画展を開催するなど、市民が多種多様な文化・芸術に親しめる場を提供し、全国に発信してきました。

5. 心和む美しく豊かな景観と環境を大切にしたまちづくり

自然環境の保全や循環型社会の形成において、河川の水質に関わる数値の改善では成果が見られた一方、ごみの量は増加し、リサイクル率も減少傾向にあるなど、環境への配慮に対し課題が残されています。

民間の宅地開発については、区域指定制度を導入して適正に誘導することにより、集落の人口減少の抑制が図られたとともに、土地区画整理事業の推進により、快適な住環境の整備が図られました。

社会基盤整備については、国道50号下館バイパスをはじめ、筑西幹線道路等の一部開通など広域交通網の整備が進みました。また、生活道路、橋梁、公園、上下水道、河川、公営住宅などについて、適切な修繕や整備を進めており、整備率や普及率などの向上が見られます。

情報通信基盤については、光ファイバーが市内全域に張り巡らされ、提供エリア世帯カバー率が100%になるとともに、筑西ケーブルテレビが開局するなど、充実が図られました。

東日本大震災や関東・東北豪雨の災害復旧、防災倉庫の整備など、災害に強いまちづくりを進めてきましたが、自主防災組織率や自警団結成率は低い状況にあります。

第4章 時代の潮流

次なるまちづくりは、以下のような時代の潮流に対応し得るまちづくりが必要です。

1. 急激な人口減少と超高齢社会※の到来

我が国の総人口は、平成 20 年をピークに減少局面に入っています。総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は増加を続けており、平成 62（2050）年には世界で初めて約 4 割に達すると推計されています。

人口減少をはじめ、更なる高齢化の進展は、地域を支える担い手の減少による地域経済の停滞と地域運営の継続困難、雇用形態の変化、住民福祉を支える経費の増加などによる社会保障制度の持続困難、空き家・空き地の増加と市街地の空洞化など、社会・経済に様々な影響を及ぼすことが懸念されており、持続可能な都市構造への見直しなども含め、これらへの対策が必要不可欠となっています。

2. 地域経済を取り巻く環境の変化

我が国の経済は、高度経済成長期、安定成長期を経て発展し、成熟期を迎えています。

その一方で、バブル崩壊後のデフレーション、これによる国と地方の財政悪化、平成 20 年 9 月のリーマン・ショックを契機とした世界同時不況、平成 23 年 3 月の東日本大震災、昨今の欧州の財政危機などを背景とした円高による産業の空洞化など、我が国経済の先行きは一層不透明となっています。

世界経済は、交通や情報通信技術の発達により人・モノ・カネや情報が移動するグローバル化が進展し、各国経済の相互依存が深まるとともに国際間の競争が激化しています。

今後、経済のグローバル化は更に進展することが予想され、こうした動きに対応していくことが必要不可欠となっています。

なお、今後、人口減少により国内観光需要の減少が予測されるなか、インバウンドの推進は、地域観光収入の増加、雇用の創出、地域経済の活性化など、地域の発展に大きく寄与することが期待されています。

※超高齢社会：総人口に対して 65 歳以上の高齢者人口が占める割合を高齢化率といい、高齢化率が 7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」という。

3. 安全に対する意識の高まり

我が国では、豊かな自然から多様な恵みを享受できる一方、火山の噴火、地震、水害など、様々な自然災害の被害を被ってきましたが、未曾有の被害をもたらした東日本大震災を経験し、自然災害に対する防災意識の高まりが見られます。

首都直下地震(M7クラス)が発生する確率は今後30年間で70%程度と推定されており、また、地球温暖化に伴う気候変動の影響は、豪雨災害において既に顕在化しつつあることから、今後、これらの大規模自然災害に対して万全の備えを図ることが必要不可欠となっています。

大規模災害においては、被害の内容が多様化・複雑化するため、これまでの防災対策に加え、被災後の迅速な都市及び暮らしの回復に向けた仕組みについても検討しておくことが必要となっています。

4. 地球環境問題の深刻化

人間の経済活動に伴って排出された温室効果ガスの増大による地球温暖化が進んでいることに加え、東日本大震災による電力不足への懸念などから、人々の自然環境やエネルギーへの関心が高まっています。

我が国の平均気温は、100年当たりおよそ1.1℃の割合で上昇し、高温となる年が頻繁にあらわれ、大雨の発生頻度も長期的に増加傾向にあります。

これらの変化には、温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の影響が指摘されており、低炭素社会の構築が不可欠となっています。

東日本大震災に伴い、福島県で発生した原子力発電所の事故により、改めて自然エネルギーの利用拡大や省エネルギーに向けた取組が重要となっています。

5. 急がれる社会資本（インフラや公共施設）の老朽化への対応

我が国の社会資本ストックは、高度経済成長期などに集中的に整備され、今後急速に老朽化することが懸念されています。高速道路や鉄道施設といったインフラのトラブル発生など、その維持管理・更新に係る問題が各方面で顕在化し、社会資本の安全性が不安視されています。

また、いわゆるハコものといった公共施設においても、その維持管理・更新は、国のみならず、地方公共団体も含めた我が国全体の大きな課題であり、真に必要な社会資本整備とのバランスを取りながら、戦略的に維持管理・更新（関係する点検・診断、評価、計画・設計及び修繕などを含む。）を行うことが必要となっています。

6. ICT※の劇的な進歩など技術革新の進展

インターネットの社会基盤化を背景として、高速ネットワーク、とりわけ高速モバイル通信の普及を背景としたスマートフォンの普及、クラウド化に伴うビッグデータ※・オープンデータ※活用の高まりなど、ICTの新たなトレンドが期待されています。

我が国が備える世界最先端のICT基盤を有効に利活用し、我が国が抱える様々な課題(少子高齢化、医師不足、協働教育※の実現、地域経済の活性化など)に対応することが必要不可欠となっています。

また今後、ものづくり技術をはじめ、自動車の環境・安全分野などの機械技術、ロボットや人工知能技術、自然エネルギー活用技術、医療技術など、多様な分野での技術革新が進むことにより、地方の生活が劇的に変わることも想定されることから、近隣市などとも連携し、こうした動きに迅速に対応していく必要があります。

7. 地方分権の進展（地方の自主性と自立）

新たな局面を迎える地方分権改革においては、「個性をいかし自立した地方をつくる」ことを掲げ、行政の質と効率を上げる、まちの特色と独自性をいかす、地域ぐるみで協働することを目指しています。

このようななか、地方自治体は、自主性と自立性を持って自らの責任と判断でまちづくりを進めていくことが求められており、市民や民間事業者と行政が一体となって、それぞれの役割と責任のもと公共の領域を担い、協働・連携していくことが必要となっています。

また、「消滅可能性都市」や「地方創生」などが注目されることと並行して、地方自治制度における広域行政や自治体連携のあり方が改めて問われています。

したがって、地方が自らの責任と判断により自治体を運営することを基本とし、画一的な行政運営から脱却するとともに、地域の人々の積極的な市政への参画を推進し、歴史や風土、伝統文化などの地域の特性をいかした魅力的で自立した地域づくりを進めていくことが重要です。

※I C T : Information and Communication Technology の略。情報処理及び情報通信、つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

※ビ ッ グ デ ー タ : 情報通信技術の進展により、生成・収集・蓄積などが可能・容易になる多種多量のデータのこと。

※オープンデータ : 「機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータ」であり「人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの」のこと。

※協 働 教 育 : 子どもたち同士が教え合い学び合う協働的な学びのこと。具体的な活動として、タブレットPCや電子黒板などを活用し、教室内の授業や他地域・海外の学校との交流学习を通じて、思考力、判断力、表現力などを育成すること。

第5章 市民の市政に対する意向

市民の市政に対する意向や評価を把握し、市民意向を取り入れた計画づくりを行うため、市民意識調査をはじめ、市民参画会議の開催やパブリックコメントなどを実施しました。

《主な市民参画の取組》

1. 市民意識調査（市民 2,500 名を対象としたアンケート調査）
2. ちくせい未来会議（市民 58 名で構成された、市への提言を目的とした会議）
3. ちくせい若者会議（市民[若者]16 名で構成された、市への提言を目的とした会議）

『市民意識調査』の結果を見ると、「農業や農産物の豊かさ」や「歴史的まちなみや筑波山を望む田園の景観」を誇りに思う一方、医療関連・雇用・防災の項目で満足度が低く重要度が高いという結果となっています。また、人口減少対策としては、「企業誘致、創業支援、産業活性化などにより安定した雇用を確保する」が最も多く、次いで、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「少子高齢化、人口減少を踏まえた持続可能で安全・安心なまちをつくる」となっています。

将来のまちには「医療・福祉の充実した、健やかに安心して暮らせるまち」を望む声が多くなっています。

また、『ちくせい未来会議』や『ちくせい若者会議』からは、人口減少や少子高齢化を背景に、これからの筑西市に若者が増え、いろいろな世代が安心して暮らせるまちにするための取組として、誇りを大事にしながら、多様な魅力や情報を発信するとともに、若者が戻ってきたくなるまちの受け皿づくりや、貴重な歴史・文化資源をいかした郷土愛の醸成、子育て世代も一人暮らしの高齢者も安心して暮らせる、地域総ぐるみでの取組などに関する提言をいただきました。

1. 市民意識調査

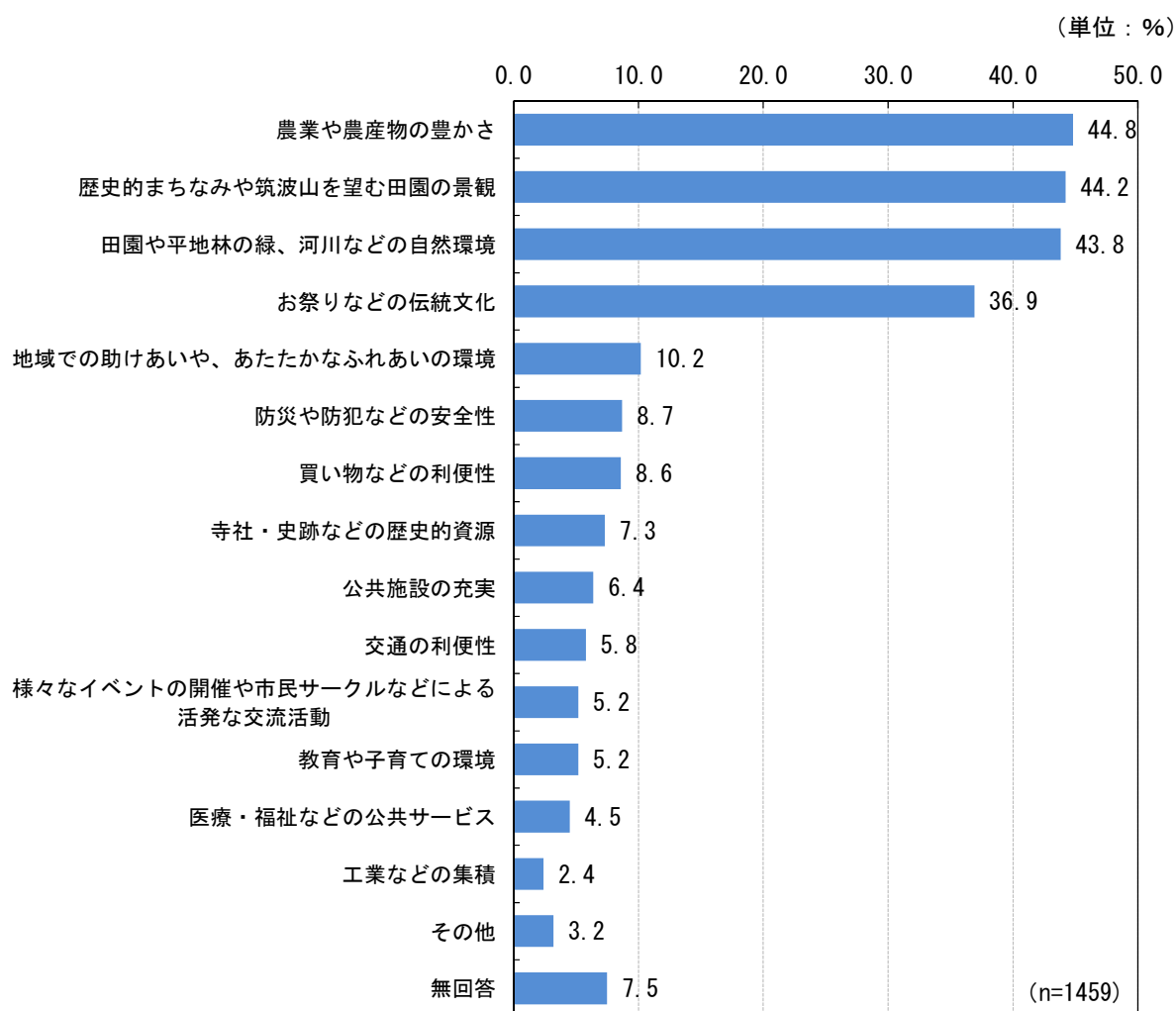
筑西市の現状やまちづくりの取組に対する市民の評価や満足度、社会情勢などから取組を必要とする重要な課題について市民の意向や行動の実態を把握することを目的に市内に居住する20歳以上の方々から無作為に抽出した2,500名を対象にアンケート調査を実施しました。

項目	概要
調査期間	平成27年9月～10月
回収状況	配布数：2,500通、回収数：1,459通、回収率：58.4%

◆ 調査結果概要 ◆

【筑西市ですばらしいと思うこと、誇りに思うこと】

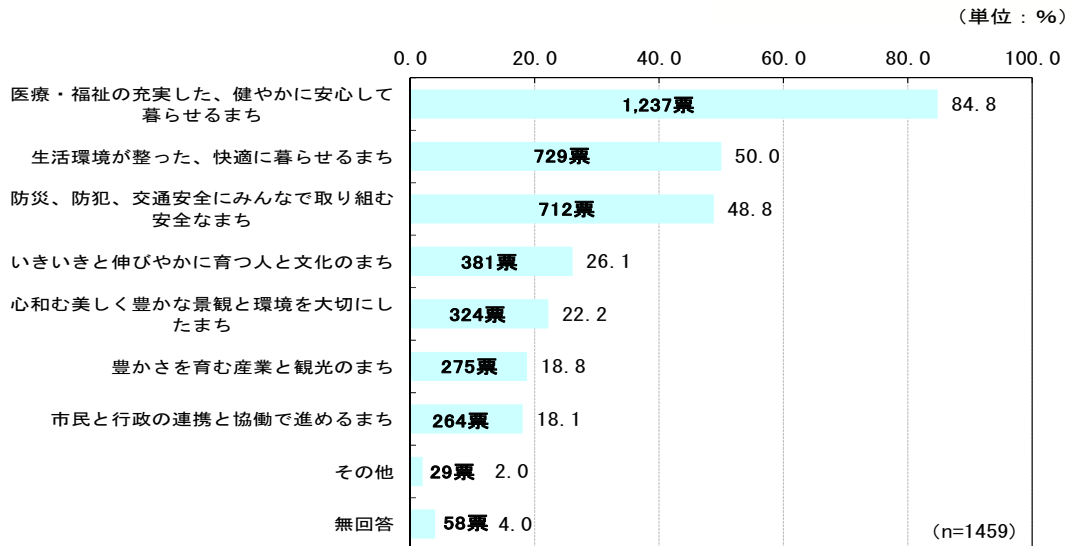
第1位は「農業や農産物の豊かさ」で44.8%、第2位は「歴史的まちなみや筑波山を望む田園の景観」で44.2%、第3位は「田園や平地林の緑、河川などの自然環境」で43.8%、第4位は「お祭りなどの伝統文化」で36.9%となっています。



【将来の筑西市をどのようなまちにしていきたいか】

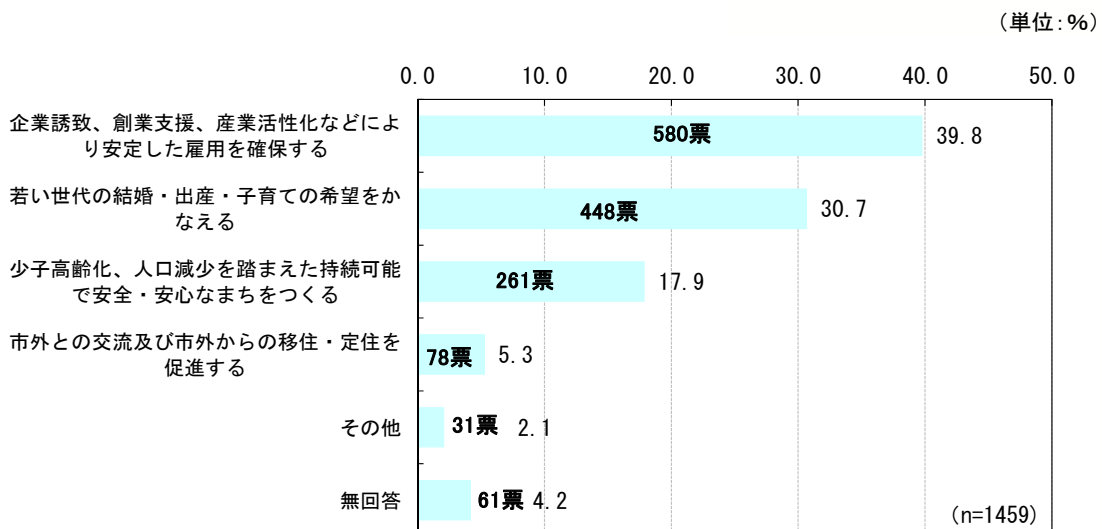
第1位は「医療・福祉の充実した、健やかに安心して暮らせるまち（健康・福祉）」で 84.8%と大多数の市民の回答が見られます。

第2位は「生活環境が整った、快適に暮らせるまち（暮らし）」で 50.0%、第3位は「防災、防犯、交通安全にみんなで取り組む安全なまち（安全）」で 48.8%となっています。



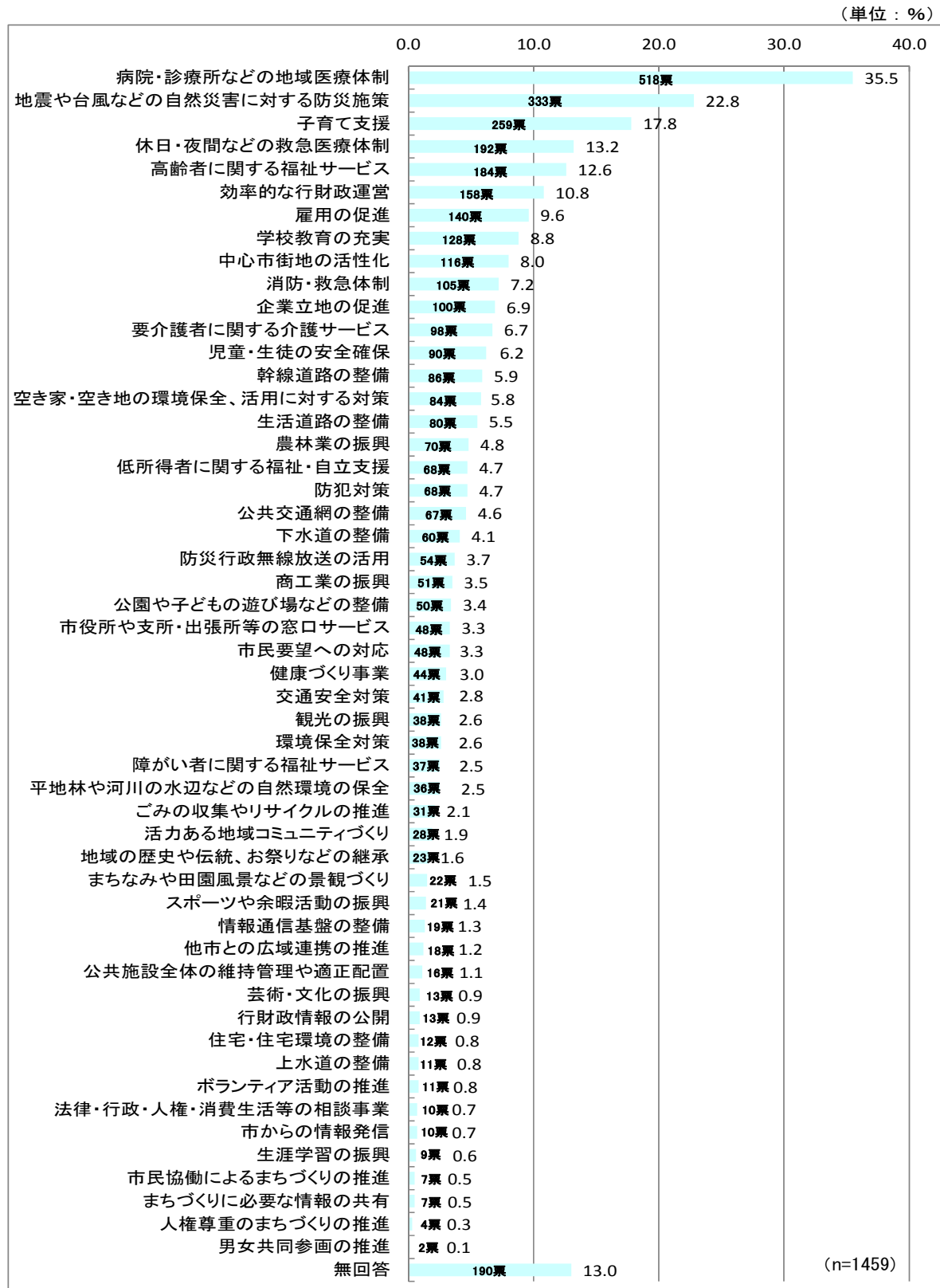
【人口減少対策として、どのようなことに力を注ぐべきか】

第1位は「企業誘致、創業支援、産業活性化などにより安定した雇用を確保する」で 39.8%、第2位は「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」で 30.7%、第3位は「少子高齢化、人口減少を踏まえた持続可能で安全・安心なまちをつくる」で 17.9%となっています。



【今後、筑西市の取り組む施策（事業）として重要だと思う項目】

第1位は「病院・診療所などの地域医療体制」で 35.5%、第2位は「地震や台風などの自然災害に対する防災施策」で 22.8%となっています。



2. ちくせい未来会議

市民の立場から、①健康・福祉 ②都市・産業 ③教育・文化 ④住民・生活の4つの部会ごとに、これからのまちづくりの方向や具体的な施策の方針などについて意見をまとめ、市に提言することを目的として開催し、総合計画への提言をいただきました。

【組織】各部会 15 名以内、合計 58 名で構成

部会名	主な検討分野
健康・福祉部会	医療、介護、高齢者・障がい者・子育て支援、健康づくりなど
都市・産業部会	市街地・道路網の整備、農業・工業・商業・観光振興など
教育・文化部会	教育、生涯学習、歴史文化、スポーツ、青少年育成など
住民・生活部会	防犯・防災、環境保全、地域コミュニティ、男女共同参画、市民協働、行財政運営など

【提言の概要】

◆ 健康・福祉部会

- 1) 一人暮らしの高齢者も含めて全ての高齢者が安心して暮らせるまちづくり
- 2) 地域での見守り・支え合いの体制強化
- 3) 若者世代が暮らしやすく、安心して子育てできるまちづくり
- 4) 障がい者の自立を支えるまちづくり
- 5) 市民全員が健康に暮らし続けられるまちづくり

◆ 都市・産業部会

- 1) 雇用と賑わい創出（若者が希望を持って暮らし、挑戦できるまちづくり）
- 2) 農業振興と新規事業への取組
（食を大切にしたい農業振興と先端技術を取り入れた農業の工業化などへの取組）
- 3) コンパクトシティの形成
（持続可能な都市基盤整備と多極型のコンパクトシティの形成）
- 4) 道路及び交通網の整備・充実
（効率的な都市活動や高齢化社会を支える道路の整備・充実）
- 5) 観光振興と PR の推進（地域の個性をいかし、発信するまちづくり）

◆ 教育・文化部会

- 1) 若い世代の期待に応える教育レベルの向上と地域ぐるみでの教育体制の確立
- 2) 郷土愛の醸成など、自然、歴史・文化・芸術の継承に向けたしもだて美術館の有効活用と学校教育と連携した取組実施
- 3) 生涯学習の推進
- 4) 学校の統廃合への対応

◆ 住民・生活部会

- 1) 市民誰もが参加し、支え、支えられるまちづくり
- 2) シティプロモーションの推進
- 3) 暮らしを支える交通環境の改善
- 4) 市及び地域が一丸となった防災・防犯への対応
- 5) 生活環境の改善、環境保全
- 6) 効率的な行財政運営・サービス向上

3. ちくせい若者会議

20～30 代の若者の立場から、産業・観光・健康づくり・福祉・教育・文化・環境問題・住民活動・市民参加の促進などについての課題や対応策を検討後、意見をまとめ、筑西市全体のまちづくり施策を市に提言することを目的として開催し、総合計画への提言をいただきました。



会議の様子

【組織】 20～30 代の市民 16 名

【提言の概要】

◆ 10 年後の筑西市として望まれる姿

魅力を発信できる筑西市
～ 若者が増えていろいろな世代が暮らしやすいまち ～

- 提言 1) 様々な情報や人、サービスが双方向につながり、結びつくことのできる場や機会、仕組みづくり
- 提言 2) 一度市外に出た若者が戻りたいと思える、戻ってくることのできる受け皿づくり
- 提言 3) 今ある施設・資源・魅力をつなげていかす取組
- 提言 4) 生活、観光、企業活動などに資する交通の利便性向上と、交通結節点の特徴を活かした環境づくり
- 提言 5) 今ある魅力をみんなに知ってもらい、自慢できるような取組及びインパクトのある情報発信を行う
- 提言 6) 民間活力の活用による運営の効率化

第6章 次なるまちづくりへの課題

次なるまちづくりを成功させるためには、「筑西市総合計画」の検証を踏まえ、時代の潮流に対応し得るまちづくりを念頭に、市民の市政に対する意向や評価を真摯に受け止めたまちづくりを進める必要があります。

次なるまちづくりを成功させるための課題は次のとおりです。

課題1 誇れる資源を最大限いかしたまちづくり

本市はこれまで、県西の中心的なまちとして発展してきましたが、平成7年をピークに人口減少時代に突入し、労働力人口の減少や担い手不足が顕著となり、いかに地域の存続・継承を図るかが課題となっています。また、グローバル化が進み、地域間競争が激化する状況においては、いかに地域の独自性・自立性を高めていくかが、地域を存続させる意味からも問われています。

本市には、誇れる資源があります。人口減少や地域間競争に打ち勝ち、次なるまちづくりを成功させるためには、「誇れる資源」を最大限にいかして、雇用の場となる産業の活性化を図るとともに、人が集まり、交流や賑わいが生まれる都市を実現していく必要があります。

「誇れる資源」

- ・ 筑波山を望む美しい景観や豊かな自然
- ・ 市の中心を東西・南北の十字に鉄道・道路が走る交通の要衝
- ・ 県内上位の耕地面積を有する米処であり、品質も高い梨やこだますいかななどの産地
- ・ 出荷額が県内近隣市と比べて多い製造業の集積
- ・ 先人たちが残してきた歴史文化遺産

課題2 あらゆる世代の安全・安心を支えるまちづくり

市民の声としては、医療・健康を含めた安心面や、東日本大震災、平成27年の関東・東北豪雨等の災害などにより、安全面への意識の高まりが強く見られます。

ちくせい未来会議やちくせい若者会議の提言では、次代を担う子育て環境の充実や、まちづくりの担い手としての若者に期待が寄せられるとともに、高齢者・障がい者など、誰にで

もやさしい福祉の充実が求められており、そのために地域ぐるみの体制づくりの必要性が指摘されています。

住む人や働く人を増やすためには、雇用の場の確保はもとより、豊かな自然環境を守りながら、災害に強い都市を築くとともに、通勤・通学の利便性の向上も視野に、近隣都市との連携を強化する交通網の充実を図ることが必要です。

また、都市機能の集約化とネットワーク化や生活基盤の整備などにより、暮らしや産業を支える持続可能な都市を実現することが必要です。

これまで取り組んできた福祉サービスなどの更なる充実を図り、子育て世代や一人暮らしの高齢者も含め、あらゆる世代が安全に安心して暮らし続けることができる社会の実現が必要です。

課題 3 貴重な歴史・文化芸術を未来へつなぐまちづくり

旧下館市、旧関城町、旧明野町、旧協和町がそれぞれ育んできた歴史や文化芸術は、先人たちが残してきた貴重な財産です。

新治廃寺跡をはじめ、本市が有する文化遺産の多くは、指定文化財として大切に保護され、地域に根差した文化財として守り育まれてきました。

また、日本一の大神輿が渡御する「下館祇園まつり」などの祭事をはじめ、2名の文化勲章受章者「陶芸家の板谷波山（いたやはざん）先生」、「洋画家の森田茂（もりたしげる）先生」のふるさとであり、重要無形文化財保持者（人間国宝）「漆芸家の大西勲（おおにし いさお）先生」が市内で創作活動をされていることは、市民の大きな誇りとなっています。

次なるまちづくりは、若者に選ばれるまちの形成に向け、これまでの取組を強化し、次代を生き抜く能力を持った子どもが育つ教育環境づくりはもとより、郷土愛の醸成を基本として、地域を愛する子どもたちによって、貴重な歴史・文化芸術が未来へ引き継がれていくまちづくりを進める必要があります。

課題4 まちづくりを支える基盤の強化

まちづくりを支える基盤として大切なものは、「人」、「情報」、「行財政」です。

人口減少時代に突入し、労働力人口の減少や高齢化により、働き手はもとより、地域コミュニティを支える人材が不足し、人材確保と後継者育成が大きな課題となっています。

地域活力の維持や地域運営の継続のためには、地域の潜在力を最大限に引き出し、活力あるコミュニティの実現に取り組むことが必要です。

また、こうした状況を打開するために取り組む、「移住・定住の促進」や「産業・観光振興」などの施策を支えるためには、様々な情報を広く、積極的かつ戦略的に発信していくことが必要です。

さらに、行財政改革の更なる推進に向け、効率的な行政運営、計画的な財政運営、市民サービス向上に取り組むことが必要です。

第2部

基本構想

第1章 将来都市像	34
第2章 人口フレーム	37
第3章 土地利用構想	38
第4章 施策の大綱	42

第1章 将来都市像

次なるまちづくりへの課題を踏まえ、市民みんなで共有する「将来都市像」と、将来都市像の実現に向けたまちづくりの基本テーマとなる「まちづくりの基本理念」を次のとおり設定します。

1. 将来都市像

あらゆる世代が安心して暮らせる元気都市 筑西

～ 若者よ 筑西に ～

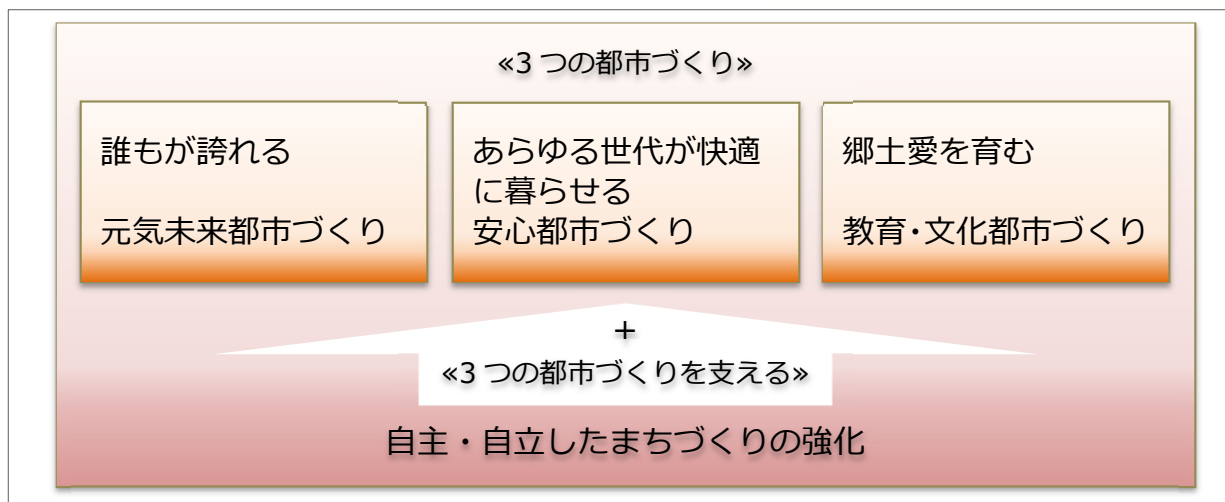
急激な人口減少と少子化、経験したことのない超高齢社会の中で、都市機能や地域を持続的に発展させていくためには、幅広い分野で担い手として期待できる若者を呼び込むとともに、転出を抑制し、若者とともに未来を切り開いていくことが必要不可欠です。

安定した雇用のもと、若い人たちが筑西市に集まり、まちに賑わいや活力をもたらし、子どもを産み育て、高齢者と相互に支え合う社会はもとより、経済や環境の持続性が生まれるような好循環が必要です。

本市は、筑波山を望む美しい景観や豊かな自然を有するとともに、交通の要衝であり、また、食べるものが美味しく豊富で、雇用力も稼ぐ力も強い工業を有し、歴史・文化資源といった強みを有するとともに魅力あるまちです。

そこで、次なるまちづくりは、若者にも高齢者にも選ばれる、“人”が主役のまち、あらゆる世代が安心して暮らせるまちとして、誇れる資源（強み）をいかした力強い産業の育成をはじめ、子育てや健康長寿を支える医療・福祉の充実、郷土愛の醸成と教育環境の充実、家庭・地域・学校が連携した人育ての環境づくりを行い、“人も元気、まちも元気な都市（元気都市）”の実現を目指します。

2. まちづくりの基本理念



「まちづくりの基本理念」は、将来都市像実現に向け、誇れる資源を大事にしながら、あらゆる世代の暮らしを支え、郷土愛を育む教育環境のある「3つの都市づくり」と、その都市づくりを支える「自主・自立したまちづくりの強化」に、総合的に取り組みます。

基本理念 1 誰もが誇れる 元気未来都市づくり

県西地域の拠点として、誇れる資源をいかし、農業・商業・工業の調和の取れた発展と連携により、雇用場ともなる力強い産業を確立します。

また、幅広い分野で担い手として期待できる若者を呼び込み、交流や賑わいが生まれる、人も産業も元気な未来都市づくりを目指します。

「誇れる資源」

- ・ 筑波山を望む美しい景観や豊かな自然
- ・ 市の中心を東西・南北の十字に鉄道・道路が走る交通の要衝
- ・ 県内上位の耕地面積を有する米処であり、品質も高い梨やこだますいかなどの産地
- ・ 出荷額が県内近隣市と比べて多い製造業の集積
- ・ 先人たちが残してきた歴史文化遺産

基本理念 2 あらゆる世代が快適に暮らせる 安心都市づくり

豊かな自然環境を守りながら、災害に強く、暮らしや産業を支える交通網や都市機能が充実した効率的な都市づくりを目指します。

また、子育て世代や一人暮らしの高齢者も安全に安心して暮らし続けることができる健康長寿社会の実現に向け、地域医療提供体制を構築し、結婚・出産・子育て・介護などのライフステージに合わせた、医療・保健・福祉・介護の支援機能を充実させ、生活基盤の整った快適で安心な都市づくりを目指します。

基本理念 3 郷土愛を育む 教育・文化都市づくり

次代を拓く若者が夢をかなえることのできる質の高い教育環境づくりを行うとともに、市民一人ひとりが生涯にわたって成長できる学びの環境を整備します。

先人たちが残してきた貴重な歴史・文化及び芸術を通して、地域を愛する子どもたちをはじめ、市民自らが行動し正しく学ぶことで、郷土愛の醸成が図られ、未来へ引き継がれていく教育・文化都市づくりを目指します。

基本理念 4 自主・自立したまちづくりの強化

人口減少時代において、前記した「3つ」の都市づくりを支え、自主・自立したまちとして地域の存続・継承を図るためのカギとなるものは、「人」であり「情報」であり、そして「行財政」です。

人と地域の新たな関わり方を念頭においた地域自治や男女共同参画社会の実現、人材育成、地域の人々の積極的な市政への参画を推進し、市民総参加で地域の潜在力をいかした参画と協働によるまちづくりを進めます。

また、高度情報化社会の更なる進展を見据え、情報を最大限に活用して、地域の特性をいかした魅力的で独自性のあるまちを積極的に発信し、「移住・定住の促進」や「産業・観光振興」などの施策を支えます。

さらに、選択と集中・連携による効率的な行政運営及び新たな財源確保や財源の有効活用などによる計画的な財政運営を行い、永続的な行政サービスの提供と持続可能な地域経営基盤の確立を目指します。

第2章 人口フレーム

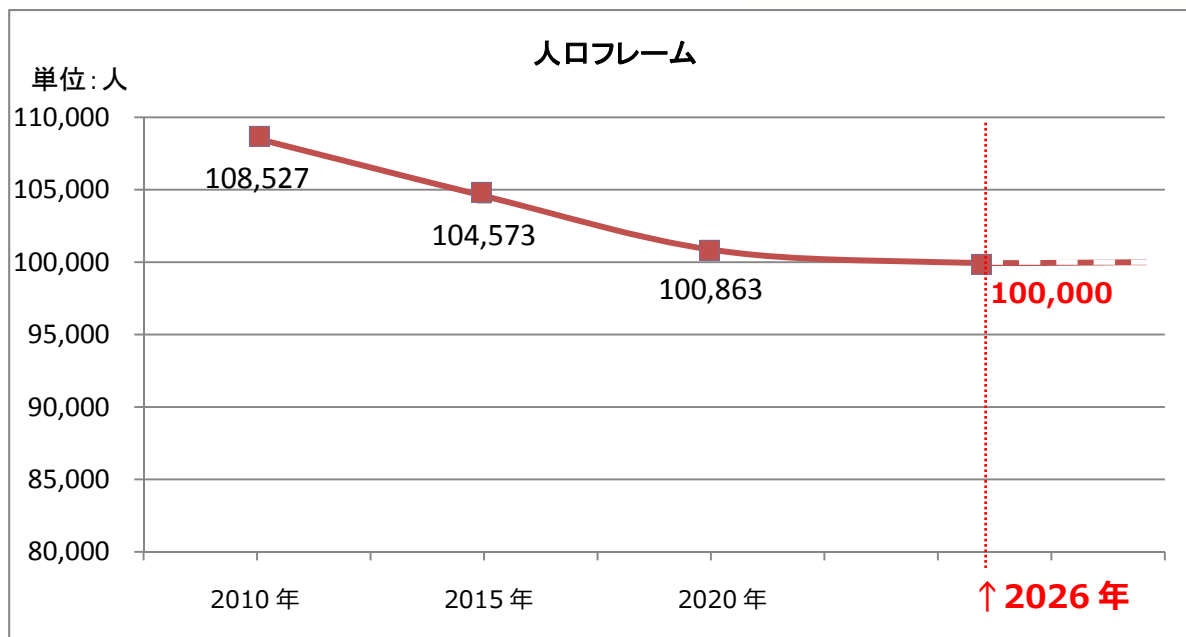
本市の総人口は、平成 28 年 10 月 1 日時点では 103,788 人と県内第 8 位の人口規模となっています。

10 万人という人口規模は、百貨店・総合スーパーが立地する割合が高くなる規模であり、行政機能をはじめ、多様なサービス機能を維持していくために必要な規模となります。

平成 72（2060）年までを対象期間とした長期的な計画である「筑西市 まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」では、将来の推計人口が 10 万人を下回る推計ですが、本計画は、平成 38（2026）年までの 10 年間の計画であることから、様々な施策を通して、本市の魅力向上や移住・定住人口増加を図りながら「10 万人」の維持に取り組みます。

●平成 38（2026）年の総人口 : 10 万人

■図 人口フレーム



■表 国立社会保障・人口問題研究所推計人口（社人研準拠）と「筑西市 まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」における推計人口（市独自推計）

(単位：人)

	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年
社人研準拠	108,527	103,977	99,419	94,447	89,122	83,474	77,546
市独自推計	108,527	104,144	100,863	97,644	94,529	91,344	87,981

出典：筑西市 まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略（平成 28 年 3 月策定）

第3章 土地利用構想

1. 土地利用の基本的な考え方

本市は平成 17 年に 4 市町が合併し、新生筑西市が誕生してから 10 年が経過しました。土地利用構想を考えるに当たり、この 10 年間を振り返り、かつ今後の 10 年を見据えた、本市のグランドデザインを描くことが重要です。

2. 土地利用構想

(1) 土地利用の基本的な考え方

豊かな自然や田園環境の中で市独自の魅力と活力を育み、市民が愛着と誇りを持って住み続けることができるよう、次のような考え方のもと、「拠点」「土地利用」「軸」の適正配置により、“あらゆる世代が安心して暮らせる元気都市 筑西”の具体的な展開を目指します。

① バランスのとれた土地利用

駅周辺などの市街地をはじめ、市内に点在する工業団地、規模の大きな公園や文化・交流施設などの触れ合いなどの場、豊かな自然や農地、農村集落などの田園環境といった、それぞれの特徴を持った土地利用配置のバランスを継承します。

なお、幹線道路の周辺などは、都市の持続的発展を念頭に、適正な土地利用を図ります。

② 都市機能の立地適正とネットワーク化

駅周辺をはじめとする主要な既成市街地は、居住地として適正に位置づけ、居住誘導を図ります。

既成市街地は、居住誘導や都市機能の立地適正化の観点から、行政、芸術文化、商業、業務、交流などの都市機能が集積する市の中心的市街地と、その他の市街地において、各種サービスの効率的な提供を図るため、それぞれの役割に応じた機能を維持しつつ集約することを検討します。

また、快適で効率的な都市の形成を図るため、市の中心的市街地とその他の市街地を結ぶ骨格となる道路網や公共交通ネットワークを構築するとともに、工業・物流機能が集積する地区については、広域交通網との快適なネットワークの形成を図ります。

なお、公共施設については、適正配置（多機能化・複合化）に取り組むとともに、適正配置後の土地（跡地）については、土地利用構想に即した有効活用を図ります。

③ 観光・交流人口増加など人を呼び込む空間形成

玄関口となる駅前空間をはじめ、骨格道路や河川沿いについては、地域の顔としての景観を意識し、「美しい」、「品格のある」都市空間を創造します。

④地域の魅力化

自然や田園、歴史、文化など地域の特性を尊重し、各地域の「らしさ」を重視した美しく質の高い都市空間の形成を図ります。

(2) 土地利用構想

① 土地利用の方針

既存の都市基盤や機能集積をいかながら、「拠点」を配置するとともに、拠点機能を支える「土地利用」を設定し、魅力と活力にあふれたまちづくりを進めます。

《拠点》

○都市拠点

下館駅周辺の既に都市機能集積が見られるエリアを「中心市街地」として位置づけ、行政、芸術文化、商業、業務、交流などの都市を形成する中枢機能の戦略的な集積・強化を図ります。

また、中心市街地とその周辺の市街地を「都市拠点」として位置づけ、中心市街地と連携し快適に暮らせる環境整備を図ります。

○地区拠点

主要な既成市街地などを「地区拠点」として位置づけ、位置的特性や既存集積機能などを考慮しながら、都市機能の向上を図ります。

地域の商業などの生活利便を維持するとともに、多様な交流の場としての拠点性を高め、それぞれの地域における活力の創造をリードします。

○産業拠点

既存工業団地やつくば明野北部工業団地（田宿地区）を工業・物流機能が集積する「産業拠点」として位置づけ、拠点の拡大や新規追加なども視野に、産業・技術の高度化や新産業の創造、さらに地域の活力を生み出す地域共生型の新たな産業の振興などを促進します。

また、その他の拠点は、地区の立地特性に応じた機能の集積を図り、暮らしや活力、交流などを支える拠点として環境整備を図ります。

なお、内環状道路沿いの下館駅南地区は、当該地区の活性化を支援する複合機能の集積を検討するとともに、養蚕地区では、新中核病院を核に施設利用者が安全に快適に利用できる環境整備を検討します。

○緑・歴史・文化・交流拠点

県西総合公園、下館運動公園などの運動施設、関城跡やにいぼりの里などの史跡、生涯学習センターや明野公民館などの文化施設、鬼怒川の水辺や協和の杜公園などの自然・緑と触れ合う空間を「緑・歴史・文化・交流拠点」として位置づけ、市民や来訪者の憩いや触れ合い、スポーツ、レクリエーションなどの場として、その環境や機能の整備、充実を図ります。

また、国道50号バイパス沿いの竹島地区は、道の駅を核に、市民や来訪者の交流などを支える拠点として環境整備を図ります。

《土地利用》

○都市的土地利用ゾーン

現在の市街化区域を基本として、都市拠点や地区拠点、産業拠点として位置づけた箇所においては、市街化を促進する都市的土地利用を図ります。

なお、内環状道路沿いの下館駅南地区、養蚕地区、竹島地区については、新たな活力の創出を考慮しながら、周辺の土地利用と調和する適正な土地利用を図ります。

○田園生活ゾーン

豊かな自然や農地、農村集落などの田園環境に恵まれた地域を「田園生活ゾーン」として位置づけ、豊かな環境の恵みを楽しみ、ゆとりある暮らしを創造していく地域とします。

市街地周辺や幹線道路沿道などにおいては、都市的な土地利用との調和を図ります。

また、広大な農地の保全を基本としながら、交流型産業の創出と観光の振興に資する空間としての活用も視野に、自然や田園環境の保全・整備を図ります。

②骨格的な連携軸の配置方針

骨格となる連携軸として、都市間連携の強化や市内拠点間連携により利便性の向上や交流の活発化などを図る「交通軸」の形成を図るとともに、都市に潤いを与え、また交流を創出する「水と緑の環境軸」の形成を図ります。

《交通軸》

都市拠点の形成、市民生活や産業活動などを支える基盤として、環状型の「都市内連携軸」と放射型の「広域連携軸」の形成を目指します。

○都市内連携軸（内環状・外環状）

都市拠点外周において集散する交通を円滑に処理する「内環状」と、地区拠点間を連絡する「外環状」による「都市内連携軸」の形成を図り、市内移動の円滑化と地域特性をいかした発展・交流を促進します。

○広域連携軸

J R水戸線をはじめとする鉄道、東西軸の国道 50 号や南北軸の国道 294 号、つくば市と連絡する主要地方道筑西つくば線及び筑西幹線道路などの放射道路を「広域連携軸」と位置づけ、広域的な交流及び産業を支える基盤として、公共交通の充実及び道路の整備などを促進するとともに、県南西地域や真岡市、宇都宮市などとの連携を図るため、南北に新たな交通軸の整備を検討します。

《水と緑の環境軸》

○河川

市内を縦断する主要な河川沿いを「水と緑の環境軸」として位置づけ、親水性を確保しながら、都市に潤いを与えると同時に交流を創出する空間の維持・創出を目指します。

■土地利用構想図



第4章 施策の大綱

筑西市の将来都市像実現に向け、まちづくりの基本理念のもと、都市づくりを推進していくため、施策の体系を次のとおりとします。なお、各「施策」は、複数の「政策」に関するものもありますが、最も関係性の強い「政策」にて取り組むものとします。

基本 理念 (大項目)	政 策 市が目指すべきまちづくりの方向 や目的を示すもの（中項目）	施 策 政策を実現するための取組方針 （小項目）
【1】 誰もが誇れる 元気未来都市づくり	1 若者が希望を持てる産業の育成	1 農業の振興 2 工業の振興 3 商業の振興 4 企業の誘致 5 創業の支援
	2 交流・賑わいが生まれる観光まちづくり	6 観光の振興
【2】 あらゆる世代が快適に暮らせる安心都市づくり	3 快適に暮らせる生活基盤づくり	7 計画的な土地利用の推進 8 道路網の整備 9 公共交通の充実 10 上水道の整備 11 下水道の整備 12 住環境の向上 13 空き家対策の推進
	4 安全・安心な暮らしの実現	14 防災対策の強化 15 消防・救急対策の充実 16 交通安全対策の推進 17 防犯対策の推進 18 自然環境の保全 19 循環型社会の形成
	5 出会い・結婚・出産・子育てに合わせた切れ目のない支援の充実	20 出会い・結婚・出産・子育て環境の充実
	6 健やかな暮らしの実現	21 健康づくりの推進 22 地域医療の充実
	7 安心して暮らせる福祉の充実	23 地域福祉の推進 24 高齢者支援の充実 25 障がい者支援の充実 26 社会保障制度の適正な運用

基本施策…施策を実現するための個々の手段

基本 理念 (大項目)	政 策 市が目指すべきまちづくりの方向 や目的を示すもの（中項目）	施 策 政策を実現するための取組方針 （小項目）
【3】 郷土愛を育む 教育・文化都市づくり	8 確かな学力の習得と豊かな 人間性を育む教育の充実	27 幼児教育の充実 28 学校教育の充実
	9 生涯学習・生涯スポーツの 推進	29 生涯学習の充実 30 青少年の健全育成 31 生涯スポーツの推進
	10 歴史・文化の継承と振興	32 歴史文化遺産の保全・活用 33 文化・芸術の振興
【4】 自主・自立した まちづくりの強化	11 参画と協働で支える多様な 活動の推進	34 人権の尊重と男女共同参画の推進 35 地域コミュニティの育成 36 協働のまちづくりの強化 37 多様な交流の促進
	12 シティプロモーションの充実	38 戦略的なPR活動の推進と基盤 の強化 39 移住・定住の促進
	13 効率的な行財政運営の推進	40 行財政改革の推進 41 広域連携の推進

基本施策…施策を実現するための個々の手段

1. 誰もが誇れる元気未来都市づくり

政策1 若者が希望を持てる産業の育成

県西地域の中心として産業の未来を拓くため、各産業の強みをいかすとともに、多様な連携を通じて弱みを強みに変え、地域の産業力の強化を図ります。

移住・定住の受け皿となる雇用の場の選択肢を増やすことも念頭に、農商工全てにおいて、若者が希望を持ち就業したいと思える産業として育成を図ります。

施 策

1 農業の振興

強い農業、誇れる農業の実現に向け、農業生産基盤や農村環境の整備をはじめ、農業の担い手確保・育成・支援を行い、安全・安心な農産物の供給、需要に応じた主食用米の生産と飼料用米への転換などの実施、地産地消や食育など「食」を大切にしたい取組を推進します。

また、農商工連携による農産物のブランド化の取組や6次産業化の促進を関係機関や民間企業などと連携して進めます。

2 工業の振興

地域間競争に打ち勝つ工業の振興に向け、本市の雇用力と稼ぐ力がともに強い製造業を中心に、既存企業の基盤強化をはじめ、企業の育成・支援を図ります。

また、就業者の育成・支援に取り組むとともに、企業と企業、雇用主と働き手のマッチングを促進します。

3 商業の振興

賑わいを生む商業の振興に向け、市庁舎移転を契機として、下館駅前の顔づくりと中心市街地の活性化をはじめ、空き店舗の活用を促進し商業地の活性化を図ります。

また、商業者の育成、商業者間連携の取組を支援します。

4 企業の誘致

移住・定住の受け皿として、交通アクセスの利点や筑波研究学園都市と隣接する利点をいかし、最先端技術開発などに取り組む企業の誘致や、多様な働き方を享受する企業のサテライトオフィス[※]の開設を促進するなど、若者にも選ばれる企業の誘致を図ります。

※サテライトオフィス：東京などの都市部に本社を構える企業が、地方にサブで拠点を持つスタイル。コンピューターや通信設備を完備し従業員に提供することで、職住近接を実現する。「働き方・暮らし方」のバリエーションを企業が提供し、社員の選択肢が広がる。

施 策

5 創業の支援

市の新たな産業力を創造していくために、創業を目指す方への支援体制の充実を図ります。

また、庁舎内のチャレンジショップ[※]を活用し、創業を目指す方の発掘・育成などに取り組みます。

政策2 交流・賑わいが生まれる観光まちづくり

鬼怒川・小貝川などの河川や筑波山を望む美しい景観をはじめ、陶芸などの伝統文化、こだますいかななどの農産物といった既存資源を活用するとともに、観光資源の発掘と新たな観光産業の創出などにより、年間を通して人を呼び込み、交流・賑わいが生まれる観光まちづくりを推進します。

施 策

6 観光の振興

通年型の観光地を目指して、各種イベントの充実をはじめ、道の駅の整備とその有効活用による観光交流拠点の形成を図るとともに、観光資源の発掘・磨き上げによって、独自性を創出します。

また、観光地としての魅力倍増に向け、鉄道沿線都市との広域連携や地域の自然や食、文化芸術の更なる活用とともに、観光地域づくりの舵取り役となる組織化支援などを図ります。

※チャレンジショップ：本市における賑わいの創出及び地域の活性化に資するため、起業を目指す者に貸し付ける、一定期間営業を営むための店舗のこと。

2. あらゆる世代が快適に暮らせる安心都市づくり

政策3 快適に暮らせる生活基盤づくり

人口減少下においても持続可能な快適都市の形成に向け、戦略的な機能集積とネットワークを念頭に、暮らしと産業を支えるとともに、地域の産業や固有の資源をいかして連携することのできる都市構造の形成を目指します。

また、快適な暮らしを支える上・下水道の計画的な維持・更新・整備を進めるとともに、増えつつある空き家・空き地対策も含め、安全で安心して暮らせる住環境の向上を進め、若者世代、子育て世代、高齢世代といったあらゆる世代が快適に暮らせる生活の基盤づくりを進めます。

施 策

7 計画的な土地利用の推進

持続可能な快適都市の形成に向け、都市と自然のバランスを大切にしながら、都市機能の戦略的集積を念頭に、都市の活力と暮らしの安心を享受できる土地利用の形成を計画的に進めます。

また、誰もが行きたくなる・集まりたくなる中心市街地の形成を図るとともに、筑波山を望む景観や豊かな自然・田園・集落の環境、歴史ある市街地の街並み、本市の顔となる駅前や幹線道路・河川沿いなどにおいて、市民の誇りとなる美しい景観を目指すまちづくりを推進します。

8 道路網の整備

生活・観光・企業活動などに資する交通網の充実を図るため、広域交通の骨格となる国道や県道は整備促進を引き続き要望していくとともに、内環状を構成する幹線道路整備を促進します。

また、新たな南北の交通軸としての道路・鉄道の整備を要望し、広域連携による地域の発展を目指します。

橋梁については、計画的な修繕・改修により、長寿命化を図ります。

なお、市民に身近な生活道路については、安全・安心なまちづくりの視点で、整備・改善・補修を図ります。

9 公共交通の充実

あらゆる世代が快適に暮らすことができるよう、コミュニティバスなどの導入やデマンドタクシーの利用促進を図るとともに、来訪者などの受入れも視野に入れた公共交通の充実を図ります。

また、通勤・通学などの利便性向上も視野に、鉄道事業者に対する輸送力増強や運行ダイヤの改善を引き続き要望します。

施 策	10 上水道の整備 安全・安心な水を供給するため、水源の確保・保全に取り組むとともに、施設や設備の計画的な改修・整備などにより、維持管理費の縮減と長寿命化を図ります。 また、災害時に強い生活基盤として、災害に備えた取組を進めます。
	11 下水道の整備 快適で衛生的な暮らしを支えるため、公共下水道事業の推進と加入促進を図るとともに、農業集落排水事業や合併処理浄化槽など地域の実情に応じた汚水処理を進めます。 また、施設や設備の計画的な改修・整備などにより維持管理費の縮減を図るとともに、災害に強い生活基盤とするため、長寿命化計画に基づく処理施設の改築・更新を進めます。
	12 住環境の向上 安全・安心・快適に生活することができる環境づくりに向け、利用状況を踏まえ、子育て世代に身近な公園緑地などとして適正な維持管理及び整備を図るとともに、地域に定着する都市緑化の推進に努めます。 また、周辺の環境に配慮した空き地対策に取り組みます。 さらに、良質な住宅の供給に向けた市営住宅の計画的な改修や解体・跡地の有効活用を図るとともに、公営墓地の適正な維持管理と利用促進に努めます。
	13 空き家対策の推進 空き家化を予防・抑制するため、空き家の相談体制を整備するとともに、市民生活に悪影響を及ぼす空き家に対しては、所有者に対して適正な管理を求めます。 また、活用することが可能な空き家については、移住・定住の促進も視野に、積極的に利活用を促進します。

政策4 安全・安心な暮らしの実現

大規模自然災害の発生や身近な凶悪犯罪などに対処できる共助社会の構築に向け、防災、消防、救急、交通安全、防犯などにおいて、市民との協働により、誰もが安全で安心して暮らせる環境づくりを目指します。

また、市民の誇りとなる風光明媚で豊かな自然環境を守るとともに、二酸化炭素の排出抑制や資源循環に取り組むなど、環境を大切にしたまちづくりを推進します。

施 策

14 防災対策の強化

「自分の身は自分で守る」という防災の基本に立ち、「自助・共助・公助」の役割分担と相互連携による防災体制づくりを促進し、災害に強いまちを目指します。

15 消防・救急対策の充実

暮らしを守る緊急時の対応として、筑西広域市町村圏事務組合と連携し、消防体制の充実や火災予防活動の推進を図るとともに、医療機関と連携した救急医療体制の充実に努めます。

16 交通安全対策の推進

関係団体と連携を図り、交通安全の意識の啓発や事故防止に繋がる環境整備を推進し、事故のないまちづくりに取り組みます。

17 防犯対策の推進

犯罪のないまちを目指し、市民の意識高揚を図るとともに、地域ぐるみでの防犯対策への取組を支援します。

また、消費者被害の未然防止・拡大防止を目的に、消費者支援に取り組みます。

18 自然環境の保全

本市の豊かな自然環境や生態系を今後も維持していくため、市民の憩いの場となる河川や緑地などの保全をはじめ、公害防止、自然・生活環境に関する調査・検査を引き続き行いながら、緑化活動や水質保全活動を推進します。

19 循環型社会の形成

環境負荷が少なく、資源が循環する社会の形成に向け、エコドライブやアイドリングストップの普及、低公害車の利用を促進します。

また、ゴミの減量化やリサイクルを推進し、環境問題に対する市民意識の啓発を図ります。

政策5 出会い・結婚・出産・子育てに合わせた切れ目のない支援の充実

出会い・結婚・出産・子育ての希望をかなえるために、ライフステージに合わせた切れ目のない支援を図り、安心して子どもを生み育てることができる環境を整備します。

施 策	20 出会い・結婚・出産・子育て環境の充実 出会い・結婚・出産・子育て環境の充実に向け、結婚を望む男女の多様な出会いを支える仕組みづくりをはじめ、ライフステージに合わせた切れ目のない支援を図ります。 また、地域ニーズに合わせた保育の提供体制や関係機関と連携した相談体制の構築を目指します。 さらに、子ども福祉の充実をはじめ、親や地域も一緒に成長するまちづくりを目指します。
-----	--

政策6 健やかな暮らしの実現

健康づくりに関する意識啓発をはじめ市民と行政が協働で行う健康づくりを推進するとともに、子どもが健やかに成長し、高齢者も健やかに元気で長生きできるよう、新中核病院を核とした地域医療体制の充実を図ります。

施 策	21 健康づくりの推進 健康寿命の延伸を目指し、「ちくせい健康3プラン（健康増進計画・食育推進計画・歯科保健計画）」に基づき、市民の健康意識の高揚を図り、自主的な健康づくり活動の支援や組織の育成などを推進します。
	22 地域医療の充実 市民誰もが必要なときに適切な医療が受けられるよう、医療機関相互の連携を強化するとともに、新中核病院の整備により、救急医療をはじめとする地域医療提供体制の一層の充実を図ります。また、地域医療を支える医療従事者の人材育成を推進します。

政策7 安心して暮らせる福祉の充実

成熟し少子高齢化が進む社会において、誰もが安心して暮らし続けることができるまちにするため、地域における多様な生活ニーズへの的確に対応できる仕組みの構築に取り組みます。また、高齢者や障がい者支援の充実を図り、社会保障制度の動向を見極めながら、地域ぐるみで取り組むことのできる福祉の充実を目指します。

施 策

23 地域福祉の推進

地域福祉意識の高揚を図り、市民一人ひとりが住み慣れた地域の中で、安心して笑顔で心豊かに暮らしていけるよう、「自助・共助・公助」の考え方にに基づき、市民が地域社会とつながることのできる場を確保し、情報の発信・共有化を図るとともに、支え合いの仕組みづくりとその仕組みを支える人材確保などに取り組みます。

24 高齢者支援の充実

一人暮らしの高齢者も含め、高齢者が健康で生きがいを持ち、積極的に社会参加できる地域づくりを進めるとともに、住み慣れた地域に安心して住み続けられるよう、保健・医療・福祉・介護の連携を強化する“地域包括ケア体制”の整備を推進します。

25 障がい者支援の充実

自立と安心を支える障がい者福祉の充実に向け、障がいに対する理解の促進や障がい者のライフステージに合わせ、地域で自立して暮らせるための支援に取り組み、障がいのある人が安心して生活を送れるよう、福祉施設や相談などの支援体制の充実に努めます。

26 社会保障制度の適正な運用

介護保険や国民健康保険などの、生活を守る社会保障の充実に向け、制度の周知とともに、医療費適正化や保険税収納率の向上に努め、適正な運用を図ります。また、生活困窮者に対する総合的な支援に取り組みます。

3. 郷土愛を育む教育・文化都市づくり

政策8 確かな学力の習得と豊かな人間性を育む教育の充実

家庭・学校・地域の連携を図り、子どもたちが思いやりの心や豊かな人間性と郷土愛を育むことができる環境づくりを推進し、たくましく、生きる力を持った人材の育成を目指します。

また、誰もが安全に安心して学べる教育環境の整備や国際化教育、ICT教育、人権教育などに対応した教育内容の充実を図り、確かな学力を身につけることを目指した筑西市らしい特色ある学校づくりを推進します。

施 策

27 幼児教育の充実

幼児教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期に行われることから、家庭との連携を図るとともに、集団生活の中で基本的な生活習慣や豊かな感性を育てられるよう、幼稚園・保育所・認定こども園との連携と相互補完により、就園環境や施設の充実を図ります。

また、新入学児が円滑に学校生活に適應できるよう、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携を強化します。

28 学校教育の充実

家庭・学校・地域の連携のもと、子どもたち一人ひとりの生きる力と郷土愛を持った豊かな心を育み、確かな学力を持った子どもの育成に力を入れます。

また、英語教育、ICT教育、小中一貫教育など社会の要請に応じた教育内容の充実と教育水準の向上を図るとともに、教育的支援が必要な子どもたちには、一人ひとりの個性に応じた相談・指導体制の充実に努めます。

学校施設については、老朽化対策や多様な教育活動に対応する教育環境の質的向上を図るため、計画的な整備に努めます。

学校給食においては、地域の農産物を活用し、給食を通して健やかな体を育む「食育」に積極的に取り組み、併せて学校給食施設の効率的な運営を図ります。

政策9 生涯学習・生涯スポーツの推進

あらゆる世代の高度化、多様化する学習需要に応えるため、生涯にわたる学習の振興と学習環境の整備に努めます。また、将来のまちづくりを担う青少年の健全育成と非行防止活動を推進するため、家庭・学校・地域が連携した環境づくりの強化に努めます。

さらに、生涯を通じて、市民が気軽にスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進します。

施 策

29 生涯学習の充実

市民の高まる学習意欲と、多様なニーズに対応できるよう、関係機関・施設との連携を強化するとともに、公民館講座などによる学習機会の提供と市民の主体的な学習活動への支援、多様な活動の核となる人材の育成に努めます。

30 青少年の健全育成

心身ともに健全な青少年の育成に向け、家庭・学校・地域が連携して地域ぐるみの安全・安心な環境づくりを進めます。

また、青少年の健全な育成を目的とする団体への支援、健康で明るい家庭づくりを推進するとともに、地域や家庭の教育力の向上を目指します。

31 生涯スポーツの推進

生涯を通してスポーツ・レクリエーション活動に参加できる環境を整備することにより、市民の健康づくりや世代間交流の輪を広げます。

また、スポーツ振興に向け、スポーツ施設の充実に努めるとともに、施設の効果的な管理運営や有効利用を図ります。

政策 10 歴史・文化の継承と振興

貴重な歴史文化遺産の保全・活用に努めるとともに、子どもたちをはじめ、市民の主体的な学習活動を支援し、市内外そして未来へ郷土の歴史・文化を伝えます。

また、既存の文化施設の有効活用をはじめ、各種文化事業の実施を促進し、文化・芸術の振興を図ります。

施 策

32 歴史文化遺産の保全・活用

貴重な歴史文化遺産を未来へ継承するため、文化財の保全や活用、地域の郷土民俗芸能の保存・育成に努めます。

また、郷土の歴史・文化を発信する施設や周辺を整備し、学校教育や市民の学習活動との連携を図り、郷土愛の醸成に努めます。

33 文化・芸術の振興

文化・芸術の振興に向け、しもだて美術館をはじめとする既存の文化施設や公共施設跡などを有効に活用し、文化勲章受章者である板谷波山先生・森田茂先生をはじめ本市が誇る先人たちの偉業や功績を顕彰するとともに、様々な展覧会の企画、所蔵品の充実に努め、市内外に向けて情報発信を行います。

また、市文化祭の開催をはじめ、市民が実施する芸術祭などの文化事業を支援し、文化・芸術の振興を図ります。

4. 自主・自立したまちづくりの強化

政策 11 参画と協働で支える多様な活動の推進

成熟した社会において、少子高齢化が進み、コミュニティ意識も希薄化している状態であることから、誰もが安心して暮らし続けることができるまちにするため、個人が主体的に関わり、支え合う、地域における「新たな支え合い」（共助）の領域の拡大、強化に努めます。

人権を尊重し誰もが参画できる社会の実現・発展に取り組むとともに、これからの地域自治を支える新しい体制の確立、多様な主体による協働のまちづくりの強化、都市・地域間交流や国際交流などの多様な交流促進を進め、参画と協働で支えるまちづくりの強化を図ります。

施 策

34 人権の尊重と男女共同参画の推進

様々な人権問題に対して、差別と偏見のない明るい社会を実現するため、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るとともに、家庭・地域・学校・職場などのあらゆる場を通して、人権教育についての学習機会の拡充と、多様な広報媒体を活用した啓発活動を推進します。

また、男女を問わず、市民一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた、意識の啓発やワーク・ライフ・バランスの推進を行うとともに、環境整備を図ります。

35 地域コミュニティの育成

これからの地域自治を支える新しい地域コミュニティの創造に向け、既存コミュニティの維持・活性化を図りながら、住民をはじめ、ボランティアや企業など、多様な主体の参画による新しい体制づくりも視野に、持続可能な仕組みづくりを検討します。

36 協働のまちづくりの強化

成熟した市民協働社会づくりに向けて、市民や市民団体、NPOなどの公益的な活動を中心とした多くの主体が、より自主的にかつ有機的に連携して取り組むことのできる環境整備を図ります。

37 多様な交流の促進

都市・地域間交流や国際交流などの多様な交流の促進に向けた積極的な支援を行い、広い視野での連携基盤の構築に取り組みます。

政策 12 シティプロモーションの充実

住む人・働く人を呼び込み、企業を呼び込み、観光客を呼び込む元気な筑西を創生するため、筑西の魅力を市民に再認識してもらうとともに、国内外での知名度の向上と都市ブランド力の向上を図ります。

また、シティプロモーションの充実に向け、多様な魅力と情報を、あらゆる媒体を通して、効果的かつ戦略的に発信するとともに、インターネット環境の充実など、高度情報化時代における基盤の充実・強化を図ります。

施 策

38 戦略的なPR活動の推進と基盤の強化

国内外から選ばれる都市となるため、産業・観光振興に資するあらゆる魅力と、防災に関する情報などの一元化を図り、ケーブルテレビ、広報紙、ホームページ、Facebook や Twitter など、あらゆる媒体を通じて、効果的かつ戦略的な情報発信を推進します。

また、市民の誇りの醸成に取り組み、市民一人ひとりが市のセールスマンとして活躍する、シティプロモーションの推進体制の構築に取り組みます。

なお、高度情報化時代における基盤の充実・強化に向け、多様な情報を手軽に安心して受発信できるインターネット環境の充実を図るとともに、外国人観光客のおもてなしや災害時などにも対応できる環境整備を図ります。

39 移住・定住の促進

若者をはじめ、子育て世代や元気な高齢者の移住・定住の促進に向け、移住・定住環境の整備に取り組むとともに、東京圏などの住民を対象に、筑西の魅力発信と併せて移住・定住情報の発信に取り組みます。

政策 13 効率的な行財政運営の推進

人口減少及び少子高齢化社会において、行政サービスの向上を図りつつ、持続可能な自治体経営を進めるため、「第3次行政改革大綱」に基づき、職員一人ひとりの資質向上に努めるとともに、事業の発展性と波及効果を意識して、健全な行財政運営を戦略的に展開します。

施 策

40 行財政改革の推進

将来を見据えた戦略的な行政経営を展開するとともに、限られた財源を有効に活用し、長期的展望に立った健全な財政運営に努めます。

職員の能力開発と効率的な組織体系を確立するとともに、横断的な取組の強化を図ります。

福祉施設、集会施設、スポーツ施設などの公共施設は、今後の人口動向を見据え、類似した機能を有する公共施設の適正配置（多機能化・複合化）に取り組めます。

41 広域連携の推進

行政サービスの効率化に向け、共同処理による実施が望ましい事務については、関係自治体との連携・調整を図りながら適正な広域行政を推進します。

また、地域の魅力創出や地域産業の活性化などを進めるため、周辺自治体との連携強化を図ります。

第3部

前期基本計画

前期基本計画の概要	58
重点プロジェクト	59
基本理念別施策展開	65
第1章 誰もが誇れる元気未来都市づくり	68
第2章 あらゆる世代が快適に暮らせる 安心都市づくり	85
第3章 郷土愛を育む教育・文化都市づくり	157
第4章 自主・自立したまちづくりの強化	182

前期基本計画の概要

基本計画は、基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示すもので、基本構想で示された将来都市像を実現するための基本施策と基本施策に基づいた取組を示すものです。

また、長期的視点に立った基本構想の実現を中期的視点から具体化するため、平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間の計画期間とする「前期基本計画」及び平成 34 年度から平成 38 年度までの 5 年間の計画期間とする「後期基本計画」によるものとします。

「前期基本計画」では、多様な取組のうち、全庁的に総力をあげて優先的かつ集中的に取り組むべき必要のあるものを「重点プロジェクト」として記載し、4 つのまちづくりの基本理念などにに基づき網羅的・総合的に取り組むものを「基本理念別施策展開」として記載します。

この 4 つのまちづくりの基本理念（大項目）は、第 2 次筑西市総合計画基本構想で示した将来都市像である「あらゆる世代が安心して暮らせる元気都市」の実現に向けたまちづくりの基本テーマとして設定したもので、基本計画では、この「まちづくりの基本理念（大項目）」のもと、都市づくりを推進していくため、13 の「政策（中項目）」と 41 の「施策（小項目）」を位置づけています。

基本構想の実現

第 3 部 前期基本計画 [5 年間]

優先的・集中的
取組

重点プロジェクト：5 つのプロジェクトを推進

※魅力向上や持続的発展等の視点で取組を抽出

網羅的・総合的
取組

基本理念別施策展開

※「4 つのまちづくりの基本理念」 - 「13 の政策」 -
「41 の施策」ごとに基本的な施策・主な取組を位置づけ

第 1 章 誰もが誇れる元気未来都市づくり

第 2 章 あらゆる世代が快適に暮らせる安心都市づくり

第 3 章 郷土愛を育む教育・文化都市づくり

第 4 章 自主・自立したまちづくりの強化

取組抽出

重点プロジェクト

1. 趣旨

総合計画は、行政運営全般にかかる総合的な計画であり、将来都市像の実現に向けて、網羅的・総合的に取り組む必要のある計画であることから、前期基本計画では、この41の「施策」ごとに、より具体的な「基本施策」を位置づけるとともに、多様な取組や事業の中で主たるものを「主な取組」として位置づけています。

位置づけた取組を着実に推進していくことは大切なことですが、将来都市像の実現において、特に重要であると考えられるものについては、より戦略的に取り組むことが求められます。

そこで、平成28年3月に策定した「筑西市 まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」との整合を図りつつ、多様な取組のうち、全庁的に総力をあげて、優先的かつ集中的に取り組むべき必要のあるものを、「重点プロジェクト」として位置づけ、推進していくこととします。

《重点プロジェクト設定の視点》

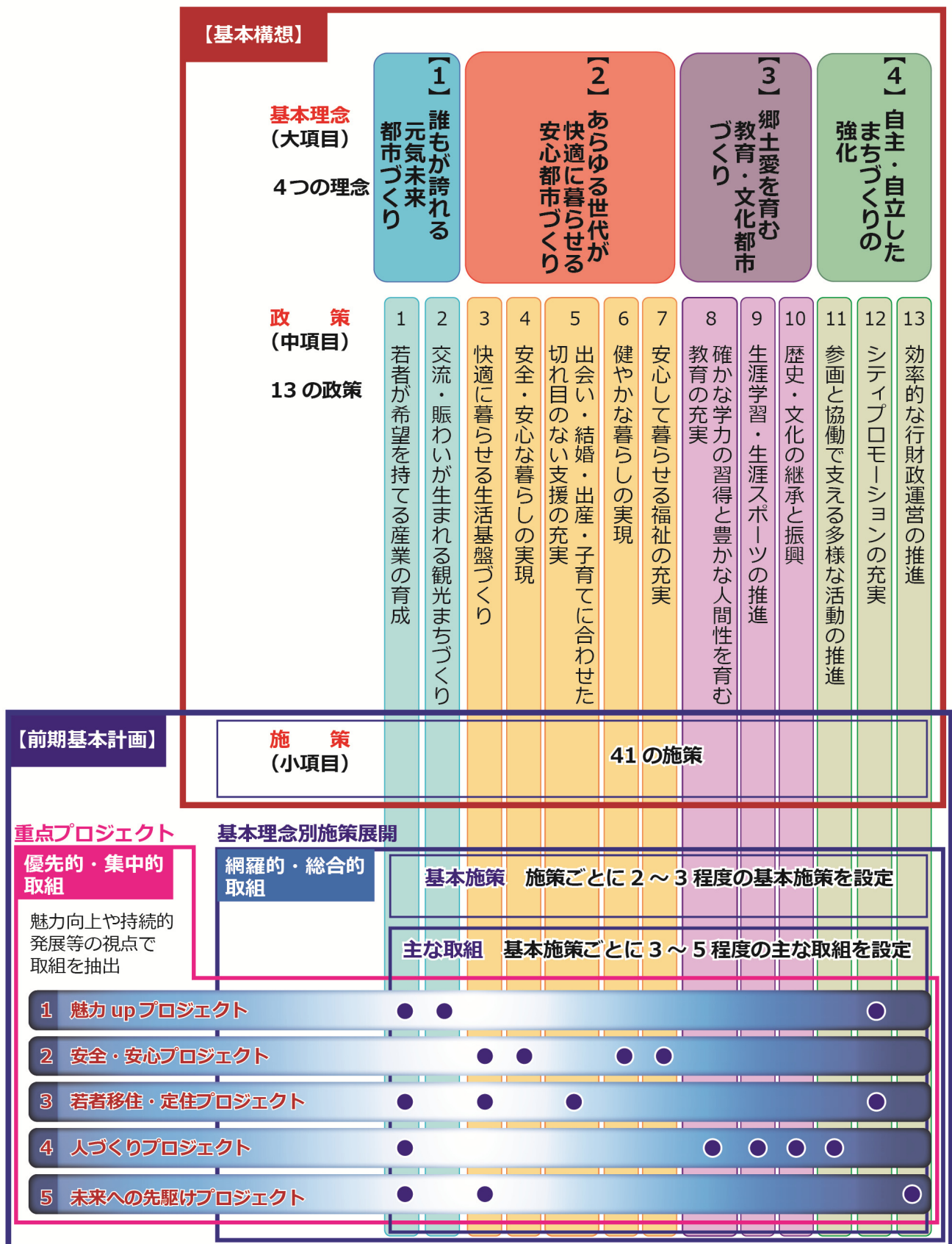
- ◆ 本市の魅力 UP
- ◆ 安全・安心の核づくり
- ◆ 人口規模の維持に資する移住・定住対策
- ◆ 本市の持続的な発展を支える人づくり
- ◆ 未来に先駆けた働きかけ

2. 重点プロジェクト

本市の重点プロジェクトは、次の5つとし、市民とともに実現を目指します。

- 1 交流人口増加を目指す 魅力UPプロジェクト
- 2 心のゆとりを目指す 安全・安心プロジェクト
- 3 人口規模の維持を目指す 若者移住・定住プロジェクト
- 4 未来をたくす 人づくりプロジェクト
- 5 更なる発展を目指す 未来への先駆けプロジェクト

◆図 重点プロジェクトと基本構想及び前期基本計画との関係◆



重点プロジェクト 1

交流人口増加を目指す

魅力UPプロジェクト

目指す姿

- まちなかに人が集まり賑わう環境づくりを目指します。
- 市民や来訪者の多様な交流の創出を目指します。
- 市内外に多くの筑西ファンをつくることを目指します。

戦略的な取組

- スピカビルの有効活用と下館駅前活性化のための事業展開を図ります。
- 「道の駅」整備による交流や賑わいが生まれる拠点づくりを進めるとともに、観光資源の発掘・活用を図ります。
- 農産物ブランド化に積極的に取り組みます。
- あらゆる魅力の発信に向けたプロモーションの充実を図ります。

重点プロジェクト 2

心のゆとりを目指す

安全・安心プロジェクト

目指す姿

- 全ての市民が地域で安心して暮らせるよう、地域医療の拠点づくりを目指します。
- 誰もが利用できる移動手段の整った、住みやすく、生活しやすい環境づくりを目指します。
- 災害に強く、安全に安心して暮らせる環境づくりを目指します。

戦略的な取組

- 新中核病院の整備など安心して暮らせる保健・医療・福祉の充実に取り組みます。
- 快適に暮らせる公共交通ネットワークの構築に取り組みます。
- 橋梁などのインフラの長寿命化に取り組みます。
- 空き家対策を推進します。
- 防災まちづくりを推進します。

重点プロジェクト 3

人口規模の維持を目指す

若者移住・定住プロジェクト

目指す姿

- 必要な人口規模を維持し、持続的に発展できるまちづくりを目指します。
- 働く場が充実し、働く環境が整ったまちづくりを目指します。
- 若い世代が暮らしやすい、暮らしたいと思うまちづくりを目指します。

戦略的な取組

- 人口 10 万人を維持する移住定住対策に取り組みます。
- 働く場の受け皿となる企業の誘致に取り組みます。
- 新たな産業力の創造に向け、創業支援に取り組みます。
- 出会い・結婚・出産・子育ての切れ目のない支援に取り組みます。

重点プロジェクト 4

未来をたくす

人づくりプロジェクト

目指す姿

- 未来を担う子どもたちの個性を伸ばせる教育環境の充実を目指します。
- 郷土愛を持った地域を愛する子どもたちの育成を目指します。
- 子どもたちのスポーツ機会の充実や、ライフステージに応じたスポーツ活動の充実を目指します。
- 多様化、高度化する社会において、多様な分野で活躍できる人材の育成を目指します。

戦略的な取組

- 小中一貫教育を推進します。
- 教育内容の水準及び質の向上を図ります。
- 郷土愛の醸成に取り組みます。
- スポーツ施設の整備・充実に取り組みます。
- 農業・商業・工業・地域自治などの担い手育成に取り組みます。

重点プロジェクト 5

更なる発展を目指す

未来への
先駆けプロジェクト

目指す姿



広域連携による地域の発展を目指します。

商圈の拡大、賑わいの創出を目指します。

人口動向を見据えた公共施設の配置を目指します。

戦略的な取組

- 周辺自治体と、都市機能や魅力をいかした連携強化を図ります。
- 新たな南北の交通軸としての道路・鉄道軸の整備を要望します。
- 大型商業施設の立地推進を図ります。
- 公共施設の適正配置に取り組みます。

基本理念別施策展開

第2次筑西市総合計画基本構想では、市民みんなで共有する将来都市像を「あらゆる世代が安心して暮らせる元気都市」とし、将来都市像の実現に向けたまちづくりの基本テーマとして、4つの「まちづくりの基本理念（大項目）」を設定しています。

また、この「まちづくりの基本理念（大項目）」のもと、都市づくりを推進していくため、13の「政策（中項目）」と41の「施策（小項目）」を位置づけています。

総合計画は、行政運営全般にかかる総合的な計画であり、将来都市像の実現に向けて、網羅的・総合的に取り組む必要のある計画であることから、「基本理念別施策展開」として体系的に整理し、41の「施策」ごとに、より具体的な「基本施策」を位置づけるとともに、多様な取組や事業の中で主たるものを「主な取組」として位置づけて、着実に推進します。

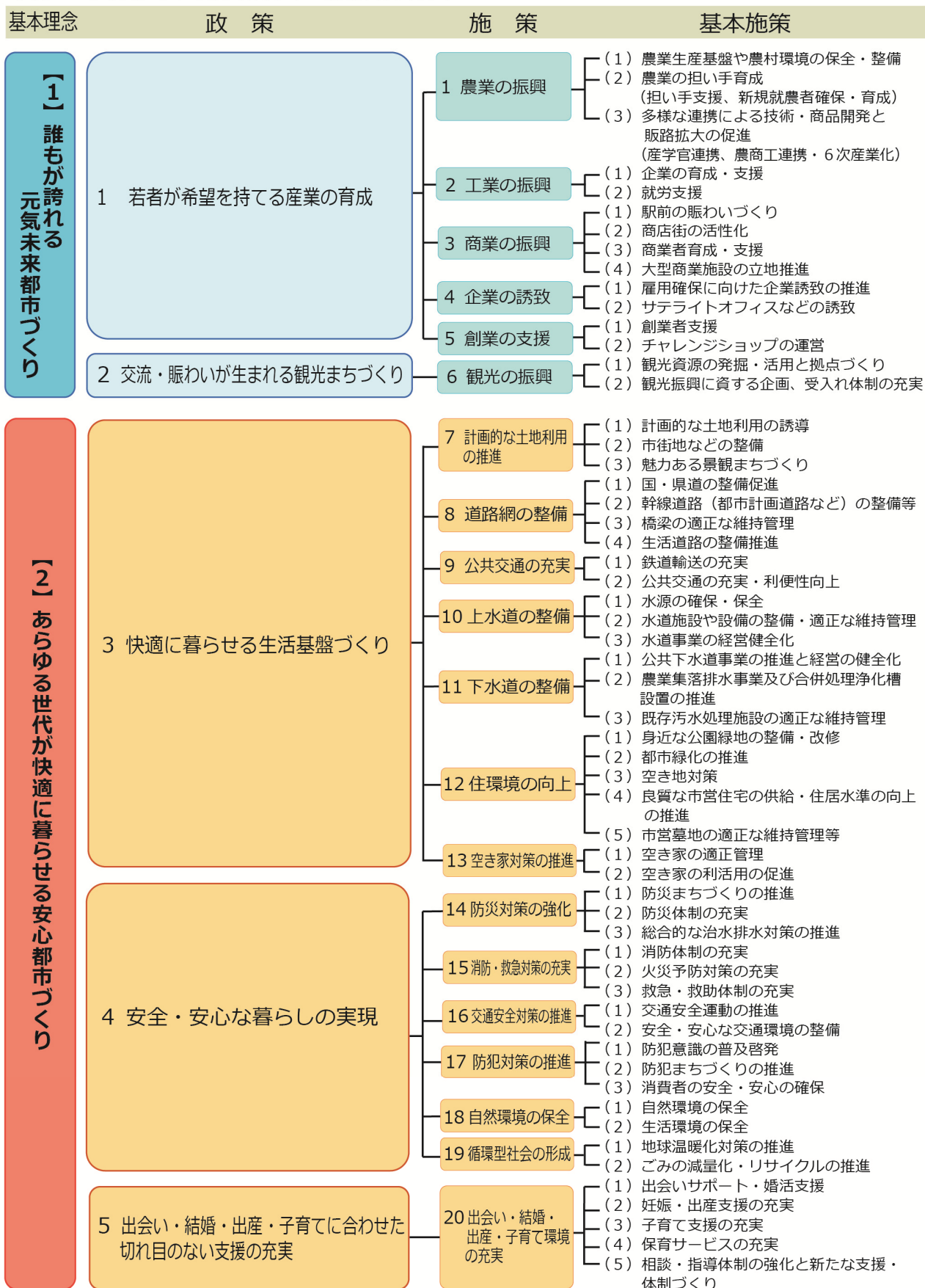
第1章 誰もが誇れる元気未来都市づくり

第2章 あらゆる世代が快適に暮らせる安心都市づくり

第3章 郷土愛を育む教育・文化都市づくり

第4章 自主・自立したまちづくりの強化

◆第2次筑西市総合計画 施策体系◆



基本理念	政 策	施 策	基本施策
【2】あらゆる世代が快適に暮らせる 安心都市づくり	6 健やかな暮らしの実現	21 健康づくりの推進	(1) 健康づくり意識の啓発 (2) 健康づくり事業の推進
		22 地域医療の充実	(1) 地域医療体制の充実 (2) 新中核病院の整備
【3】郷土愛を育む教育・文化都市づくり	7 安心して暮らせる福祉の充実	23 地域福祉の推進	(1) 地域福祉意識を醸成する仕組みづくり (2) 地域活動を促進する体制づくり (3) 安心して暮らせる環境づくり
		24 高齢者支援の充実	(1) 地域包括ケアの推進 (2) 生きがいづくりの推進
		25 障がい者支援の充実	(1) 多様化するニーズに応じた障がい者福祉の充実 (2) 自立・社会参加への支援
		26 社会保障制度の適正な運用	(1) 国民健康保険制度 (2) 後期高齢者医療保険制度 (3) 医療福祉費・はぐくみ医療費支給制度 (4) 介護保険制度 (5) 国民年金制度 (6) 生活困窮者の自立支援
	8 確かな学力の習得と豊かな人間性を育む教育の充実	27 幼児教育の充実	(1) 幼稚園教育の充実 (2) 幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の連携 (3) 施設の整備充実
		28 学校教育の充実	(1) 教育内容の水準及び質の向上 (2) 教育相談・指導体制の充実 (3) 教職員の指導力と資質の向上 (4) 小中一貫教育と学校の適正配置の推進 (5) 学校施設・設備の充実 (6) 学校給食の充実と効率的運営
【4】自主・自立したまちづくりの強化	9 生涯学習・生涯スポーツの推進	29 生涯学習の充実	(1) 生涯学習推進の体制づくり (2) 生涯学習活動への支援 (3) 公民館事業の充実 (4) 図書館事業の充実
		30 青少年の健全育成	(1) 地域ぐるみでの青少年育成推進体制の充実 (2) 青少年団体の育成・支援 (3) 家庭・学校・地域との連携
		31 生涯スポーツの推進	(1) 生涯スポーツの普及促進 (2) スポーツ活動の支援 (3) スポーツ施設の整備充実
	10 歴史・文化の継承と振興	32 歴史文化遺産の保全・活用	(1) 文化財の保存・継承 (2) 郷土の歴史・文化の発信 (3) 歴史・文化資源の有効活用
		33 文化・芸術の振興	(1) 文化・芸術活動の支援 (2) しもだて美術館などの多面的活用
	11 参画と協働で支える多様な活動の推進	34 人権の尊重と男女共同参画の推進	(1) 人権啓発活動の推進 (2) 人権教育の推進 (3) 男女共同参画の意識の醸成 (4) ワーク・ライフ・バランスの推進
【4】自主・自立したまちづくりの強化	12 シティプロモーションの充実	35 地域コミュニティの育成	(1) 自治会活動支援 (2) 自治会活動等組織・人材の育成
		36 協働のまちづくりの強化	(1) 意識の改革と人材の育成 (2) 市民活動の支援・連携 (3) 市民に開かれた行政づくり
		37 多様な交流の促進	(1) 都市・地域間交流の推進 (2) 多文化交流の推進
	13 効率的な行財政運営の推進	38 戦略的なPR活動の推進と基盤の強化	(1) 地域情報の一元化 (2) あらゆる魅力と情報の戦略的発信 (3) 情報通信基盤の充実
		39 移住・定住の促進	(1) 移住・定住環境の整備 (2) 移住・定住情報の発信強化
		40 行財政改革の推進	(1) 戦略的な行政経営 (2) 市民サービスの向上 (3) 職員の能力開発と人材育成 (4) 健全な財政運営 (5) 公共施設の適正配置と効率的な管理運営
		41 広域連携の推進	(1) 広域行政の推進 (2) 周辺自治体との連携強化

第1章

誰もが誇れる 元気未来都市づくり

政策1 若者が希望を持てる産業の育成

施策1 農業の振興

◆現況と課題

現況

本市の農業は、筑波山の裾野に広がる広大な平野と複数の一級河川を有する大地と水に恵まれた豊かな自然環境を基盤として、稲作や大豆・常陸秋そばなどの土地利用型作物やこだますいか・梨・野菜・花きなどの園芸作物も盛んに生産され、特色ある農業が展開されています。

一方、農業従事者の高齢化や後継者不足を背景に年々農家戸数、生産量及び農業産出額の減少や耕作放棄地の増加など、産地の維持が懸念されています。

本市ではこれまで、認定農業者の育成や集落営農の組織化・法人化に向けた取組を推進し、経営感覚に優れた経営体の育成を図ってきました。

また、農地の効率的利用を促進する観点から、基盤整備事業を積極的に実施し、大区画化による農地の集積・担い手（地域の意欲ある農業者など）への集約を進めると同時に、需要に応じた主食用米の生産と飼料用米への転換などを実施し、経営所得安定対策の効果的な活用に取り組んできました。

さらに、本市農産物の知名度向上と販路拡大を目的とし、東京都卸売市場での市長トップセールスや都内イベントなどにおける農産物のPRに努めてきました。

課題

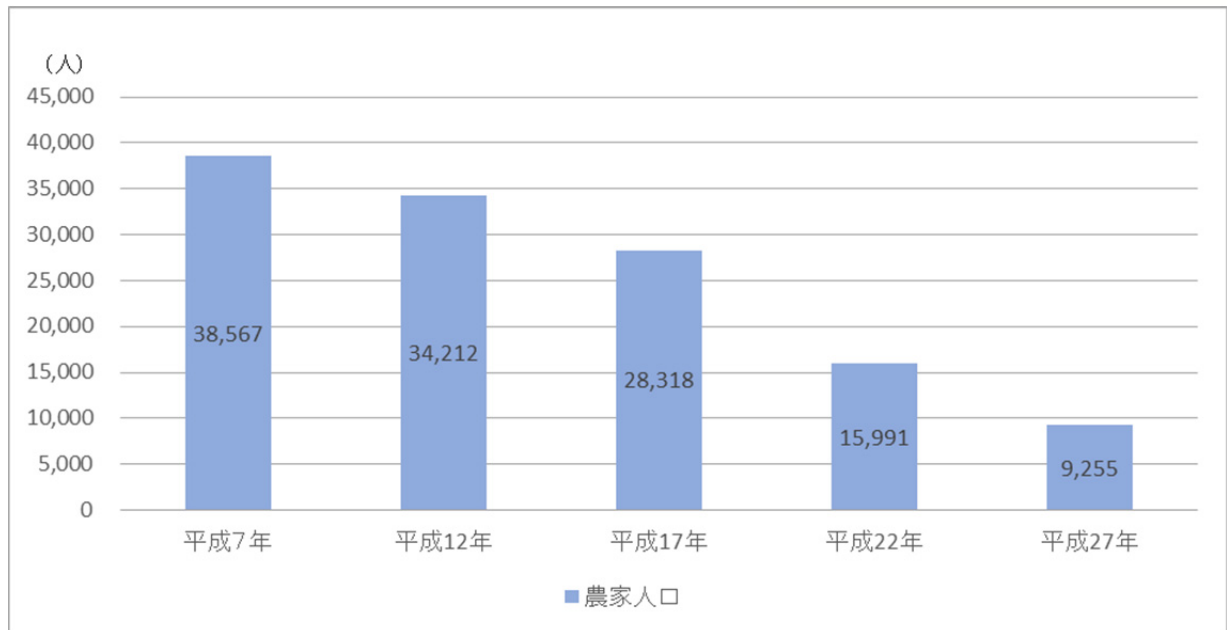
今後も、本市農業を持続的に発展させるためには、中核的な担い手である認定農業者や集落営農組織などにおいて、規模拡大やコスト削減など経営力の強化が求められるとともに、今後の担い手となる新規就農者の確保・育成や農地中間管理機構※を活用した地域担い手への農地の集積・集約をより加速的に進める検討が重要です。

さらに、農地や農道、用排水路などの農業基盤・資源を適切に維持管理していくために、土地改良団体などとともに集落機能の維持や地域活動への継続的な支援も求められています。

また、人口減少に伴う国内市場の縮小による産地間競争や食生活の変化を念頭に、農産物のブランド化や食の安全・安心を担保する取組、所得向上を目的とした6次産業化について、農商工連携とともに研究機関や教育機関などの参画も検討が必要です。

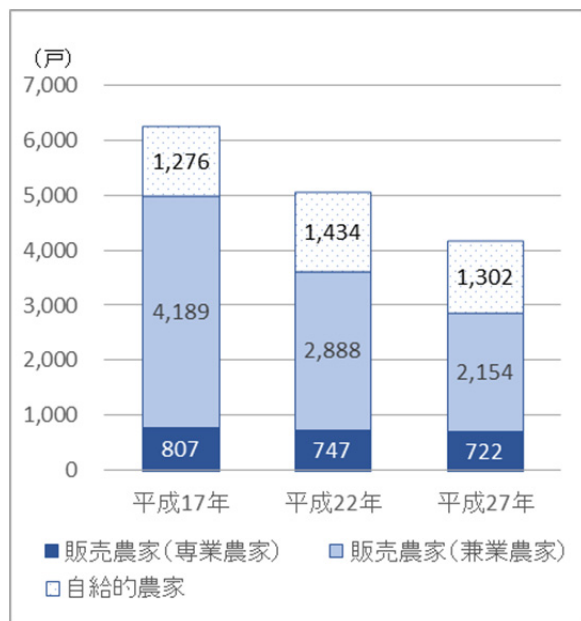
※農地中間管理機構：担い手への農地の集積・集約化を推進し、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るための事業を行うことを目的として、県知事が「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律101号）」第4条の規定に基づき指定した団体のこと。

【農家人口の推移】

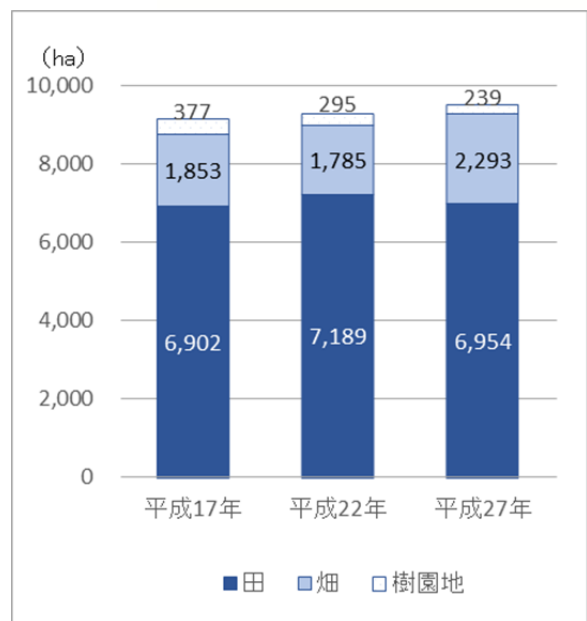


資料：農林業センサス

【農家戸数の推移】



【経営耕地面積の推移】



資料：農林業センサス



「いちご」産地PR（県知事表敬訪問）



大田市場（東京都）にて「こだますいか」産地PR

◆◆基本目標（基本構想における今後 10 年間の目標）

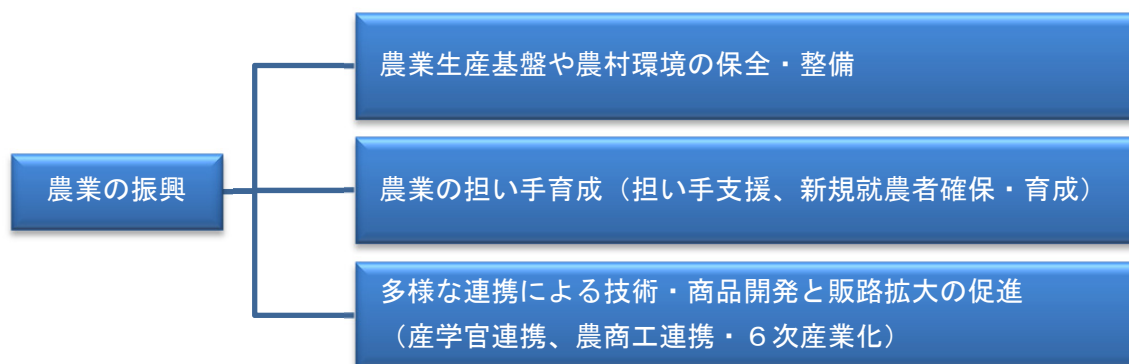
強い農業、誇れる農業の実現に向け、農業生産基盤や農村環境の整備をはじめ、農業の担い手確保・育成・支援を行い、安全・安心な農産物の供給、需要に応じた主食用米の生産と飼料用米への転換などの実施、地産地消や食育など「食」を大切にしたい取組を推進します。

また、農商工連携による農産物のブランド化の取組や 6 次産業化の促進を関係機関や民間企業などと連携して進めます。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後 5 年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成 33 年度）
認定農業者数（人）	708	730
担い手への農地集積率（％）	49.2	58.0

◆◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆基本施策

（１）農業生産基盤や農村環境の保全・整備

圃場や農道・排水路の整備及び維持管理を推進するとともに、農地・水・環境の保全と質的向上を図り、食の安全も確保した魅力ある農業環境づくりに取り組みます。

また、耕作放棄地の解消も含め、関係機関が連携し施策を実施します。

主な取組	- 耕作放棄地の解消（農地パトロール（荒廃農地調査）の実施・調査結果の情報提供） - 農地の利用集積・集約（農地利用最適化推進委員の設置・関係機関との連携） - 多面的機能支払交付金の活用 - 農業用施設（揚水機場、用排水路、農道など）の機能強化事業 - 県営基盤整備事業など（圃場整備、揚水機場、用排水路、農道等整備） - G A P※などの推進・普及
------	---

※ G A P : Good Agricultural Practice の略。農業生産工程管理のこと。

(2) 農業の担い手育成（担い手支援、新規就農者確保・育成）

人・農地プランの実践により、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積を一層進めるとともに、新規就農者の確保、集落営農組合の支援、農業法人化の推進などにより担い手の育成を図ります。

また、新規就農者の相談や農業従事者からの問い合わせに円滑に対応するため、県や農協など関係機関と情報を共有し連携を強化します。

さらに、需要に応じた稲作の定着化と、麦・大豆・常陸秋そばなど土地利用型作物の振興を図り、特産物である、こだますいか・梨・いちご・野菜などの園芸産地を育成し、農業担い手の経営安定を支援します。

主な取組	● 経営所得安定対策の円滑な実施 ● 生産者、集荷業者などによる米の需給調整への取組支援 ● 病虫害防除支援 ● 担い手の支援、新規就農確保・育成 ● 新品種・新技術導入による収益性の向上と災害に強い産地の推進 ● 就農相談の実施
------	--

(3) 多様な連携による技術・商品開発と販路拡大の促進

（産学官連携、農商工連携・6次産業化）

経営基盤のより安定した農業の構築などに向け、民間企業や教育機関及び研究機関などと連携し、地域特産品の開発や販売、新技術の研究開発、新事業の創出、農業の多角化などを図るとともに、農商工等関係機関と連携して新たな筑西ブランドの開発を推進します。

また、農業体験施設や筑西市の情報発信機能を導入する施設として「あぐりパーク筑西」や「道の駅」を効果的に活用するとともに、農村と都市の相互の交流を促進し産地振興PRや販路拡大を強化します。

主な取組	● 都市農村交流事業の推進 ● 民間企業や教育・研究機関との連携 ● 地域特産品の開発や新技術の研究開発の推進 ● 農産物ブランド化推進事業 ● 筑西うまいもんPR事業 ● アグリふれあい事業 ● 6次産業化の推進 ● 農商工連携の推進
------	---

施策2 工業の振興

◆現況と課題

現況

本市の工業事業所は、金属・プラスチック・機械・食品などの製造業が主体となっています。市内には玉戸、下館第一、下館第二、関館、つくば関城、つくば明野、つくば明野北部の7か所の工業団地が整備され、県西地域の工業の中心地となっており、製造品出荷額は、平成20年9月のリーマン・ショックの影響を受けて落ち込んだ平成21年以降、増加傾向で、平成26年の製造品出荷額は6,289億円となっています。

本市ではこれまで、企業の経営・技術の改善など総合的な振興を図るため、下館商工会議所・筑西市商工会などと連携を図り、国・県の各種制度の情報提供や、経営の安定化のための自治金融のあっせん、相談窓口の運営などを行ってきました。

また、平成27年には、求職者の市内への雇用促進、企業PRの場の提供及び企業間のビジネスマッチングを支援する市の公式サイト「ワークステーションちくせい※」を開設しました。

課題

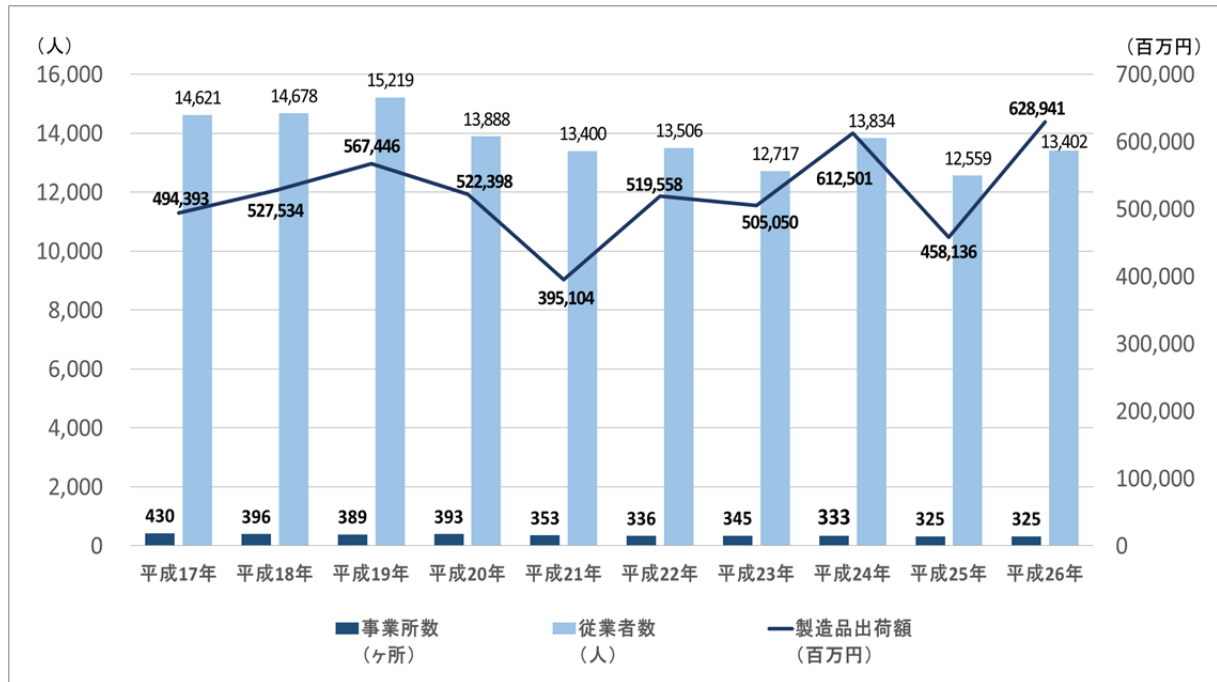
今後も、関係機関と連携しながら企業の育成・支援、成長を図るとともに、雇用の創出に引き続き努めることが必要です。



ワークステーションちくせい ホームページトップ画面

※ワークステーションちくせい：就労支援・企業情報発信サイトのこと。

【事業所数・従業者数・製造品出荷額の推移】



資料：工業統計調査

◆◆基本目標（基本構想における今後10年間の目標）

地域間競争に打ち勝つ工業の振興に向け、本市の雇用力と稼ぐ力がともに強い製造業を中心に、既存企業の基盤強化をはじめ、企業の育成・支援を図ります。

また、就業者の育成・支援に取り組むとともに、企業と企業、雇用主と働き手のマッチングを促進します。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成33年度）
企業へのフォローアップ件数※ （件/年）	11	15
ワークステーションちくせい登録企業数（件）	110	200

※フォローアップ件数：庁舎内の観光・物産展示コーナーでの工業製品展示件数と、茨城県と筑西市合同での立地企業フォローアップ件数の合計

◆◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆基本施策

(1) 企業の育成・支援

企業の経営の安定化と発展を図るため、商工団体などによる相談対応や、自治金融のあっせんなどによる資金の円滑化に努めます。また、市の公式サイト「ワークステーションちくせい」を活用し、企業間マッチングを促進します。

主な取組	● 工業団地施設の適正な維持管理 ● 企業フォローアップの充実 ● 融資制度の周知と制度の見直し ● 商工会議所・商工会などとの連携による経営支援
------	---

(2) 就労支援

ハローワークや県と連携し雇用確保に努めるとともに、市の公式サイト「ワークステーションちくせい」を活用し雇用の創出を促進します。また、保証料※の補給など、労働者の生活支援に取り組みます。

主な取組	● 組合のない市内労働者に対する保証料の補給 ● 県の雇用対策への協力 ● ハローワーク筑西との連携による雇用の確保 ● 「ワークステーションちくせい」の活用
------	---

※保証料：中央労働金庫から生活資金、教育資金又は住宅資金の融資を受ける際、日本労働者信用基金協会の保証を得るために対象者が支払うもの。

施策3 商業の振興

◆現況と課題

現況

本市の商業は、近隣のつくば市、宇都宮市などの郊外型大型商業施設への消費者の流出、地元大型店舗との競合、少子高齢化社会の進展、経営者の高齢化、そしてそれに伴う後継者難、下館駅前通りを含む商店街の空洞化など多くの課題があり、商業者を取り巻く環境は依然厳しい状況が続いています。

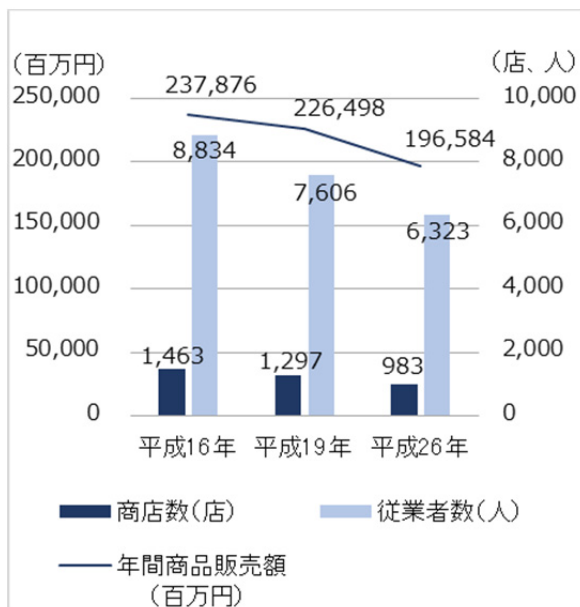
本市ではこれまで、商業の振興を目的に商店街で行われる各種イベントなどに対する支援、地元の消費拡大や地域経済の活性化を目指した「プレミアム商品券」の発行、市内施行業者を利用した住宅リフォームに対する助成事業を実施するとともに、空き店舗活用による賑わいの創出に取り組んできました。また、特産品の販路拡大の支援としてアンテナショップ運営や商談会の活用にも努めてきました。さらに、市内の商工業者の経営の安定・拡充とともに育成・支援等に取り組む下館商工会議所、筑西市商工会など、商工団体の活動を支援してきました。

課題

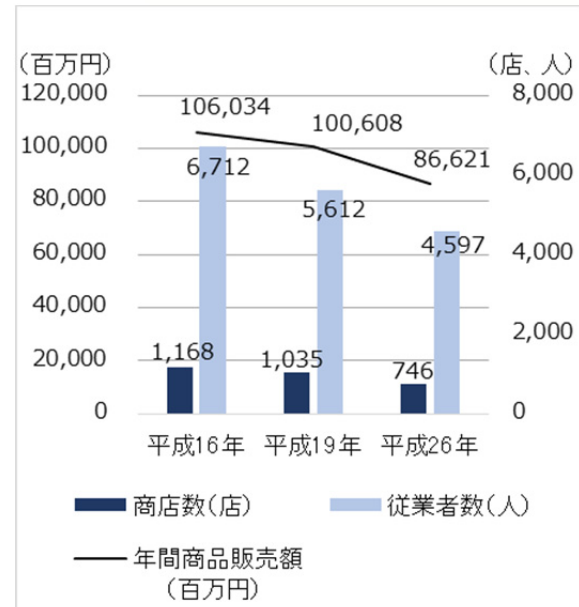
今後も、商業の振興に向けて、販路拡大や創業支援、空き店舗の利活用、商店街の活性化などに引き続き取り組んでいくことが必要です。

【商店数・従業者数・年間商品販売額の推移】

■総数（卸売業＋小売業）の推移



■小売業の推移



資料：商業統計調査

◆◆基本目標（基本構想における今後 10 年間の目標）

賑わいを生む商業の振興に向け、市庁舎移転を契機として、下館駅前の顔づくりと中心市街地の活性化をはじめ、空き店舗の活用を促進し商業地の活性化を図ります。

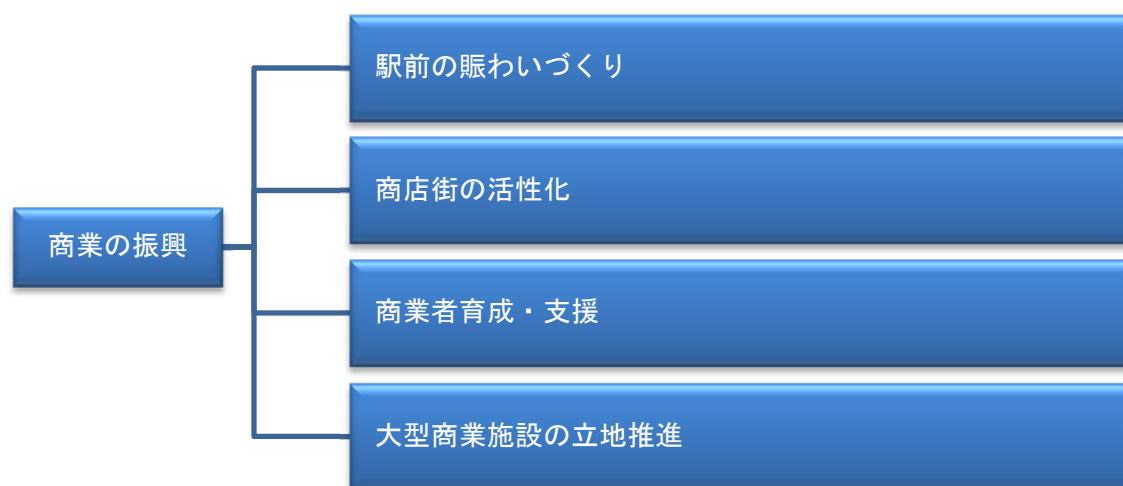
また、商業者の育成、商業者間連携の取組を支援します。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後 5 年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成 33 年度）
空き店舗活用件数※（件）	2	10

※空き店舗活用件数：空き店舗等活用補助金の利用件数

◆◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆◆基本施策

（１）駅前の賑わいづくり

商業の振興のため、交通結節点としての機能をいかし、駅前の賑わいの創出及び市内の事業環境の向上を推進します。

主な取組	● 地域の特性の再認識 ● 商店者と協働した地域の特性をいかした施策の展開 ● スピカビルの有効活用 ● 空き店舗などの活用推進 ● 駅前商店街の活性化
------	--

(2) 商店街の活性化

商業活性化のための各種イベントへの支援、空き店舗の活用支援、商工団体の活動支援などにより商店街の活性化を推進します。

主な取組	● 中心市街地の活性化に向けた補助制度や施策の実施 ● イベントの開催及び支援 ● 商店の特色をいかした商店街づくりの推進 ● 商工会議所・商工会と連携した中心商店街の活性化 ● 空き店舗などの活用推進
------	---

(3) 商業者育成・支援

商工会議所・商工会などとの連携のもと、商業者の経営近代化・合理化のための相談対応や融資制度の活用の促進、セミナーや経営相談などの支援体制の充実を図るとともに、販路拡大やものづくり技術の伝承に対する支援に努めます。また、情報提供や相談体制の強化により市内の雇用の安定を図ります。

主な取組	● 自治金融融資※あっせん ● 保証料補給 ● 商工会議所・商工会、各種団体への支援 ● 「ワークステーションちくせい」の有効活用
------	--

(4) 大型商業施設の立地推進

郊外型商業と商店街型商業の共存を念頭に、大型商業施設の立地を推進します。

主な取組	● 住民のニーズに応える大型商業施設の立地推進
------	---



しもだて商工まつり



軽トラ市

※自治金融融資：市が保証機関である茨城県保証協会と融資機関である市内取扱金融機関と連携を図りながら、地元中小企業に対し事業経営に要する資金を斡旋する制度のこと。

施策 4 企業の誘致

◆現況と課題

現況

本市への企業などの誘致は、安定した雇用を確保するためにも重要課題といえます。

本市ではこれまで、持続的な工業振興に向けて、茨城県工業団地企業立地推進協議会及び茨城県西地域産業活性化協議会への参画により情報交換・情報収集、筑西市工場立地法地域準則条例の施行による緑地などの緩和、奨励金の交付により企業誘致を推進してきました。

近年では、市内7つの工業団地が分譲済みとなったことから、新たな産業用地の確保に取り組んでいます。

課題

今後は、人口減少に歯止めをかけ、地域を活性化するため、つくば研究学園都市に隣接する環境や、圏央道の整備による交通アクセスの利点をいかし、研究開発や流通関連企業の誘致など、周辺環境に配慮した工業団地への企業立地を促進することが必要です。

また、分譲済みとなった工業団地の活用として、新たな工業団地の造成をはじめ、空き地、遊休地や未利用地の利活用の検討、工業用水道の維持管理などに加え、既存企業へのフォローアップも必要です。

◆◆基本目標（基本構想における今後10年間の目標）

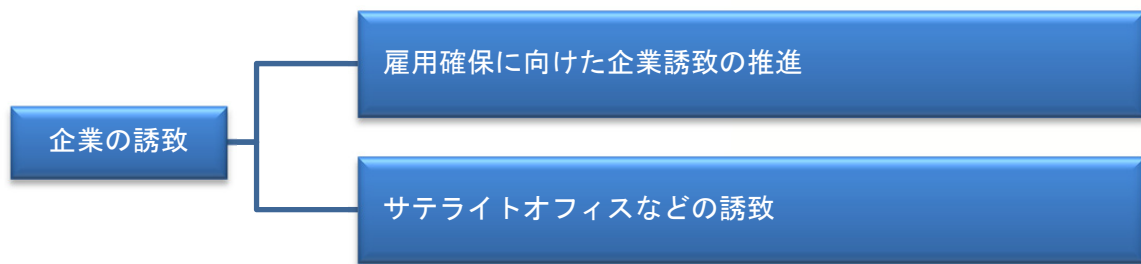
移住・定住の受け皿として、交通アクセスの利点や筑波研究学園都市と隣接する利点をいかし、最先端技術開発などに取り組む企業の誘致や、多様な働き方を享受する企業のサテライトオフィスの開設を促進するなど、若者にも選ばれる企業の誘致を図ります。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成33年度）
新規立地企業誘致数※（件）	1	7

※新規立地企業誘致数：通年工場立地動向調査の工場立地動向調査対象事業者数

◆◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆基本施策

(1) 雇用確保に向けた企業誘致の推進

茨城県及び茨城県開発公社と共に新たな産業用地への企業誘致活動を行うとともに、最先端技術（人工知能・遺伝子組み換え・バイオ発電など）に取り組む企業の誘致と、既存の先端企業との融合、つくば市の大学・研究機関などとの連携により『先進的な工業団地を有する市』として情報発信し、雇用面を含めたまちの活性化を図ります。

主な取組	● 企業との包括連携協定の締結 ● 迅速なアフターフォロー体制の確立 ● 企業立地促進事業 ● 本社機能等移転支援事業 ● IT企業誘致に向けた助成・PR活動・インターネット環境の充実 ● 新たな工業団地の整備検討 ● 企業に対する優遇措置拡充（緑地面積率の緩和、企業への奨励金交付）
------	--

(2) サテライトオフィスなどの誘致

空き家や空き地など遊休物件の利活用やインターネット環境の整備などを図り、ベンチャー企業※やサテライトオフィスの誘致を推進します。

主な取組	● 未利用地・空き家を利用したサテライトオフィスなどの誘致
------	---

※ベンチャー企業 : 革新的なアイデア・技術などをもとに、新しい形態のサービスやビジネス（ベンチャービジネス）を展開する中・小規模の、主に成長過程にある企業のこと。

施策5 創業の支援

◆現況と課題

現況

本市では、平成13年度に5,962の事業所がありましたが、平成26年度には4,936件と約1,000件減少しています。これは、廃業する事業者が創業する事業者を上回っているため、起業を目指す方や創業後間もない方への支援を実施し、継続的にフォローしていく必要があります。

本市ではこれまで、商工団体を含む創業支援機関と連携して、創業を目指す方に創業に関するワンストップ相談窓口の設置・運営や「創業セミナー」の開催など、様々な支援策を実施しており、平成28年5月には、本市の「創業支援事業計画」が「産業競争力強化法」に基づく国の認定を受けているところです。

課題

今後も、引き続き、創業者への支援体制の強化とともに、各支援策の充実を図っていくことが必要です。

◆◆基本目標（基本構想における今後10年間の目標）

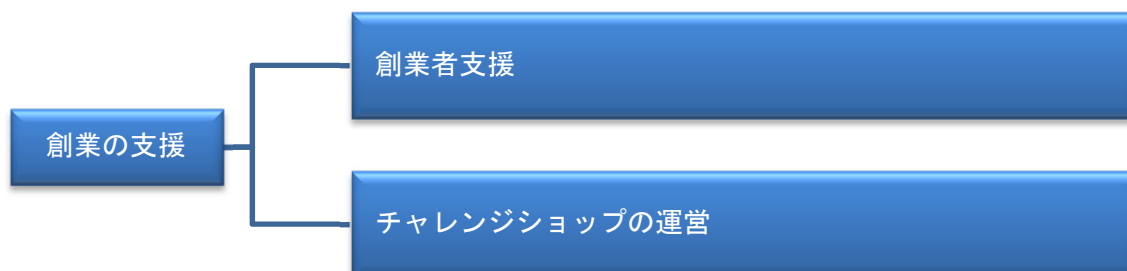
市の新たな産業力を創造していくために、創業を目指す方への支援体制の充実を図ります。
また、庁舎内のチャレンジショップを活用し、創業を目指す方の発掘・育成などに取り組みます。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成33年度）
創業者数※（件）	—	35

※創業者数：中小企業庁認定を受けた「創業支援事業計画」に基づく支援策を活用した件数

◆◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆基本施策

(1) 創業者支援

市内で創業を目指す方たちのため、創業を支援する「ワンストップ相談窓口」での対応のほか、ターゲット市場の見つけ方、ビジネスモデルの構築の仕方、資金調達、許認可手続き、事業計画書の作成など、商工団体や市内金融機関などと連携し、様々な創業時の課題を解決できるよう対応します。

主な取組	● 創業支援事業 ● 就労支援・企業情報発信事業
------	---

(2) チャレンジショップの運営

庁舎内に整備したテナント、チャレンジショップを低賃料で貸し出し、利用者の経営が軌道に乗るまでの準備期間の支援に、関係機関と連携しながら努めます。

また、空き店舗の有効活用を支援することで、若者の新規出店や地域住民の交流の場づくりなどを支援します。

主な取組	● チャレンジショップ事業 ● 商業地域空き店舗等活用事業
------	--



チャレンジショップ

政策2 交流・賑わいが生まれる観光まちづくり

施策6 観光の振興

◆現況と課題

現況

本市には、多くの歴史的資源や街並み、脈々と継承される祭りや伝統文化、豊かな農産物、伝統に根ざした特色ある産業など、市民の誇りや愛着を育み、暮らしや生活文化の礎を築いてきた大切な資源があります。

本市ではこれまで、「下館祇園まつり」をはじめとする夏の四大まつりや、「どすこいペア」、「あけのひまわりフェスティバル」、「小栗判官まつり」などのイベントの開催支援とともに、本市の魅力を県内外に広くPRするため、観光ガイドマップやノベルティ、ホームページ、メディアなどを活用した情報発信のほか、茨城県が中心となって実施する観光キャンペーンへの参加やJR東日本と連携した「駅からハイキング」などにより、本市の新たな魅力の開拓と観光PRに努めてきました。

また、茨城マルシェなどを活用した県外での観光キャンペーンなどのPRや結城市・桜川市と連携した広域的な観光PR、旅行会社などへのPR、映画などの口ケ誘致などを通じて、本市の魅力を発信し、知名度向上や誘客に努めてきました。



下館祇園まつり（7月下旬）



どすこいペア（8月下旬または9月上旬）



あけのひまわりフェスティバル（8月下旬～9月上旬）



小栗判官まつり（12月上旬）

課題

今後、更なる交流人口の拡大に向けて、これまでの各種イベントの充実とともに、常時集客につながるような新たな観光資源の発掘が課題となっています。平成28年度に発足した「筑西市観光資源調査・発掘協議会」における議論などを通じて、将来の観光振興に資する新たな取組につなげていくとともに、ちくせい観光大使などを活用し、イベントなど、観光情報の県内外への更なる発信に努める必要があります。

【行事・祭事など入込観光客実数の推移】

(単位：人)

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
観光客数	387,500	459,200	476,000	520,800	532,600

資料：筑西市経済部商工観光課調査。主催者発表があったもので、商工観光課が把握しているものに限る。

◆◆基本目標（基本構想における今後10年間の目標）

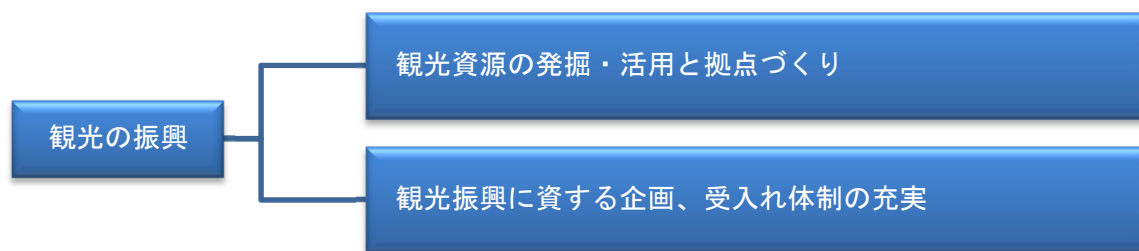
通年型の観光地を目指して、各種イベントの充実をはじめ、道の駅の整備とその有効活用による観光交流拠点の形成を図るとともに、観光資源の発掘・磨き上げによって、独自性を創出します。

また、観光地としての魅力倍増に向け、鉄道沿線都市との広域連携や地域の自然や食、文化芸術の更なる活用とともに、観光地域づくりの舵取り役となる組織化支援などを図ります。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成33年度）
観光客数（人/年）	532,600 （平成27年度）	600,000

◆◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆◆基本施策

(1) 観光資源の発掘・活用と拠点づくり

既存の観光資源の再確認、コーディネートや加工などによる資源創作に取り組むとともに、常時集客が期待できる観光資源の発掘に取り組み、観光資源をいかした観光誘客に努めます。

また、全国有数の農産物や、自然、歴史、文化などの本市のもつ魅力的な観光資源を発信し、交流人口の拡大、新たな魅力づくりなどに活用が期待できる道の駅を整備します。

主な取組	● 道の駅の整備と拠点づくり ● 関係機関との連携による新たな筑西ブランドの開発 ● 常時の集客が期待できる観光資源の発掘 ● マスコットキャラクター事業
------	---

(2) 観光振興に資する企画、受入れ体制の充実

隣接自治体などとも連携し、新たな観光ルートの開発や、地域資源を活用した体験型観光の推進などに継続して取り組みます。

また、筑西市観光協会や筑西市観光おもてなしガイドなどの基盤の強化支援を行うとともに、連携を強化し、観光客の受入れ体制の強化、イベントなどの情報発信に努めます。

主な取組	● 水郷筑波・サイクリングによるまちづくりプロジェクト ● 近隣市との広域観光連携強化 ● 観光交流プランの充実（認定観光ルート開発など） ● 観光客の受入れ体制の強化（観光案内所の設置など） ● 分りやすい案内標識の設置 ● 筑西市観光協会や筑西市観光おもてなしガイドなどの基盤強化
------	--

第2章

あらゆる世代が快適に暮らせる
安心都市づくり

政策3 快適に暮らせる生活基盤づくり

施策7 計画的な土地利用の推進

◆現況と課題

現況

本市の誇る豊かな自然環境・田園環境との調和を基本に、「筑西市都市計画マスタープラン」に基づく、適切な土地利用への誘導を図り、地域の特性を踏まえた、計画的な市街地整備を実施しています。

平成27年度末時点で地籍調査事業の全調査面積152.55km²に対する調査実施面積は、121.05km²となっています。また、八丁台土地区画整理事業全体の事業進捗率は96.2%となっています。

本市ではこれまで、八丁台土地区画整理事業による面的・総合的な市街地整備、「都市再生整備計画」に基づく道路やポケットパークの整備、下館駅の周辺整備で下館駅南北自由通路へエレベーターを設置するとともに、地区の現況に応じ地区計画制度を活用した良好な市街地環境への誘導を図るなど、「筑西市都市計画マスタープラン」に基づくまちづくりを展開してきました。

また、筑西市らしい街並み・景観を創出し、次世代に継承していくため、茨城県屋外広告物条例に基づく規制の運用、広報紙・ポスターなどによる周知・啓発活動を実施するとともに、景観の保全に取り組む市民・団体の活動への支援を行っています。

課題

今後は、人口減少対策、定住促進につながる用途地域の変更検討、開発許可などにより適切な土地利用及び区域指定の制度維持を進めることが必要です。

また、筑西市での「立地適正化計画」におけるコンパクトシティのあり方の検討、都市計画道路の再検討、地籍調査事業の段階的な調査区域の拡大をすることが必要です。

さらに、屋外広告物規制の適切な運用、地区計画・茨城県景観形成条例に基づく景観の保全など、「筑西市都市計画マスタープラン」に沿った景観づくりを推進することが必要です。

中心市街地については活性化を図り、八丁台土地区画整理事業については早期事業完了を目指すことが必要です。また地区の状況に応じ、地区計画制度の活用を進めることが必要です。

【地目別土地面積】

(単位：km²)

	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
平成 12 年度	65.60	55.05	29.70	13.61	0.71	6.81	33.87
平成 15 年度	65.54	53.72	30.18	13.39	0.70	7.45	34.37
平成 18 年度	66.12	53.10	30.98	13.46	0.85	7.89	32.95
平成 21 年度	66.00	52.89	31.28	13.26	0.82	9.29	31.81
平成 24 年度	65.89	52.69	31.56	13.24	0.82	9.31	31.69
平成 27 年度	65.92	52.04	31.62	12.94	0.81	10.08	31.75

資料：筑西市統計要覧(平成 27 年度版) 原資料：資産税課(概要調書)

◆◆基本目標（基本構想における今後 10 年間の目標）

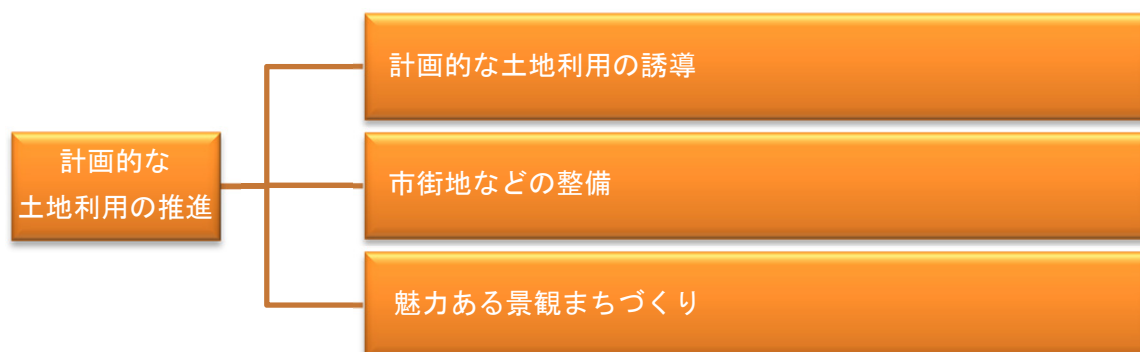
持続可能な快適都市の形成に向け、都市と自然のバランスを大切にしながら、都市機能の戦略的集積を念頭に、都市の活力と暮らしの安心を享受できる土地利用の形成を計画的に進めます。

また、誰もが行きたくなる・集まりたくなる中心市街地の形成を図るとともに、筑波山を望む景観や豊かな自然・田園・集落の環境、歴史ある市街地の街並み、本市の顔となる駅前や幹線道路・河川沿いなどにおいて、市民の誇りとなる美しい景観を目指すまちづくりを推進します。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後 5 年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成 33 年度）
地籍調査事業の調査実施面積 (km ²)	121.05 (平成 27 年度)	123.24
八丁台土地区画整理事業進捗率 (%)	96.2 (平成 27 年度)	100.0
違反屋外広告物周知・啓発 (件)	72 (平成 27 年度)	100

◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆◆基本施策

(1) 計画的な土地利用の誘導

都市計画基礎調査の成果及び「筑西市都市計画マスタープラン」に基づき、用途見直しなどの検討や、開発許可などにより適切な土地利用及び区域指定制度の推進を図るとともに、都市計画道路についても、「茨城県都市計画道路再検討指針」に基づき、計画の見直しを検討します。

コンパクトシティに関する施策としては、持続可能な社会を構築するために、都市に必要な施設を街なかを集め、効率の良い都市づくりを進めることを念頭に、「立地適正化計画※」の策定を検討します。

また、地籍調査については、調査面積の段階的な拡大に向けた検討を行います。

主な取組	● 「都市計画マスタープラン」に基づく安全で快適な市街地の形成 ● 「立地適正化計画」の策定に関する検討 ● 用途地域の見直しの検討 ● 都市計画道路の再検討 ● 土地利用ゾーニングの検討と推進 ● 区域指定制度※の周知と運用 ● 地籍調査の推進
------	---

(2) 市街地などの整備

地域の特性がいかされた、誰もが暮らしやすい活力あるまちづくりを推進するとともに、既成市街地周辺の土地利用の方向性について検討します。

なお、良好な住環境の形成を図り保全するため、地区の現況に応じて地区計画制度を活用したまちづくりを推進します。

また、八丁台土地区画整理事業は、事業完了を目指します。

主な取組	● 誰もが暮らしやすい活力あるまちづくりの推進 ● 既成市街地周辺における土地利用方向性の検討 ● 八丁台土地区画整理事業 ● 地区計画制度などを活用したまちづくりの検討
------	--

※立地適正化計画：人口密度の低い市街地が広がった都市全体の構造を見直し、居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携（コンパクトシティ・プラス・ネットワーク）によるまちづくりを進めるための基本的な計画のこと。

※区域指定制度：市街化調整区域であっても、筑西市があらかじめ指定した区域であれば、誰でも住宅などが建てられるという制度のこと。

(3) 魅力ある景観まちづくり

路線の屋外広告物に対する規制などに関する周知及び啓発を実施するとともに、地区計画区域における制限や「茨城県景観形成条例」に基づく景観の保全にも取り組みます。

また、筑西市の顔ともいえる下館駅周辺について、筑西市らしい魅力のあるまちづくりに取り組みます。

主な取組

- 茨城県まちの違反広告物追放推進制度の推進
- 駅前広場などの魅力化方策の検討
- 母子島遊水地（初期湛水池周辺）の維持管理・利活用
- 市民との協働による河川環境美化
- 自然・田園景観の保全



母子島遊水地

施策8 道路網の整備

◆現況と課題

現況

本市の交通の軸となる国道50号バイパスや国道294号の4車線化などの広域交通網の整備促進や筑西幹線道路をはじめとした幹線道路網の計画的な整備が進んでいます。

また、平成28年9月末で一本松・茂田線の整備率は88.9%、小川線の整備率は12.9%となっています。

本市ではこれまで、広域交通網の整備促進、幹線道路網の計画的な整備、市民の日常生活を支える身近な道路網の計画的な整備、狭隘道路の整備をはじめ、交通環境の維持・改良、安全で快適な歩道の整備を進めてきました。また、市民の利便・安全を確保するとともに緊急時のライフラインとしての橋梁補修点検調査を実施しています。

課題

今後は、市街地南環状線を形成する道路整備事業、国道50号玉戸地内4車線化、協和バイパスの早期着工、主要地方道筑西・つくば線バイパス整備や筑西幹線の未計画部分の早期計画決定が必要です。

生活道路は、少子高齢化社会に対応し、計画的・段階的に整備するとともに、だれにもやさしい道路づくり、ユニバーサルデザインに配慮した道路づくりを推進していくことが必要です。また、老朽化した道路施設・橋梁などの補修や更新を実施し、市民の安全で快適な交通を確保することが必要です。

【市道及び橋梁の状況】

市道	延長(km)	改良済(km)	改良率	舗装済(km)	舗装率
	2,650.5	579.0	21.9%	1,797.7	67.8%
橋梁	15m 以上	10～15m 未満	10m 未満	全体	
	60 橋	31 橋	856 橋	947 橋	

※平成27年度末

※橋梁数については、定期点検などにより変動



筑西幹線道路
筑西大橋一本松・茂田線開通式

◆◆基本目標（基本構想における今後 10 年間の目標）

生活・観光・企業活動などに資する交通網の充実を図るため、広域交通の骨格となる国道や県道は整備促進を引き続き要望していくとともに、内環状を構成する幹線道路整備を促進します。

また、新たな南北の交通軸としての道路・鉄道の整備を要望し、広域連携による地域の発展を目指します。

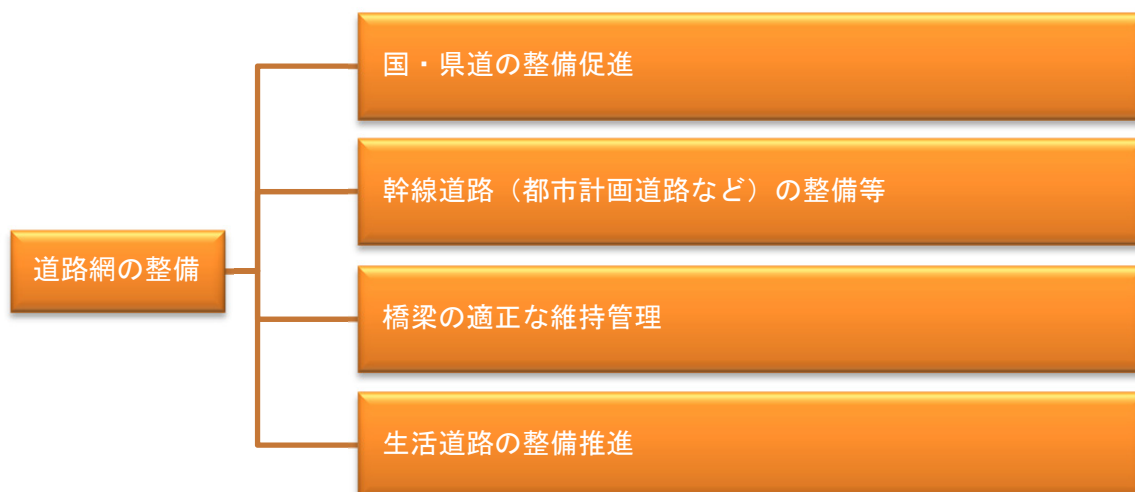
橋梁については、計画的な修繕・改修により、長寿命化を図ります。

なお、市民に身近な生活道路については、安全・安心なまちづくりの視点で、整備・改善・補修を図ります。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後 5 年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成 33 年度）
市道舗装率（%）	67.8 （平成 27 年度）	71.0
玉戸・一本松線道路整備率（%） L=2,030m	0.0	8.5

◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆基本施策

(1) 国・県道の整備促進

住民が快適に暮らせるための渋滞緩和などについて、国道の4車線化と県道のバイパス整備促進を国・県に要望します。

主な取組	● 国道・県道などの骨格道路の整備推進 ● つくば市と筑西市をつなぐ主要道路の整備 ● 工業団地へのアクセス道路の整備 ● 高速道路のまちなかへの整備 ● 国道50号線の渋滞解消に向けた道路整備
------	---

(2) 幹線道路（都市計画道路など）の整備等

市街地環状線（内環状）を形成する一本松・茂田線の延伸である玉戸・一本松線などの整備を推進します。

主な取組	● 玉戸・一本松線の整備事業 ● 渋滞の緩和・解消に向けた、計画的な道路整備の推進
------	--

(3) 橋梁の適正な維持管理

橋梁の基礎データを解析し、平成25年度に一部策定した「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、5年毎の橋の点検及び点検に基づいた設計・修繕工事を実施します。

主な取組	● 橋梁長寿命化事業
------	--

(4) 生活道路の整備推進

安全に安心して利用できる道路環境の構築のため、市が管理する道路などを計画的・効率的に維持管理します。

また、渋滞の緩和・解消に向けた、計画的な道路整備を推進します。

主な取組	● 生活道路の整備 ● 交通安全施設などの整備 ● ユニバーサルデザインに配慮した道路の整備 ● 自転車利用者の利便性・安全性向上に資する道路の整備 ● 小川線整備事業 ● 市道の管理・補修（植栽含む）
------	--

施策 9 公共交通の充実

◆現況と課題

現況

本市における公共交通は、広域的な移動手段として、下館駅を起点に東西にＪＲ水戸線、南に関東鉄道常総線、北に真岡鐵道真岡線が運行しています。また、市内移動手段として、デマンドタクシー「のり愛くん」が運行し、一定の役割を果たしています。

しかし、市民の日常生活における主要な移動手段が自家用車であることから、公共交通のおかれた環境は、大変厳しいものとなっています。

本市ではこれまで、鉄道の利便性の向上に向けた要望活動のほか、鉄道で結ばれていない周辺都市とを結ぶバス路線の実証実験運行やデマンドタクシー「のり愛くん」の運行効率化などに向けた取組を行ってきました。

課題

今後、本市における公共交通施策の指針となる「筑西市地域公共交通網形成計画」に基づき、多様な交通サービスとの相互連携や役割分担を行い、市民だけでなく本市への来訪者も利用しやすい、将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークの構築が課題となっています。



広域連携バス



のり愛くん

【鉄道の利用状況】

(単位:人)

	1日平均乗車人数				1日平均乗降人数						
	JR 水戸線				関東鉄道常総線			真岡鐵道真岡線			
	下館駅	玉戸駅	川島駅	新治駅	下館駅	大田郷駅	黒子駅	下館駅	下館二高前駅	折本駅	ひぐち駅
平成23年度	3,332	707	768	623	1,014	342	163	683	75	62	72
平成24年度	3,393	718	756	632	1,133	373	189	673	92	54	59
平成25年度	3,386	725	776	630	1,086	380	201	655	90	54	71
平成26年度	3,281	723	795	600	1,098	367	195	589	93	45	58
平成27年度	3,327	693	768	625	1,084	340	165	579	86	44	53

資料: JR水戸支社、関東鉄道、真岡鐵道

【デマンドタクシー「のり愛くん」の利用状況】

(単位:人)

	1日の平均利用者数
平成23年度	155.8
平成24年度	155.3
平成25年度	158.3
平成26年度	158.5
平成27年度	157.3

◆◆基本目標（基本構想における今後10年間の目標）

あらゆる世代が快適に暮らすことができるよう、コミュニティバスなどの導入やデマンドタクシーの利用促進を図るとともに、来訪者などの受入れも視野に入れた公共交通の充実を図ります。

また、通勤・通学などの利便性向上も視野に、鉄道事業者に対する輸送力増強や運行ダイヤの改善を引き続き要望します。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成33年度）
公共交通（鉄道、バス、デマンドタクシー）の1日平均利用者数（人/日）	7,921 （平成27年度）	8,500

◆◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆基本施策

(1) 鉄道輸送の充実

J R水戸線や関東鉄道常総線、真岡鐵道真岡線の利用促進を図るとともに、運行本数増加や乗り継ぎ時間の短縮などについて鉄道事業者に要望を行います。

主な取組	● 利便性向上、輸送力の強化を関係機関に要望 ● 鉄道利用の促進 ● 関東鉄道常総線線路設備整備事業 ● 第三セクター真岡鐵道の経営安定化支援
------	---

(2) 公共交通の充実・利便性向上

デマンドタクシー「のり愛くん」の効率性や利便性の向上に向けた改善を図るとともに、鉄道、バス、タクシーなど多様な交通サービスとの相互連携や役割分担を行い、将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークの構築に取り組みます。

本市の将来的なまちづくりや観光振興など、地域戦略と一体的な公共交通ネットワークを構築し、まちの賑わいや地域内の新しい人の流れの創出の観点から、鉄道で結ばれていない周辺都市とを結ぶバス路線のほか、中心市街地と生活拠点を結ぶ路線、中心市街地内を循環する路線などを検討し、持続性のある路線について導入を目指します。

主な取組	● デマンドタクシー「のり愛くん」の効率性・利便性向上に向けた改善 ● 本市と鉄道で結ばれていない周辺都市とを結ぶバス路線の導入 ● 中心市街地と生活拠点を結ぶバス路線の導入 ● 公共交通利用促進のための情報提供、P R活動の実施
------	---

施策10 上水道の整備

◆現況と課題

現況

本市の水道は、平成21年度に合併前の旧4市町の事業統合を行い、筑西市水道事業として発足し、現在に至っています。市民の皆様からの要望を基に未整備区域への管路の整備、耐震化を目指し石綿セメント管の布設替えや老朽化した水道施設の改修などを行いながら、生活基盤の基となる水道水の安定供給に努めてきました。指標となる、上水道普及率、1日当たりの有収水量(水道使用量)は微増の状況であり、平成27年度末の上水道普及率は87.7%、1日当たりの有収水量は21,839 m^3 となっています。

なお、石綿セメント管については、布設替え事業をはじめた平成11年度当初は総延長で144.7 km ありましたが、平成27年度末の残延長は、34.6 km となっています。

本市ではこれまで、安全で安心できる水道水を安定供給するため、地下水(井戸)の適正管理と茨城県企業局との連携により水源を確保してきました。

施設については、創設事業などにより配水管未整備地区の計画的な整備を進め、普及率の向上を図るとともに、石綿セメント管などの老朽管の布設替えを行い、管路施設の耐震化を図ってきました。

また、水道事業の健全経営に資するため、人件費や維持管理費などのコスト削減を図るとともに、広報やキャンペーンなどPR活動による利用促進、加入促進による収益の向上を図ってきました。

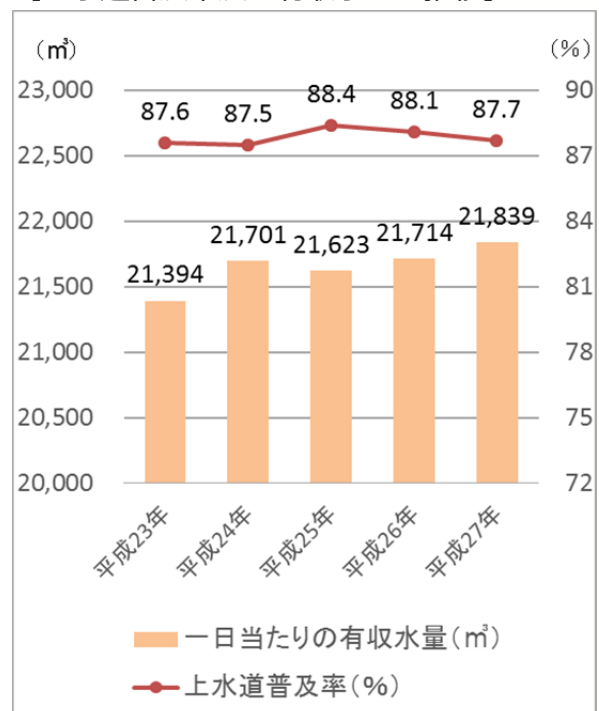
課題

本市における水源としての地下水採取は暫定的に認められているもので、将来的には県企業局からの受水(県水)に依存することになるので、今後も引き続き水の安定供給を行うために、県企業局との連携を図っていく必要があります。

水道施設の改修整備にあたっては、「筑西市水道ビジョン」や「公共施設適正配置のための基本方針」などとの整合を図りながら、施設の長寿命化と耐震化を見据えた「施設更新計画」を策定し、計画的に進める必要があります。

経営面では、引き続き維持管理費などのコスト削減と利用促進による収益力の向上に努め、経営の健全化を図る必要があります。

【上水道普及率及び有収水量の推移】



◆◆基本目標（基本構想における今後 10 年間の目標）

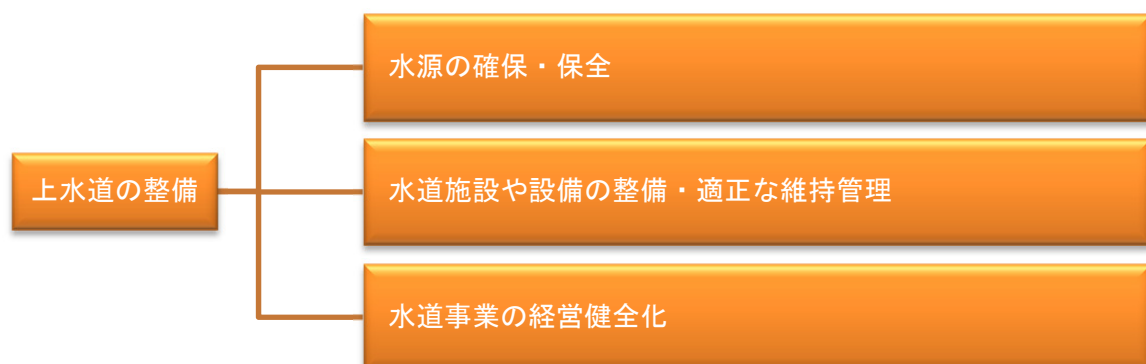
安全・安心な水を供給するため、水源の確保・保全に取り組むとともに、施設や設備の計画的な改修・整備などにより、維持管理費の縮減と長寿命化を図ります。

また、災害時に強い生活基盤として、災害に備えた取組を進めます。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後 5 年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成 33 年度）
一日当りの有収水量（m ³ ） （水道使用量）	21,839 （平成 27 年度）	22,750
上水道普及率（%）	87.7 （平成 27 年度）	91.6
石綿セメント管残存率（%）	3.6 （平成 27 年度）	0.5

◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆基本施策

(1) 水源の確保・保全

安全・安心な水を供給するため、県企業局との連携や井戸の保全に努めるとともに、定期的な水質検査を行います。

また、災害時に備え応援給水体制の充実に努め、ライフラインの確保を図ります。

主な取組	● 県企業局との連携による水源の確保 ● 水源井戸の整備と適正な維持管理 ● 日本水道協会茨城県支部との協定による応援給水体制の構築 ● 災害に備えた資器材の備蓄
------	--

(2) 水道施設や設備の整備・適正な維持管理

未整備区域への配水管布設や、石綿セメント管から耐震管への布設替えなど、水道施設の整備を進めるとともに、適正な維持管理に努めます。

主な取組	● 老朽化及び耐震化のための計画的な施設の更新 ● 早期の石綿セメント管の布設替え ● 未整備区域への管路整備 ● 緊急連絡管整備
------	--

(3) 水道事業の経営健全化

個人井戸や共同井戸の利用者に対する上水道への加入促進を図り、収益力の向上に努めるとともに、維持管理費などの削減を図ります。

主な取組	● 個人井戸や共同井戸水の利用者に対する上水道利用への切換えの推進 ● 安全・安心な水道水のPRなど、啓発による有収水量の向上 ● 維持管理費などの削減 ● 水道事業経営戦略の策定
------	---

施策 11 下水道の整備

◆現況と課題

現況

本市における汚水処理普及率は、平成 27 年度末で 72.7%となっています。これは平成 20 年度末の 63.4%と比較すると、9.3 ポイント向上しています。

本市ではこれまで地域の特性に合わせた生活排水の処理を進めるため、公共下水道事業及び農業集落排水事業の整備、並びに合併処理浄化槽の設置を推進してきました。

課題

今後、公共下水道事業は、認可計画に基づき管渠などの整備を進めるとともに、人口減少を見据えた計画の見直しや処理場などの老朽化対策として長寿命化計画に基づく改築・更新を進めていくことが必要です。

農業集落排水事業は、現在整備中の河間北部地区の処理施設の早期完成を目指すとともに、既存施設の老朽化対策を実施していくことが必要です。

なお、公共下水道事業及び農業集落排水事業における施設や設備は、耐震性のある災害に強い施設とする必要があります。

また、経営面においては、人口減少などに伴う料金収入の減少が見込まれるなど厳しさを増しつつありますが、今後も持続的にサービスを提供していくために、公営企業会計へ移行し、経営成績や財政状況を的確に把握する必要があります。

合併処理浄化槽については、公共下水道事業及び農業集落排水事業との調整を図りながら推進していくことが必要です。

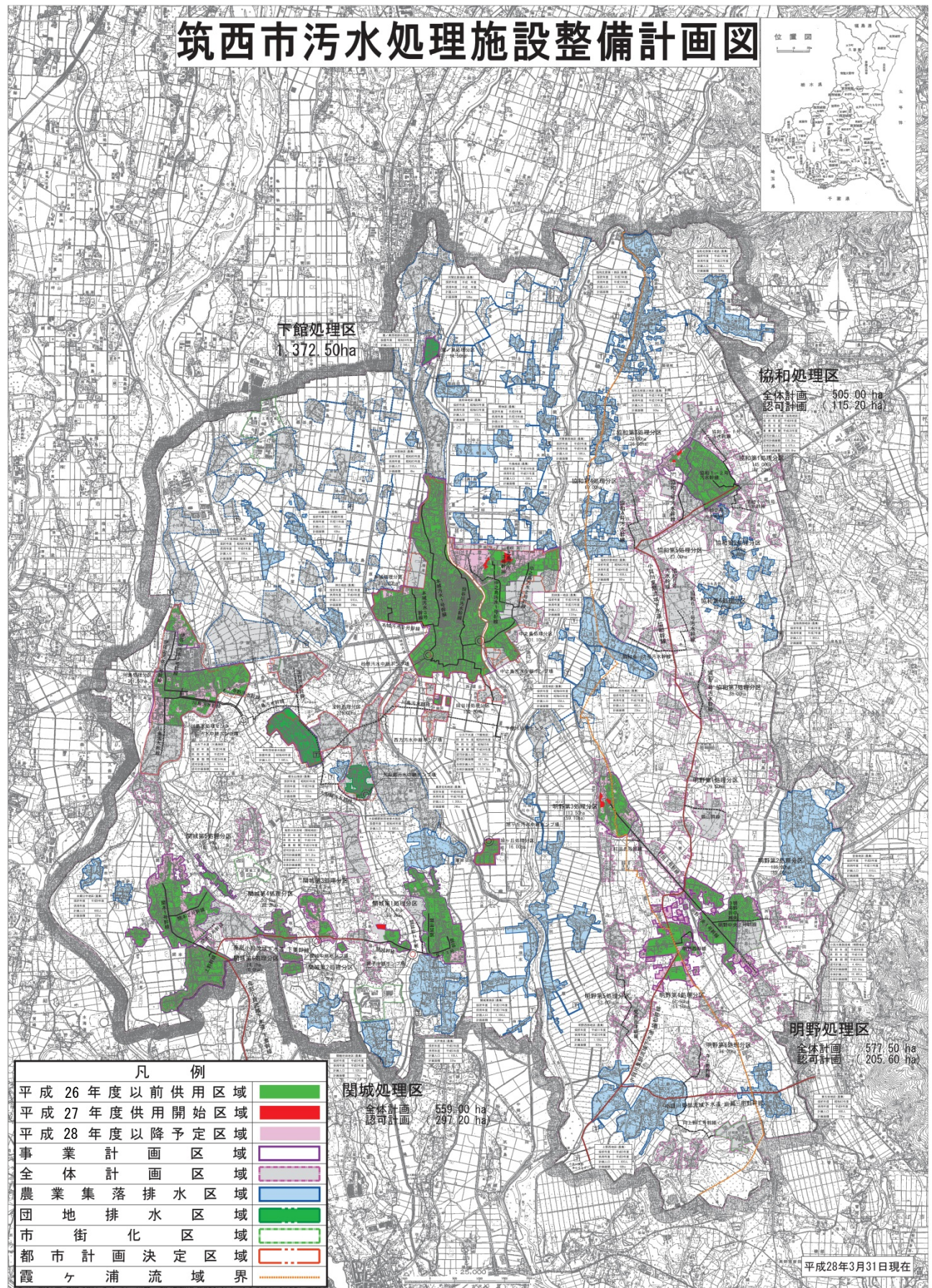
団地排水処理施設については、公共下水道事業への統合を検討していくことが必要です。

【汚水処理普及率の推移】

(各年度末 単位：人、%)

区 分		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
行 政 人 口 (住基人口)		111,756	110,842	110,031	109,185	110,188	109,138	108,440	107,574
公共下水道処理人口(A)		32,560	33,400	34,136	34,235	34,792	34,774	34,953	35,157
農業集落排水処理人口(B)		17,935	18,807	18,473	17,925	17,878	17,677	17,607	17,070
合併処理浄化槽処理人口(C)		14,555	14,600	15,589	16,871	18,193	18,593	19,527	20,061
団地排水処理人口(D)		5,770	5,788	5,821	5,839	5,834	5,784	5,851	5,955
汚水処理	人 口 (A)+(B)+(C)+(D)	70,820	72,595	74,019	74,870	76,697	76,828	77,938	78,243
	普及率	63.4	65.5	67.3	68.6	69.6	70.4	71.9	72.7

【筑西市污水处理施設整備計画図】



◆◆基本目標（基本構想における今後 10 年間の目標）

快適で衛生的な暮らしを支えるため、公共下水道事業の推進と加入促進を図るとともに、農業集落排水事業や合併処理浄化槽など地域の実情に応じた污水处理を進めます。

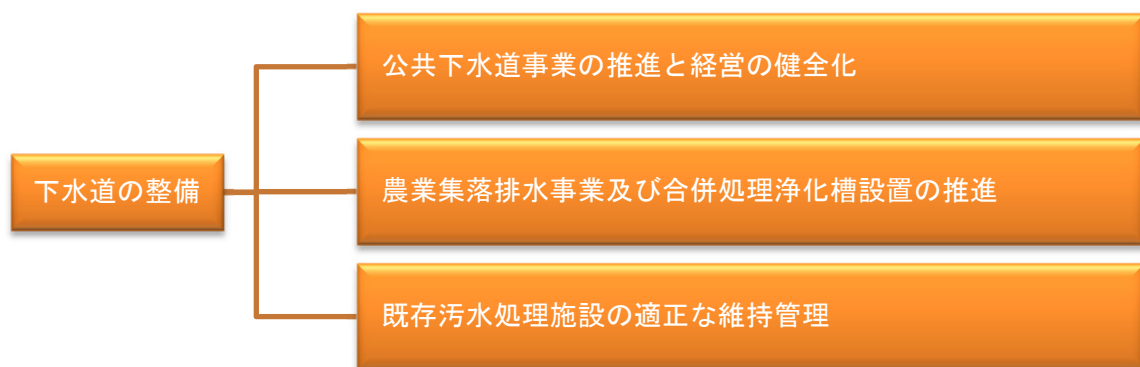
また、施設や設備の計画的な改修・整備などにより維持管理費の縮減を図るとともに、災害に強い生活基盤とするため、長寿命化計画に基づく処理施設の改築・更新を進めます。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後 5 年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成 33 年度）
污水处理普及率（％）	72.7 （平成 27 年度）	76.8

※污水处理普及率＝（公共下水道処理人口＋農業集落排水処理人口＋合併処理浄化槽処理人口＋団地排水処理人口）／行政人口

◆◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆◆基本施策

(1) 公共下水道事業の推進と経営の健全化

公共下水道事業は、認可計画に基づき管渠などの整備を進めるとともに、未接続者の加入促進を図ります。

また、事業の経営成績や財政状況を的確に把握するため、公営企業会計へ移行します。

主な取組	● 早期・低コスト型の管渠整備手法を導入した公共下水道事業の推進 ● 啓発活動などによる接続率の向上 ● 公共下水道事業の公営企業会計移行
------	---

(2) 農業集落排水事業及び合併処理浄化槽設置の推進

農業集落排水事業については、河間北部地区の処理施設建設工事(建築)・管路布設工事などを行います。

また、合併処理浄化槽については、公共下水道事業及び農業集落排水事業との調整を図りながら、引き続き設置を推進します。

農業集落排水事業については、事業の経営成績や財政状況を的確に把握するため、公営企業会計へ移行します。

主な取組	● 河間北部地区農業集落排水事業の推進 ● 合併処理浄化槽設置促進 ● 農業集落排水事業の公営企業会計移行
------	---

(3) 既存污水处理施設の適正な維持管理

老朽化した施設や設備の整備を推進します。

また、「筑西市污水处理施設整備構想」に定めた中期計画(=アクションプラン:10年程度)や長期計画(=ベストプラン:20年程度)に基づき、整備を進めます。

主な取組	● 合理的な維持管理によるコストの削減 ● 団地排水処理施設の公共下水道への統合推進 ● 農業集落排水処理施設改修 ● 既存污水处理施設の良い処理機能の維持
------	---

施策 12 住環境の向上

◆現況と課題

«公園・緑化»

現況

公園・緑化については、地域に根ざした都市緑化を推進しており、平成 28 年度で市民 1 人当りの都市公園整備面積は、8.31m²となっています。

また、近年、適正な土地管理がされていない雑草や樹木などが生い茂った空き地があり、そういった空き地への不法投棄などが問題になっています。

本市ではこれまで、都市部に残る貴重な緑の保全を図るとともに、都市空間の基盤となる近隣公園や街区公園の整備、既存施設の定期的な点検及び遊具・施設などの修繕や改修を実施しています。

また、雑草や樹木などが生い茂った空き地の土地所有者に対し、適正な土地管理を依頼するとともに、空き地への不法投棄防止に向けては、立て看板の設置による不法投棄防止の啓発、不法投棄ごみの撤去、3R[※]広報紙の発行などを実施してきました。

課題

今後は、安全・安心な公園を確保するため、公園施設の維持・管理を行い、地域に密着した街区公園を中心に、自治会などの協力を得ながら適切な維持・管理を進めることが必要です。また、効率的な公園の維持・管理を行うため公園台帳のシステム化なども必要です。

緑化については、総合的、長期的に良好な都市環境を形成するために、「緑の基本計画」の策定を検討し、地域に根ざした都市緑化を推進することが必要です。

また、環境衛生上、防火上、防犯上、空き地及びその周辺環境に配慮するため、地区のリサイクル団体などとの連携を図りながら、不法投棄防止看板の設置や監視・パトロール体制の強化を図ることが必要です。

«住宅»

現況

市営住宅については、居住水準・設備機能の向上を図っており、高齢者・障がい者に配慮した市営住宅 45 戸、住居水準（段差解消による設備機能）が向上した市営住宅 151 戸となっています。

本市ではこれまで、「筑西市住生活基本計画」、「筑西市営住宅長寿命化計画」に基づき、予防的な観点から市営住宅の計画的な維持管理を行い、住宅に困窮する低額所得者世帯への供給を基本に、公平かつ的確な供給及び老朽化した施設の改修を実施してきました。

課題

今後は、引き続き中長期的かつ予防保全的観点に立った維持管理補修及び耐用年数が経過し老朽化の著しい市営住宅について、防犯上の観点からの解体工事、用途廃止、敷地の払い下げ、低未利用地の有効利用を図ることが必要です。

※ 3R：リデュース・リユース・リサイクルのこと。

「市営墓地」

現況

市営墓地については、平成27年度で協和台原公園墓地の使用率が53.3%、明野富士見霊園の使用率が90.2%となっています。

本市ではこれまで、安定供給のため、ホームページなどでの広報による利用促進、施設内の植栽の管理を実施してきました。

課題

今後は、引き続き広報紙などでの利用促進に努めるとともに、老朽化した施設の修繕など必要な整備を図っていくことが必要です。

【都市公園整備状況】

公園種別	広域公園	運動公園	総合公園	地区公園	近隣公園	街区公園	歴史公園	緑道	合計
箇所数	1	3	1	2	5	54	1	3	70
面積 (ha)	24.80	19.05	5.37	16.30	8.45	12.04	0.02	0.67	86.70

※平成28年

【公園一覧】

区分	都市計画公園		公園内訳	
	箇所	面積(ha)	名称	備考
広域公園	1	24.80	県西総合公園	県
運動公園	3	19.05	鬼怒緑地	
			成田スポーツ公園	
			下館運動公園	
総合公園	1	5.37	宮山ふるさとふれあい公園	
地区公園	2	16.30	勤行緑地	
			協和の杜公園	
近隣公園	5	8.45	神明近隣公園	
			下岡崎近隣公園	
			明野球場	
			明野中央公園	
			つくば明野工業団地スポーツ公園	
街区公園	54	12.04	下館公園ほか	
歴史公園	1	0.02	晴明橋公園	
緑道	3	0.67	外塚緑道	
			菅谷緑道	
			みどり町緑道	
都市公園計	70	86.70	市民一人当たりの都市公園面積(m ²)	8.31
都市公園以外	28	3.34	羽黒児童遊園ほか	
合計	98	90.04	市民一人当たりの公園面積(m ²)	8.64

※平成28年

【市営住宅管理状況(平成 29 年 1 月 31 日現在)】

地区	住宅名	建設年度	構造 (タイプ)	管理戸数
下館地区	◎ 箱ヶ島	昭和28	木造	1
	◎ 川島駅前	昭和29	木造	5
	◎ 折本中山	昭和29	木造	6
	玉戸南	平成7～10	中耐	54
	◎ 玉戸北	昭和36・37	木造	40
	◎ 玉戸西	昭和43・44	木造	29
	◎ 玉戸伊房地	昭和45・46	簡平	30
	玉戸山ヶ島	昭和46・49	簡平	20
	◎ 女方	昭和33～35	木造	31
	中館	平成12・13・ 15・16	木造	13
	五所宮	昭和46～48	簡平	37
	鷹ノ巣	昭和53～57	中耐	126
	岡芹	平成1	中耐	16
	みどり町	平成14・18・20	中耐	45
	下館地区・計			453

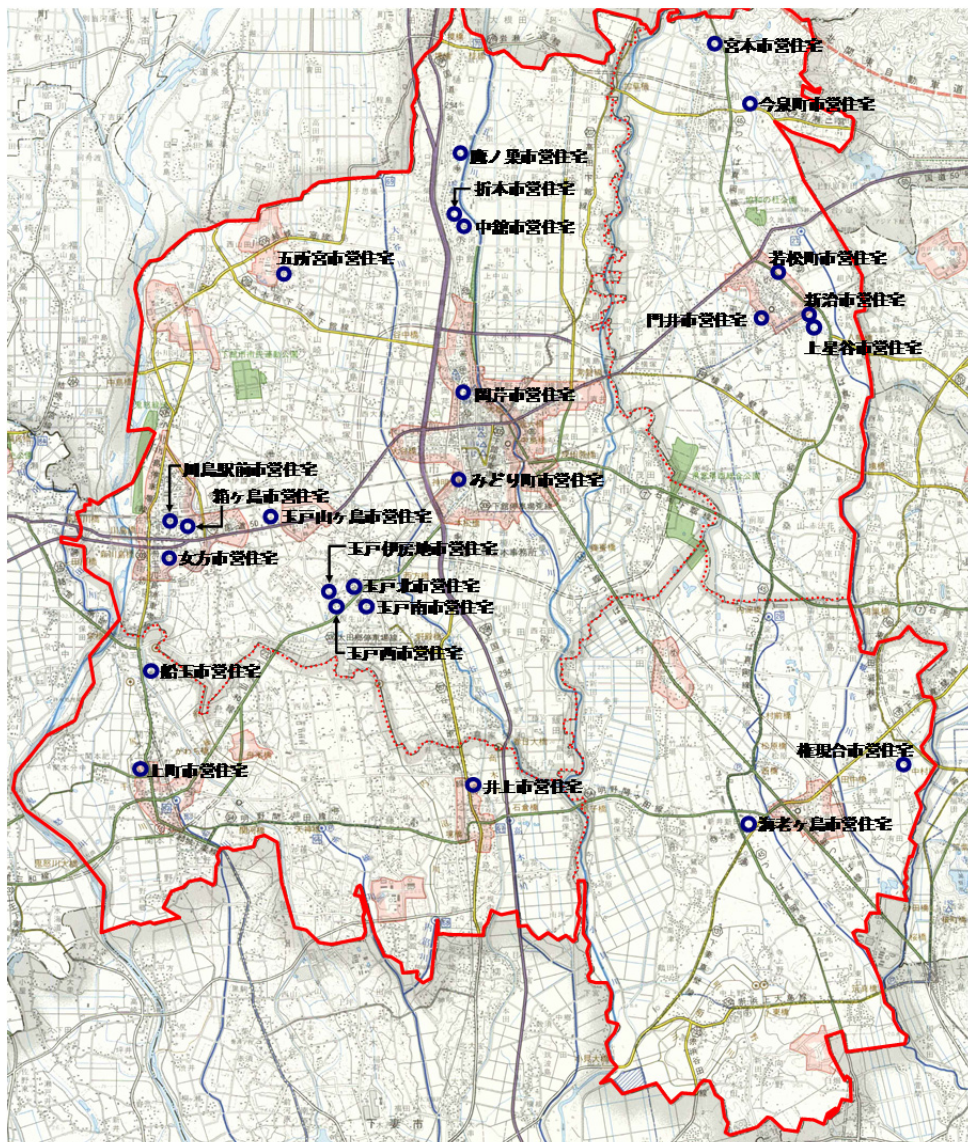
簡平:簡易耐火平屋構造

中耐:中層耐火構造

◎ :現在、募集中止である住宅

地区	住宅名	建設年度	構造 (タイプ)	管理戸数
関城地区	船玉	昭和53	簡平	2
	上町	昭和53	簡平	9
	井上	昭和55	簡平	20
関城地区・計				31
明野地区	◎ 海老ヶ島	昭和41・42	木造	8
	権現台	昭和53・54	簡平	70
明野地区・計				78
協和地区	宮本	平成3	木造	20
	今泉町	昭和51	簡平	20
	若松町	昭和50	簡平	20
	上星谷	昭和52	簡平	20
	◎ 新治	昭和35・36	木造	16
	◎ 門井	昭和34	木造	2
協和地区・計				98
合 計				660

建設年度が継続の場合は、その工事の最終年度を記載しております。



◆◆基本目標（基本構想における今後10年間の目標）

安全・安心・快適に生活することができる環境づくりに向け、利用状況を踏まえ、子育て世代に身近な公園緑地などとして適正な維持管理及び整備を図るとともに、地域に定着する都市緑化の推進に努めます。

また、周辺環境に配慮した空き地対策に取り組めます。

さらに、良質な住宅の供給に向けた市営住宅の計画的な改修や解体・跡地の有効活用を図るとともに、公営墓地の適正な維持管理と利用促進に努めます。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成33年度）
市民1人当たりの 都市公園整備面積（㎡/人）	8.31	9.33
市営住宅戸数（戸）	660	603
段差解消による住居水準の向上 （戸）	151	191
協和台原公園墓地の利用率 （%/年）	53.3	60.0
明野富士見霊園の利用率 （%/年）	90.2	100.0

◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆基本施策

(1) 身近な公園緑地の整備・改修

都市空間の基盤となる近隣公園や街区公園の整備を推進します。また、多様化する市民のニーズを踏まえつつ、運動公園などの整備を推進します。

安全・安心な公園緑地を提供するため、公園台帳のシステム化を図り、公園施設などの計画的な改修・修繕を実施します。

主な取組	● 公園台帳のシステム化 ● 公園・緑地の整備・改修
------	--

(2) 都市緑化の推進

市民の主体的な緑化活動やボランティア活動を支援し、地域に根ざした都市緑化の推進に努めます。また、良好な都市環境の形成を図るため「緑の基本計画」の策定を検討します。

主な取組	● 「緑の基本計画」の策定の検討 ● 市民との協働による緑化の推進や適正な管理・運営
------	--

(3) 空き地対策

近年、増加傾向にある空き地については、きれいなまちづくり条例の周知などを行い、周辺的环境に配慮した空き地対策に取り組むとともに、環境パトロール員によるパトロールを強化し、不法投棄の未然防止に努めます。

主な取組	● 「きれいなまちづくり条例」の周知 ● 家電リサイクル法に基づく処理の周知 ● 粗大ごみ戸別回収制度の周知 ● 空き地の適正な維持管理促進 ● 環境パトロールの実施
------	---

(4) 良質な市営住宅の供給・住居水準の向上の推進

「筑西市住生活基本計画」「筑西市営住宅長寿命化計画」に基づき、十分な安全性や居住性を備えた長期活用を図るべき住宅について、中長期的かつ予防保全的観点からの改修工事を実施することにより、ライフサイクルコストの縮減と長寿命化を図り、良質な市営住宅を供給するとともに将来への継承を目指します。

主な取組	● 滞納家賃収納業務の委託 ● 市営住宅入退去及び維持管理業務の効率化 ● 市営住宅解体後における低未利用地の有効な利活用 ● 「筑西市営住宅長寿命化計画」に伴う修繕・維持補修・個別改善事業
------	--

(5) 市営墓地の適正な維持管理等

市営墓地については、引き続きよりわかりやすい内容で、広報紙、ホームページに掲載し、利用促進及び適正な維持管理を図ります。

主な取組	● 広報紙・ホームページによる募集 ● 協和台原公園墓地内階段及び法面の改修 ● 明野墓地内無縁墓地の増設
------	---



協和台原公園墓地

施策 13 空き家対策の推進

◆現況と課題

現況

近年、人口減少や高齢化などを背景に全国的に使用されていない家屋が年々増加しています。空き家となり、適切な管理が行われないまま放置されている状態の家屋は、防災・防犯・安全・環境・景観の阻害など多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしているものもあり、早急な対策の実施が求められています。

本市では、平成 27 年度に筑西市消防団による空き家の実態調査及び職員による統一的な判定基準に基づく建物状況調査を実施しました。

その結果、「適正」と判定した空き家は 845 棟、「注意」と判定した空き家は 244 棟、「危険」と判定した空き家は 7 棟、合計 1,096 棟でした。

このような空き家について、効果的かつ効率的に対策を推進するため、平成 27 年度に筑西市空家等対策協議会及び筑西市空家等ワーキングチームを設置しました。

また、平成 28 年度には、平成 26 年 11 月に公布された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家の所有者に対する意向調査をふまえて「筑西市空家等対策計画」を策定しました。

課題

今後は、空き家の適正管理や利活用など、「筑西市空家等対策計画」に沿って、総合的かつ計画的に対策を講じ、安全・安心なまちづくりの環境整備を図るとともに、空き家を利用した移住・定住の促進を図ることが必要です。

【空き家の分布】

地 区	適 正	注 意	危 険	合 計
下館地区	486 棟	132 棟	3 棟	621 棟
関城地区	154 棟	43 棟	2 棟	199 棟
明野地区	105 棟	36 棟	2 棟	143 棟
協和地区	100 棟	33 棟	0 棟	133 棟
筑西市全域	845 棟	244 棟	7 棟	1096 棟

※平成 28 年 7 月 31 日現在

◆◆基本目標（基本構想における今後10年間の目標）

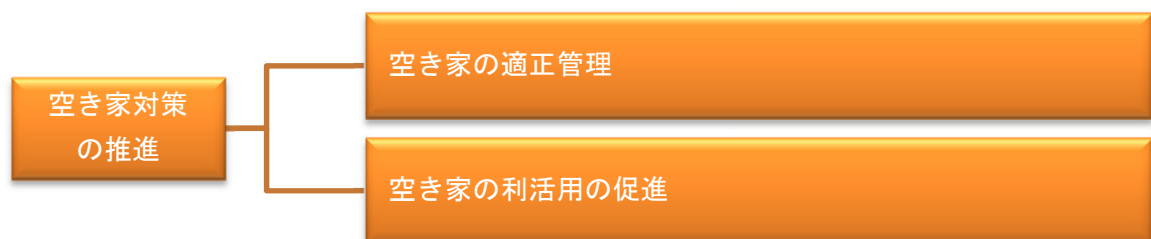
空き家化を予防・抑制するため、空き家の相談体制を整備するとともに、市民生活に悪影響を及ぼす空き家に対しては、所有者に対して適正な管理を求めます。

また、活用することが可能な空き家については、移住・定住の促進も視野に、積極的に利活用を促進します。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成33年度）
危険（管理不全）な空き家の件数（件）	7	0
空き家の利活用件数（件）	1	20

◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆基本施策

（1）空き家の適正管理

空き家の所有者が自らの責任により、適正な管理がなされるよう、意識啓発のための取組を推進します。

適正な管理がなされず地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている特定空家等※に対しては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき、必要な措置を講じます。

また、空き家対策を迅速に進めるため、空き家台帳を整備し、空き家情報を総合的に管理します。

※特定空家等：そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

主な取組	● 空き家の所有者に対する意識啓発 ● 特定空家等に対する措置 ● 空き家台帳の整備 ● 相談体制の整備
------	---

(2) 空き家の利活用の促進

所有者に対して空き家の利活用を促すとともに、地域活性化、福祉サービスの拠点など地域貢献について利活用が可能な空き家については、所有者の意向を踏まえ、地域住民に情報を提供します。

また、移住定住促進事業としての活用や、空き家解体後の跡地を地域防災の拠点として活用することなど、地域住民と協同した活用について検討します。

空き家バンク※については、所有者の同意を得たうえで、空き家バンクに登録し、希望者に情報を提供します。

さらに、空き家の有効活用希望者に対する支援として、空き家の修繕などに関する補助金制度の創設を検討します。

主な取組	● 空き家バンク事業 ● お試し居住事業への活用 ● 空き家をいかした地域活性化の促進 ● 空き家の有効活用希望者に対する支援
------	--



空き家を利活用した「お試し居住」

※空き家バンク：主に自治体や自治体から委託を受けた団体によって、空き家物件情報を自治体のホームページ上などで提供し、空き家の所有者と利用希望者のマッチングをする仕組みのこと。

政策4 安全・安心な暮らしの実現

施策14 防災対策の強化

◆現況と課題

現況

近年、全国各地で地震や豪雨などの自然災害による被害が発生しており、本市でも、平成23年3月の東日本大震災では、最大震度6強を2回記録するなど市内全域で甚大な被害を受けました。また、平成27年9月の関東・東北豪雨では、鬼怒川の氾濫により家屋の半壊や床下浸水の被害を受け、防災に対する市民の関心が高まっています。

本市では、災害に強いまちづくりに向けて、防災資機材や非常食の備蓄、自主防災組織の結成促進など各種施策を実施してきました。また、関東・東北豪雨の被害を受け、鬼怒川流域では、国や県と連携してハード・ソフトが一体となった治水対策「鬼怒川緊急対策プロジェクト」を平成28年度から実施しています。

総合的な治水機能を充実するため、未改修箇所などでの治水対策の要望活動を継続的に実施するとともに、平成21年5月に「かわまちづくり計画」の認定を受け母子島遊水地の整備を実施しました。平成26年度に計画が完了しましたが、関係団体と良好な維持管理を継続しています。

また、平成26年3月に改定した「筑西市地域防災計画」に基づき洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ、地震ハザードマップ（揺れやすさマップ、地域の危険度マップ）を作成し市民に配布するなど、市民の防災への啓発をしています。

課題

今後は、高齢者や障がい者など、自らの力で避難することが困難な「災害時要援護者」の避難支援対策を図っていく必要があります。また、自主防災組織数は年々増加傾向にあるものの、県内他市と比較すると依然として低い状況であるため、育成促進を通して市民の更なる防災意識の高揚を図っていくとともに、洪水浸水想定区域図の公表による危険箇所などの周知や、災害情報伝達手段の多様化を図っていく必要があります。

なお、国及び県管理の河川は、同盟会等を通して継続的に要望するなど総合的な治水対策に取り組むことが必要です。

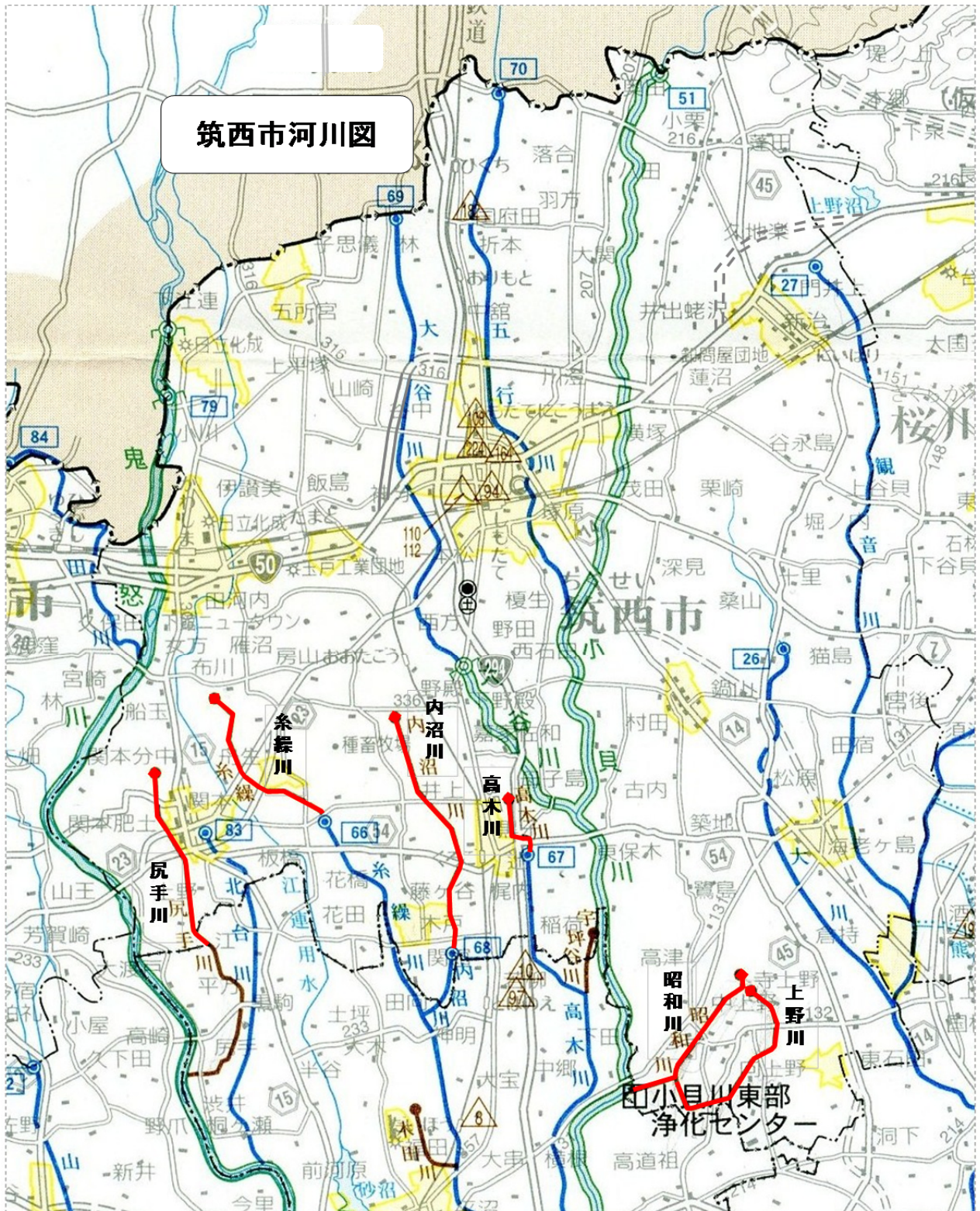
【筑西市の河川】

河川種別	河川名	管理	市内河川延長（m）	備考
一級河川※	鬼怒川	国土交通省	13,000	
	小貝川	国土交通省	20,000	
	大谷川	国土交通省	3,700	
		茨城県	12,410	
	桜川	茨城県	2,300	
	大川	茨城県	8,000	
	観音川	茨城県	8,500	
	五行川	茨城県	12,000	
	北台川	茨城県	1,100	
	糸繰川	茨城県	2,170	
		筑西市	5,600	準用河川部分
	高木川	茨城県	1,700	
		筑西市	1,200	準用河川部分
	内沼川	茨城県	1,160	
		筑西市	4,200	準用河川部分
準用河川※	昭和川	筑西市	4,000	
	上野川	筑西市	5,000	
	尻手川	筑西市	4,500	
一級河川 小計（m）			86,040	
準用河川 小計（m）			24,500	
合計（m）			110,540	

※一級河川：国土保全上又は国民経済上、特に必要な水系で、国土交通大臣が指定した河川

※準用河川：一級、二級河川以外の河川で、各市町村長が指定・管理を行う河川

【筑西市の河川】



- 筑西市管理河川
- 茨城県管理河川
- 国土交通省管理河川

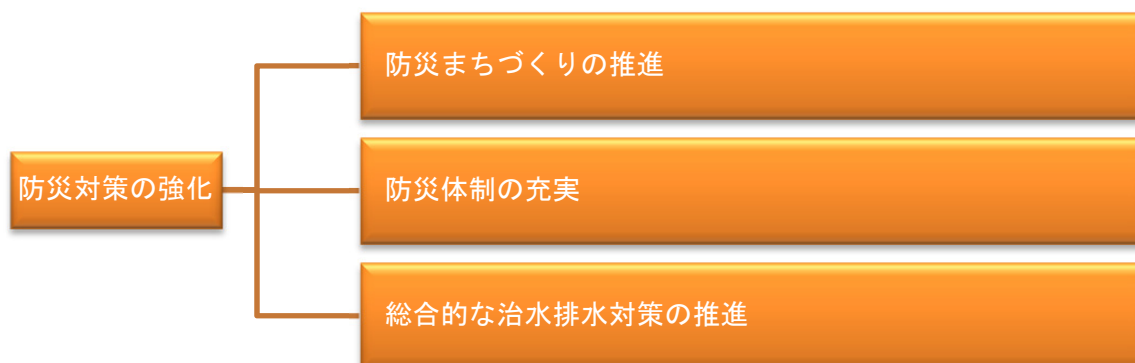
◆◆基本目標（基本構想における今後 10 年間の目標）

「自分の身は自分で守る」という防災の基本に立ち、「自助・共助・公助」の役割分担と相互連携による防災体制づくりを促進し、災害に強いまちを目指します。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後 5 年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成 33 年度）
自主防災組織数（組織）	89 (平成 27 年度)	444

◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆基本施策

（１）防災まちづくりの推進

「筑西市耐震改修促進計画」に基づき、市有建築物及び民間建築物の耐震診断、耐震改修の促進を図ります。

また、これまでの被害を出さないようにするための「防災」という観点に、予め被害の発生を想定した上で、災害時の被害を最小限にするための「減災」という観点を加えた取組を通して意識の高揚を図ります。

さらに、災害に強いまちづくりを進めていくには「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えを持ち、災害に備えることが大切となるため、自主防災組織の結成から育成を支援するとともに、地域と連携して防災訓練を実施するなど地域防災力の向上に努めます。

主な取組	● 建物の耐震化促進 ● 避難所の維持管理 ● 主要施設の安全性の確保 ● ハザードマップ（浸水想定区域図）の作成及び周知 ● 自主防災組織の結成推進及び支援 ● 小・中学校や地域での防災訓練の実施 ● 関係機関と連携した要援護者対策の充実
------	--

（2）防災体制の充実

災害関連情報を迅速かつ確実に住民に伝えるため、防災行政無線に加えて、伝達手段の多様化を図ります。また、タイムライン（防災行動計画）の活用により、災害対応力の向上を図ります。

さらに、茨城県西都市間との災害時相互応援協定に基づき、応急対策や復旧対策の協力・連携強化を図ります。

主な取組	● 災害時における初動対応マニュアル作成 ● 「筑西市地域防災計画」及び「筑西市水防計画」の改定・管理・運用 ● 非常食、防災資機材の備蓄 ● 「筑西市国民保護計画」の運用 ● 災害時相互応援協定に基づく、応急対策や復旧対策の協力・連携強化 ● タイムライン（防災行動計画）の運用
------	---

（3）総合的な治水排水対策の推進

近年の異常気象を踏まえ、いつ発生するか分からない豪雨・大出水に対して関東・東北豪雨の教訓をいかし、「逃げ遅れゼロ」を目指して国が実施する「鬼怒川緊急対策プロジェクト」の堤防整備の支援及び堤内地側の排水整備を行います。また、田川の治水排水対策においても今後県の整備計画に基づき支援します。

主な取組	● 河川関係施設の維持管理 ● 鬼怒川緊急対策プロジェクト事業への支援 ● 国・県・関係団体に対する総合的な河川改修・治水対策の要望 ● 内水対策としての排水樋管及び排水ポンプの管理 ● 排水機能を考慮した水路の整備 ● 老朽化した水路構造物の計画的修繕
------	--

施策 15 消防・救急対策の充実

◆現況と課題

現況

本市の常備消防は、筑西広域市町村圏事務組合により、消防本部、筑西消防署及び筑西消防署管轄分署の関城、明野、協和分署、川島出張所が配置されています。

また、非常備消防は、消防団が6中隊43分団、機動部隊、女性消防団で構成されており、本市の消防団員数は、平成28年度で835人と、条例定数（876人）の95.3%となっています。

本市ではこれまで、火災に対する市民の安全・安心の確保に向けて、消防団による放水訓練などを実施し、迅速かつ的確な消火体制の確立を図ってきました。また、消防力の充実に向け、計画的に消防ポンプ車の更新、消防車庫及び詰所の建て替えを行うとともに、消火栓・防火貯水槽などの消防水利など消防団活動の環境整備に努めました。

また、市民の安全・安心の確保に向け筑西広域市町村圏事務組合消防本部と連携し、救急救命士の養成、応急手当の普及啓発、防火対象物への立ち入り検査などを実施してきました。

課題

今後は、引き続き消防体制の強化・救助体制の充実を図るとともに、火災発生時の消火活動に支障をきたさないよう消防ポンプ車の更新、老朽化した消防車庫・詰所の整備を図っていく必要があります。

また、高齢化・人口減少社会に対応する消防団体制の見直しを図るとともに、消防団員の確保を図るため、積極的な啓発活動を実施することが必要です。

さらに、市民による応急手当の知識取得に向けた講習会をはじめ、医療機関と連携した救急体制の確立を図ることが必要です。

【火災発生状況】

(単位：件)

	発生件数
平成26年度	39
平成27年度	42

資料：筑西広域市町村圏事務組合消防本部

【消防職員数及び消防機械】

(単位：人、台)

	消防職員数	はしご付消防ポンプ車	化学消防ポンプ車	水槽付消防ポンプ車	普通消防ポンプ車	水槽車	救急車	搬送車	救助工作車
平成28年度	107	1	0	4	2	1	5	1	1

資料：筑西広域市町村圏事務組合消防本部

【救急出動状況】

(単位：件)

	総数	火災	交通	一般負傷	急病	その他
平成26年度	4,233	5	518	509	2616	585
平成27年度	4,431	10	526	532	2737	626

資料：筑西広域市町村圏事務組合消防本部

◆◆基本目標（基本構想における今後10年間の目標）

暮らしを守る緊急時の対応として、筑西広域市町村圏事務組合と連携し、消防体制の充実や火災予防活動の推進を図るとともに、医療機関と連携した救急医療体制の充実に努めます。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成33年度）
普通救急講習受講者数（人）	2,600 （平成27年度）	13,500

◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆◆基本施策

(1) 消防体制の充実

広く市民へ消防団の活動内容を広報し、消防団員の確保を図るとともに、消防ポンプ車の計画的更新、防火貯水槽及び消火栓などを整備し、消防体制の充実を図ります。

また、消防団員の身を守る装備品類及び無線機、救助活動用資機材を貸与し機能の充実を図ります。

主な取組	● 消防団員活動用装備品整備事業 ● 消防施設整備事業 ● 消防車両の整備、更新 ● 消防水利の整備、拡充
------	---

(2) 火災予防対策の充実

災害の未然防止のため、住宅用火災警報器設置の啓発や、住民に対する火災予防の指導を強化します。

また、要援護者の状況を的確に把握し、緊急時の安全確保に努めます。

主な取組	● 防火査察の強化 ● 消防法などの違反に対する指導と是正
------	---

(3) 救急・救助体制の充実

事故や災害時などにおいて速やかに人命救助が図れるよう、筑西広域市町村圏事務組合消防本部と連携し、救急救命士の養成をはじめ、救急隊員の能力向上を図ります。

また、新中核病院の整備により、積極的な救急受入れ体制の充実を図ります。

主な取組	● 救急救命士の養成 ● 市民への応急手当の普及啓発 ● 高度救命用装備の充実
------	---

施策16 交通安全対策の推進

◆現況と課題

現況

本市の人身事故発生件数は年々減少しており、平成27年で310人となっています。

本市ではこれまで、全ての市民を対象とした交通安全対策として、筑西警察署などとの連携のもと、交通安全教室、各種交通安全キャンペーンの実施、交通安全施設の整備（カーブミラーの新設・更新など）、自転車等の放置防止条例の徹底などを実施しています。

また、小・中学校などでの交通安全教室開催回数は、平成27年度で37回、高齢者対象の交通安全啓発物冊子・チラシ配布は年々増加しており、平成27年度で815枚となっています。

課題

今後も、引き続き、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通安全啓発活動を強化していくことが必要です。特に、高齢者の増加に対応して、高齢者を対象として交通安全啓発活動の拡充、関係団体と連携した啓発活動、交通安全施設の整備を進めていくことが必要です。

【交通事故発生件数】

項目 \ 年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
事故発生件数	471件	441件	413件	368件	310件

出典：茨城県警察本部（1月～12月）

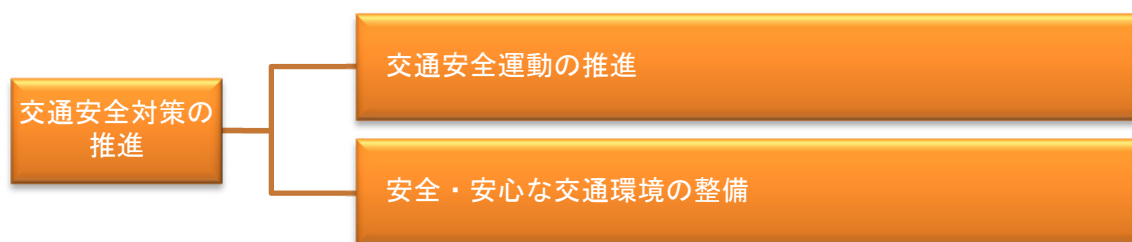
◆◆基本目標（基本構想における今後10年間の目標）

関係団体と連携を図り、交通安全の意識の啓発や事故防止に繋がる環境整備を推進し、事故のないまちづくりに取り組みます。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成33年度）
小・中学校などでの交通安全教室開催数（回/年）	30	45

◆◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆基本施策

(1) 交通安全運動の推進

交通安全関係機関（警察署・交通安全協会・交通安全母の会など）と連携して、交通安全啓発活動を主体的に行い、市民の交通安全確保に努めます。

また、小中学校児童生徒の通学時における交通安全立哨や高齢者に対する積極的な反射材配布など、交通弱者とされる高齢者や子どもの保護に徹底します。

主な取組	● 高齢者対象の交通安全啓発活動の実施 ● 啓発物の配布 ● 交通安全教室の開催 ● キャンペーンの実施
------	--

(2) 安全・安心な交通環境の整備

交通安全対策機関（警察署・道路管理者など）と連携して、交通安全施設の整備を継続して行い、道路利用者の交通の安全と円滑性を十分に確保できる環境づくりに努めます。

特に、危険の多い生活道路における道路利用者の安全を第一として、カーブミラーや反射板などの設置、横断歩道や押しボタン式信号機並びに交通規制の導入などを進めます。

主な取組	● カーブミラーや反射板などの設置 ● 横断歩道や押しボタン式信号機並びに交通規制の導入
------	--

施策17 防犯対策の推進

◆現況と課題

現況

近年、犯罪手口の多様化・巧妙化の傾向が顕著になっている一方、地域交流の希薄化などを背景に地域社会が担ってきた犯罪抑止力の低下が問題となっており、防犯への対応の必要性が高まっています。

また、振り込め詐欺などをはじめ様々な消費者問題で、本市の消費生活センターへの相談件数は、年々増加の傾向にあります。

本市ではこれまで、安全・安心なまちづくりの推進のため、自治会管理防犯灯のLED化や駅などの公共の場へ防犯カメラの新規設置を実施するとともに、防犯連絡員・自警団・防犯ボランティア等・警察と連携し防犯パトロール強化を図り、地域防犯活動の推進をしてきました。

また、詐欺などの被害を防止するため、防災無線などにより犯罪の情報提供や注意喚起を実施しております。

消費者問題に対しては、複雑・多様化している消費者問題相談に対応するため、消費生活センターに消費生活相談員を配置し、出張相談、筑西市消費者団体連絡会への活動支援などを実施してきました。

課題

今後は、引き続き防犯関係団体との連携において犯罪情報の提供・広報・啓発活動の推進を行い、市民の防犯意識の高揚に努めるとともに、防犯灯の設置など犯罪の起こりにくい環境づくりを継続することが必要です。

消費者対策については、消費生活に関する啓発活動、関係団体の育成・支援とともに、消費生活センターの認知度向上、利用促進を図ることが必要です。

【刑法犯罪認知件数】

項目 \ 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
刑法犯罪認知件数	1,464 件	1,341 件	1,269 件	1,090 件	963 件

出典：茨城県警察本部（1月～12月）

◆◆基本目標（基本構想における今後 10 年間の目標）

犯罪のないまちを目指し、市民の意識高揚を図るとともに、地域ぐるみでの防犯対策への取組を支援します。

また、消費者被害の未然防止・拡大防止を目的に、消費者支援に取り組みます。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後 5 年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成 33 年度）
自警団結成数（団体）	17	20
消費生活センターへの相談件数 （件/年）	413	400

◆◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆基本施策

（１）防犯意識の普及啓発

筑西警察署、防犯活動団体と連携して、各種啓発活動を行い、市民の防犯意識の高揚を図ります。

また、防犯活動団体（防犯協会及び防犯連絡協議会）の事業活動を支援します。

主な取組	● 防犯キャンペーンなどの実施 ● 広報紙・インターネットなどを活用した防犯活動事例の情報提供
------	---

(2) 防犯まちづくりの推進

小・中学生の下校時の見守りや公共施設などにおける防犯カメラの設置による防犯対策を図ります。

また、防犯灯の適正管理を促し、夜間における犯罪抑止効果を高めます。

主な取組	● 小・中学生の下校時の見守り活動 ● 駅周辺や公共施設などにおける防犯カメラの設置 ● LED防犯灯への移行推進 ● 自警団の結成推進 ● 警察・防犯活動団体・教育委員会との連携による防犯パトロール実施
------	--

(3) 消費者の安全・安心の確保

近年、増加傾向にある消費者問題への相談に対応するため、消費生活センターを運営します。

また、消費生活に関する啓発活動を効果的に実施します。

主な取組	● 相談体制の充実 ● 詐欺防止などに関する学習会や研修会への参加支援 ● 消費者展の開催 ● 多重債務問題解決のための体制の確立
------	--



防犯キャンペーン

施策 18 自然環境の保全

◆現況と課題

現況

本市は、筑波山を望む美しい田園環境、鬼怒川をはじめとする河川の水辺、里山・平地林などの自然環境を有しています。また、本市の個性・魅力が際立つ美しい都市環境づくりを目指し、様々な自然環境保全活動を実施しています。市内の主要 5 河川（鬼怒川、小貝川、五行川、大谷川、糸繰川）の河川の汚濁指標となる B O D[※]の総合適合率について、平成 28 年以前の 5 年間の平均値は 94.8%で、水質の浄化が進んでいます。

本市ではこれまで、本市が誇る豊かな自然環境を守り、次代に継承していくために、排水調査、監視指導などを実施し、市内の主要 5 河川での水質浄化に取り組むとともに、関係団体や流域自治会などの協力のもと、市街地では全国的にも珍しい、鮭の遡上に合わせた勤行川の河川清掃や、鬼怒川を愛する会を中心とした鬼怒川河川敷の清掃や花壇の整備など、美しい自然を守り育てる活動を実施しています。

また、里山の保全と活用を図るため、N P O[※]法人里山を守る会を中心に、各種ボランティアなどとの連携、市内小学校里山体験学習などの活動を実施してきました。

東日本大震災以降、放射線量についても小学校、中学校、幼稚園、保育園との連携を図り継続的測定に取り組むとともに、ホームページ、広報紙に掲載してきました。

課題

今後は、自然環境の保全や地球環境に配慮した生活環境の保全に積極的に関わり、引き続き、河川の水質を維持するとともに、筑西市の自然環境・生活環境を守るため、「筑西市環境基本計画」に基づく総合的かつ計画的な施策展開をしていくことが必要です。

※ B O D : Biochemical oxygen demand の略。生物化学的酸素消費量とも呼ばれる最も一般的な水質指標のひとつ。

※ N P O : 「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

【市内主要5河川のBOD適合状況】

(単位：%)

	鬼怒川	小貝川	五行川	大谷川	糸繰川	総合適合率
平成23年度	100	88	100	100	75	93
平成24年度	100	100	88	100	100	98
平成25年度	100	100	50	100	100	90
平成26年度	100	100	100	100	100	100
平成27年度	100	88	75	100	100	93

◆◆基本目標（基本構想における今後10年間の目標）

本市の豊かな自然環境や生態系を今後も維持していくため、市民の憩いの場となる河川や緑地などの保全をはじめ、公害防止、自然・生活環境に関する調査・検査を引き続き行いながら、緑化活動や水質保全活動を推進します。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成33年度）
BODの総合適合率（%/年）	93.0 （平成27年度）	100.0

◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆基本施策

(1) 自然環境の保全

国・自治会・ロータリークラブ・自然保護団体などと協力しながら、除草・街路樹剪定などを行い、良好な自然環境の維持管理に努めます。

また、ウォーキング・自然観察会などのイベントを実施します。

主な取組	● 平地林や河川など自然環境の保全 ● 生活排水対策の充実 ● 河川の美化、里山の保全に取り組む市民・団体の活動支援と連携
------	---

(2) 生活環境の保全

生活環境に関する調査・検査を継続的に展開します。

また、生活環境に関する市民からの申立てへの適切な対応をします。

主な取組	● 工場などからの悪臭や騒音など、生活環境の改善 ● 水環境に対する意識の高揚 ● 公共用水域などの水質調査 ● 工場、事業所などの立入調査の実施 ● 自動車騒音常時監視調査
------	---



里山（五郎助山）

施策19 循環型社会の形成

◆現況と課題

現況

地球温暖化対策、環境への負荷の少ない循環型社会を実現するため、「筑西市地球温暖化対策実行計画」に基づき計画的な施策を展開しており、平成26年度の温室効果ガス年間排出量は、平成25年度と比較すると11.4%削減しています。また、平成27年度で資源ごみのリサイクル率は10.2%、1人が1日に排出する家庭ごみの量は700gとなっています。

本市ではこれまで、ごみの減量化に向けて、「一般廃棄物処理計画」を策定し、生ごみを自家処理するための電動処理機器・コンポスト・EMぼかし容器[※]などの購入者への一部助成を実施するとともに、資源ごみの分別収集再資源化を実施してきました。

また、地球温暖化防止及び市民の環境意識の高揚を図るため、今後とも啓発活動を進めます。

課題

循環型社会の形成に向けては、「筑西市地球温暖化対策実行計画」を基本に施策を展開するとともに、一般家庭から排出される1人の1日当りのごみ排出量が増加しているため、環境市民団体や自治会と連携を図りつつ、3R広報紙の発行活動などの更なる広報啓発活動により、生ごみの堆肥化、筑西市全体のごみ排出量の減少とリサイクル率の向上を進めることが必要です。

また、再生可能エネルギーの普及に向け、今後とも啓発活動を進めることが必要です。



リサイクルステーション

※ EMぼかし容器：有用微生物EM菌を利用して生ゴミを良質な発酵肥料に変えるための容器のこと。EMとは、Effective Microorganisms の略で、自然界から採種し、抽出、培養した有用な微生物をいう。

【資源ごみのリサイクル率及び家庭ごみの量】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
資源ごみのリサイクル率（収集ベース）（％）	10.7	10.3	10.0	10.2	10.2
1 人が 1 日に排出する家庭ごみの量（g）	622	704	712	694	700

◆◆基本目標（基本構想における今後 10 年間の目標）

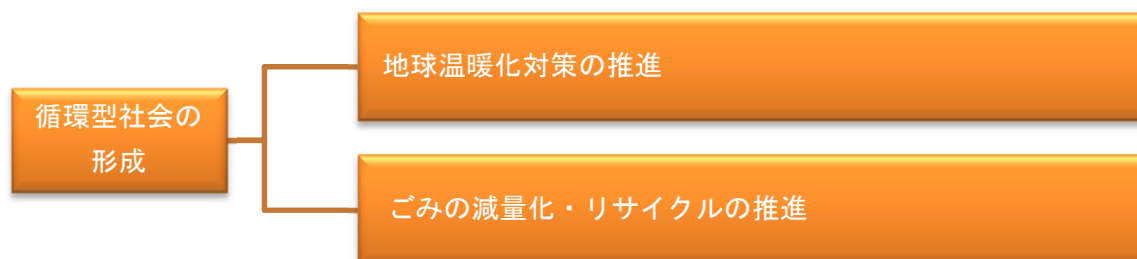
環境負荷が少なく、資源が循環する社会の形成に向け、エコドライブやアイドリングストップの普及、低公害車の利用を促進します。

また、ゴミの減量化やリサイクルを推進し、環境問題に対する市民意識の啓発を図ります。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後 5 年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成 33 年度）
資源ごみのリサイクル率（収集ベース）（％/年）	10.2 （平成 27 年度）	13.0
1 人が 1 日に排出する家庭ごみの量（g/年）	700 （平成 27 年度）	630

◆◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆基本施策

(1) 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策については、「筑西市地球温暖化対策実行計画」に基づき、リサイクル率の向上をめざして、3R広報紙などの発行活動を展開します。また、省エネルギーに向けたライフスタイルの情報提供、屋上緑地や緑のカーテンの設置を促進します。

主な取組	● 公共施設などの二酸化炭素の排出削減や省エネルギー・省資源の推進 ● 民間施設や一般家庭で取り組む地球温暖化対策の普及・啓発 ● 市民と共に市内各地で地球温暖化対策キャンペーンの実施 ● リサイクル意識の高揚
------	--

(2) ごみの減量化・リサイクルの推進

一般家庭から排出されるごみの減量化に向けて電動処理機器・コンポスト・EMぼかし容器購入費用の一部を助成し、ごみ減量化に有効な生ごみ処理器の普及を図り、ごみの減量化に努めます。また、公共事業はもとより市民の日常生活におけるごみの減量化について、一層の普及、啓発を図ります。

主な取組	● リサイクル用コンテナ、ネットの提供 ● 分別収集・リサイクルの推進 ● 学校給食用牛乳パックのリサイクル
------	--

政策5 出会い・結婚・出産・子育てに合わせた切れ目のない支援の充実

施策20 出会い・結婚・出産・子育て環境の充実

◆現況と課題

現況

本市の出生数は減少傾向にありますが、核家族化や共働き世帯などの増加により保育所入所児童数が増加しているため、今後更に保育の量の確保が必要となっています。

また、児童や女性に関する相談・対応件数は全国的に年々増加傾向にあり、本市においても増加しています。

ライフスタイルの多様化や個人の結婚観の変化に伴う未婚化や晩婚化に対しては、市や民間団体にその対応・対策が求められています。

本市では、平成27年3月に、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の拡充、質の向上に向けた「筑西市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。それに沿って、就業形態の多様化や就労時間の変化に対応するため、延長保育、一時預かり事業などの実施や保育の量の確保に向けた取組、子育て支援団体への補助金交付、子育て支援センターの開設を実施してきました。

また、子どもが健やかに育ち、子育てに喜びが感じられる環境づくりに向けて、家庭児童相談員による相談・家庭訪問、女性相談員による女性の悩み相談（DV、夫婦関係など）・助言・指導により、相談者の心のケアなどを実施してきました。

出会いや婚活の支援については、交流の機会や結婚を望む声が多いことから、婚活支援団体への補助や後援などに取り組んできました。

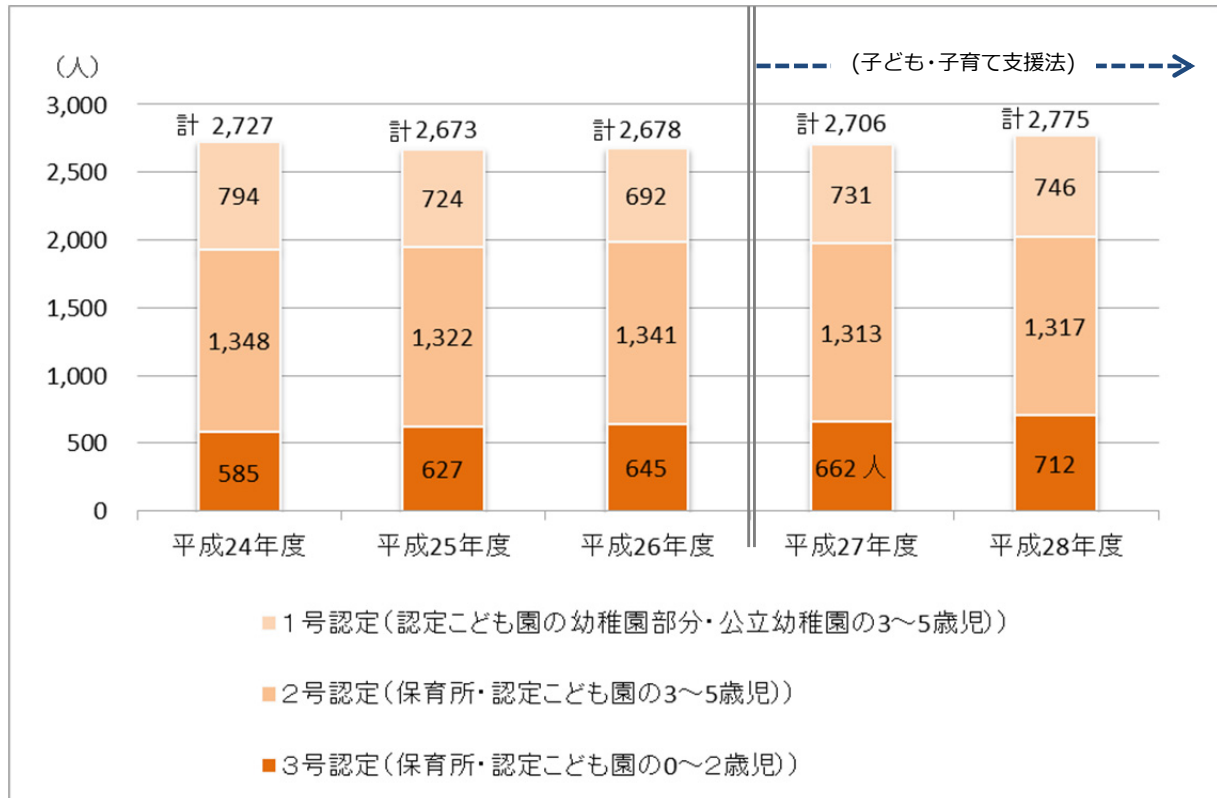
課題

子育て環境は、「筑西市子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の展開、地域ニーズに合わせた体制の整備に取り組むとともに、計画的に保育の量の確保や質の改善を図ることが必要です。

また、児童や女性を取り巻く社会環境が複雑化しており、虐待・DVなどの相談件数が増加していることから、相談・支援体制を充実・強化することが必要です。

出会いや婚活の支援については、出会いの場の確保やサポート体制の整備など、結婚を叶えるための更なる取組が必要です。

【保育所・認定こども園、幼稚園の児童数】



資料：こども課

【家庭児童相談室相談及びDV、夫婦関係などの相談件数】

(単位：延べ件数)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
家庭児童相談室 相談件数	21	24	32	49	38
D V、夫婦関係 などの相談件数	11	24	41	50	43

◆◆基本目標（基本構想における今後 10 年間の目標）

出会い・結婚・出産・子育て環境の充実に向け、結婚を望む男女の多様な出会いを支える仕組みづくりをはじめ、ライフステージに合わせた切れ目ない支援を図ります。

また、地域ニーズに合わせた保育の提供体制や関係機関と連携した相談体制の構築を目指します。

さらに、子ども福祉の充実をはじめ、親や地域も一緒に成長するまちづくりを目指します。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後 5 年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成 33 年度）
保育所・認定こども園（所・園）	24	26
放課後児童クラブ（クラブ）	26	28

◆◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆◆基本施策

(1) 出会いサポート・婚活支援

出会いの機会が少ない独身男女のために、婚活支援団体への補助などにより、結婚の希望を叶えるための支援をします。

また、市と婚活支援団体が相互連携を深め、効果的な婚活事業を展開・推進するための連絡協議会の設立を検討します。

主な取組	● 民間団体による婚活イベントなどへの支援 ● 婚活事業を推進するための連絡協議会の設立検討
------	---

(2) 妊娠・出産支援の充実

子どもを持ちたいという夫婦の希望を叶えるため、不妊治療の経済的、精神的負担の軽減を図ります。また、安全・安心な妊娠、出産を支援します。

主な取組	● 不妊治療費助成事業 ● 要支援妊産婦支援事業
------	---

(3) 子育て支援の充実

「筑西市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て環境の整備を推進します。また、子育て中の親子の交流の場づくり、地域でのコミュニティの形成を促進するなど、核家族化して孤立しがちな子育て家庭が安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。

主な取組	● ファミリーサポートセンター事業 ● キッズコーナー「ちっくんひろば」の管理運営 ● 放課後児童健全育成事業 ● 地域子育て支援拠点事業
------	--



キッズコーナー「ちっくんひろば」

(4) 保育サービスの充実

全ての児童に良質な保育環境を保障し、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目標に、入園児の実数・待機児童（潜在的待機を含む）※を踏まえ、既存施設の定員増を図るとともに、保育所の認定こども園化や、必要に応じて小規模保育事業者や民間事業者の参入を図ります。

また、保育人材不足の解消に努めるなど保育需要の高まりに対応するとともに、老朽化している保育所に関しては改築等を図るなど保育施設の充実を努めます。

さらに、民間保育施設に対しても、国・県の補助を活用し、定員増も含めた施設改築などへの支援を行います。

主な取組	● 民間保育施設への支援 ● 待機児童の継続的な解消 ● 延長保育事業 ● 一時預かり事業 ● 病児保育事業
------	--

(5) 相談・指導体制の強化と新たな支援・体制づくり

子育て家庭への理解を深め、子育てのしやすいまちづくりを目指します。

また、関係機関との連携により、児童虐待の早期発見・早期対応やDVなど被害者への適切な対応に努めるとともに、相談・指導体制とネットワークの充実・強化を図ります。

さらに、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズやライフステージに合わせた総合的相談支援を提供するワンストップ拠点の整備を目指します。

主な取組	● 要保護児童対策地域協議会の開催 ● 児童相談、女性相談の実施 ● 行政窓口のワンストップ化の実現
------	--

※待機児童（潜在的待機を含む）：厚生労働省から示されている定義は以下のとおり。

【待機児童】：保育の必要性の認定がされ、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していないもの。

【潜在的待機】：ほかに利用可能な保育所などがあるにも関わらず、特定の保育所などを希望し、保護者の私的な理由により待機しているものなど。

政策6 健やかな暮らしの実現

施策21 健康づくりの推進

◆現況と課題

現況

本市では、地域の実情に即した健康づくりを推進するため、「ちくせい健康3プラン（健康増進計画・食育推進計画・歯科保健計画）」を策定し、総合的な施策を展開しています。

特定健康診査受診者の肥満者の割合は減少傾向にあり、平成27年度で26.0%、メタボリックシンドロームの該当者数も年々減少しており、平成27年度で15.2%となっています。

一方、特定健康診査受診率と特定保健指導実施率は横ばいで、がん検診受診率も低い状況となっています。

子どもの肥満者の割合は、小学4年生では12.5%、中学2年生では9.4%となっています。

本市ではこれまで、健康推進員などによる各種教室や地域での勉強会を実施するとともに、子どもから大人まで市民の健康づくりを支援するための各種健診、相談、予防接種事業を実施してきました。また、生活習慣病予防のためには、子どもの頃からの食育推進が大切となるため、筑西市健康副読本を作成し、小学校の授業の中で使用し健康意識の高揚を図っています。

課題

健康づくりは、市民一人ひとりが主体的に取り組むことはもちろん、地域みんなで取り組むことが必要なため、関係機関や団体とネットワークを構築し、病気の予防、早期発見、生活の質の向上を目指し、事業を進めていくことが必要です。



血管年齢測定



体力測定

◆◆基本目標（基本構想における今後 10 年間の目標）

健康寿命の延伸を目指し、「ちくせい健康3プラン（健康増進計画・食育推進計画・歯科保健計画）」に基づき、市民の健康意識の高揚を図り、自主的な健康づくり活動の支援や組織の育成などを推進します。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後 5 年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成 33 年度）
特定健康診査受診率（％）	32.4 （平成 27 年度）	60.0
特定保健指導実施率（％）	28.2 （平成 27 年度）	60.0
子どもの肥満の該当者率（％）		
小学 4 年生	12.5 （平成 27 年度）	8.1
中学 2 年生	9.4 （平成 27 年度）	8.4

◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆基本施策

(1) 健康づくり意識の啓発

「ちくせい健康3プラン」に基づき市民の健康づくりを推進します。

特定健康診査・各種がん検診の受診率及び特定保健指導率の向上を目指し、健（検）診の重要性についての周知に努め、未受診者に対しては、受診勧奨の通知を送付し、受診につなげています。また、市民に身近な地域でサービスができる「まちづくり出前講座（健康づくり教室）」を開催し、市民の健康づくりを推進します。

主な取組	● 特定健康診査・がん検診の受診率の向上 ● 特定保健指導事業の実施率の向上 ● まちづくり出前講座（健康づくり教室）の普及 ● 各種団体（健康推進員、食生活改善推進員、健康運動普及員）の活動の推進
------	--

(2) 健康づくり事業の推進

子どもから大人までのライフステージに応じた健康づくりを推進します。

また、地域での健康づくりを啓発し、既存施設などを活用した健康増進の場や時間が確保しやすい環境づくりに努め、各種団体（健康推進員、食生活改善推進員、健康運動普及員）と協働で健康づくり事業を展開します。

主な取組	● 生活習慣病予防対策事業 ● 精神保健事業 ● 自殺予防対策事業 ● 健康運動教室 ● 母子保健事業（妊産婦支援事業、乳幼児健診・相談・訪問、発達支援事業、永久歯対策事業、食育の推進など） ● 養育支援訪問事業 ● 予防接種事業（定期・任意）
------	--

施策 22 地域医療の充実

◆現況と課題

現況

本市を含む筑西・下妻保健医療圏の人口 10 万人当たりの医師数は 101.3 人と、全国平均の 244.9 人を大きく下回り、医師不足が顕著になっています。

このような中で、市民の安全・安心な生活を確保するため、一次医療対策として真壁医師会筑西支部・筑西薬剤師会と連携し、「夜間休日一次救急診療所」で 365 日診療を行い、さらに、緊急時の二次医療対策として、筑西広域市町村圏事務組合と連携し、筑西広域圏内の 5 病院の輪番制による救急患者の受入れ体制の整備を行ってきました。

また、筑西市民病院と県西総合病院の公立 2 病院が、医師の分散などによる医療機能の低下を余儀なくされたことから、地域医療提供体制確保のため公立 2 病院を再編統合し、新たに新中核病院の整備を進めています。

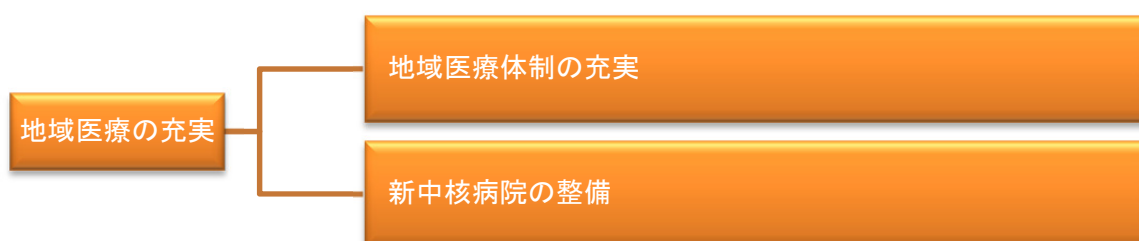
課題

今後も、地域医療機関の連携を推進するとともに、新中核病院がその機能を十分に発揮し地域医療の拠点となるための設立・運営支援に加え、医師・看護師などの人材確保の推進が引き続き必要です。

◆◆基本目標（基本構想における今後 10 年間の目標）

市民誰もが必要なときに適切な医療が受けられるよう、医療機関相互の連携を強化するとともに、新中核病院の整備により、救急医療をはじめとする地域医療提供体制の一層の充実を図ります。また、地域医療を支える医療従事者の人材育成を推進します。

◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆◆基本施策

(1) 地域医療体制の充実

筑西市民病院及び県西総合病院への運営支援（新中核病院開院まで）、夜間休日一次救急診療所の運営などによる地域医療提供体制の充実を図ります。

また、寄附講座・医師修学資金貸与事業による医師確保対策に取り組みます。

さらに、保健・医療・福祉が連携し、在宅医療を支援する体制の整備を図ります。

主な取組	● 地域医療に係る医師会との調整 ● 病院群輪番制運営支援 ● 夜間休日一次救急診療所の運営 ● 医師確保対策 ● 在宅医療支援体制の整備
------	---

(2) 新中核病院の整備

筑西市民病院と県西総合病院の医療機能・医療資源を統合し、新中核病院を整備します。新中核病院は急性期を中心とした医療を提供し、高度医療機関及び周辺の医療機関と連携し、地域において二次救急医療までの完結を目指します。

また、新中核病院の設立・運営支援、さらに、医療従事者の人材育成として、新中核病院が行う医学生、臨床研修医、看護学生などの継続的な受け入れを支援します。

主な取組	● 新中核病院整備事業 ● 新中核病院設立・運営支援 ● 医師・看護師など医療技術職の育成支援
------	---



新中核病院イメージ図

政策7 安心して暮らせる福祉の充実

施策23 地域福祉の推進

◆現況と課題

現況

本市では、「筑西市第2次地域福祉計画」に基づき、“～みんなで創る「福祉の邦・筑西」～支え合い助け合い、そして笑顔で！”を基本理念として、地域福祉の各種施策に取り組んできました。しかし、依然として助け合い・支え合いの関係を作っていくという地域福祉の考え方は浸透しておらず、実際の行動に結びついていない状況にあります。

地域を取り巻く環境は大きく変わっており、少子高齢化や核家族化、生活様式の多様化などにより、地域のつながりが希薄化しているなかで、福祉に対するニーズはますます複雑・多様化しています。見守りや支援を必要とする高齢者世帯の増加や、いつ起きるかわからない災害時の要援護者対策など、今まで以上に地域の果たす役割は大きくなっており、地域のつながりに期待されているところです。

本市ではこれまで、地域の支え合いとして社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員、自治会、ボランティア団体などと連携しながら、地域福祉の理念の普及や、地域の見守り活動、各団体への活動支援などを実施してきました。

課題

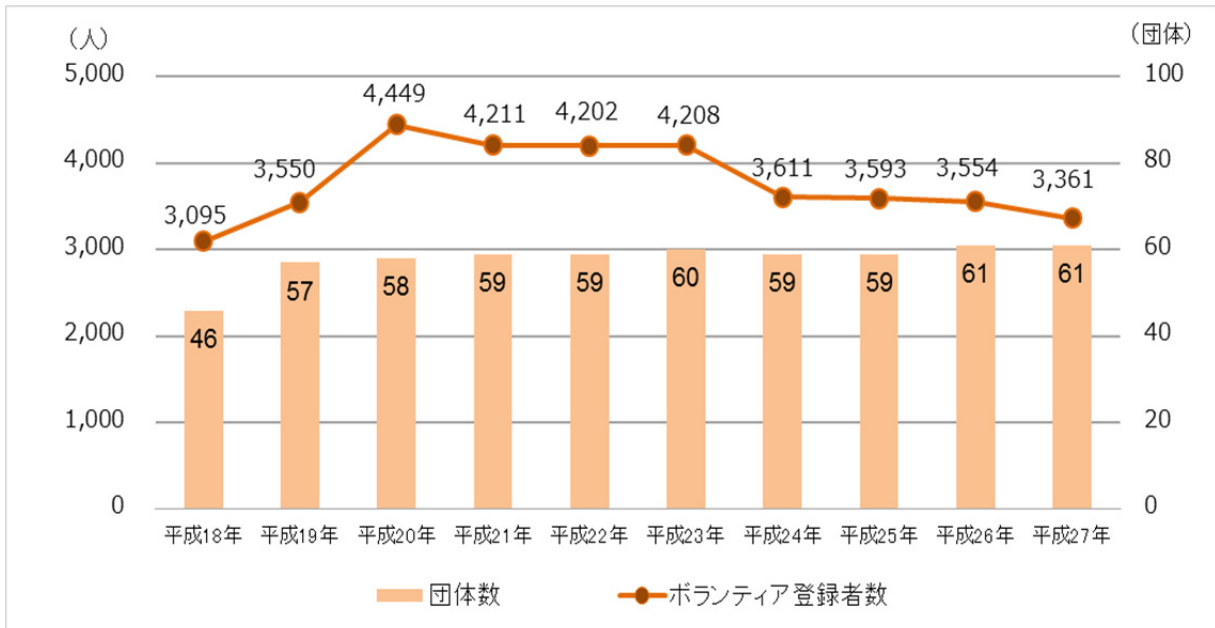
引き続き地域福祉を推進するため、「筑西市第3次地域福祉計画」に基づき、「自助・共助・公助」の考え方を周知し、地域の交流の促進を図ることで、地域福祉意識を醸成する仕組みをつくる必要があります。

また、地域活動を促進する体制をつくり、地域の見守り活動や新たな担い手の育成などを行うことが重要です。更に安心して暮らせる環境をつくるためには、情報発信や相談体制を充実させ、誰もが気軽に社会参加しやすい体制づくりを促進することも必要です。

さらに、いつ起きるかわからない災害対策として、要援護者台帳を充実させ、いざという時の体制を整備していく必要があります。

今後は、より身近な地域単位において、地域住民による、地域住民のための、地域特性をいかした活動が求められるため、引き続き地域福祉への理解を深めるとともに、社会福祉協議会と連携し、地域福祉の実践につなげるための地域福祉リーダーの育成や団体間の連携、ボランティア活動の推進を図りながら、地域に根ざした活動を展開していけるよう支援していく必要があります。

【ボランティア団体・登録者数※の推移】



※ボランティア登録者数は、各団体の登録者数の積上げのため複数団体に所属している人の重複計上あり。

◆◆基本目標（基本構想における今後10年間の目標）

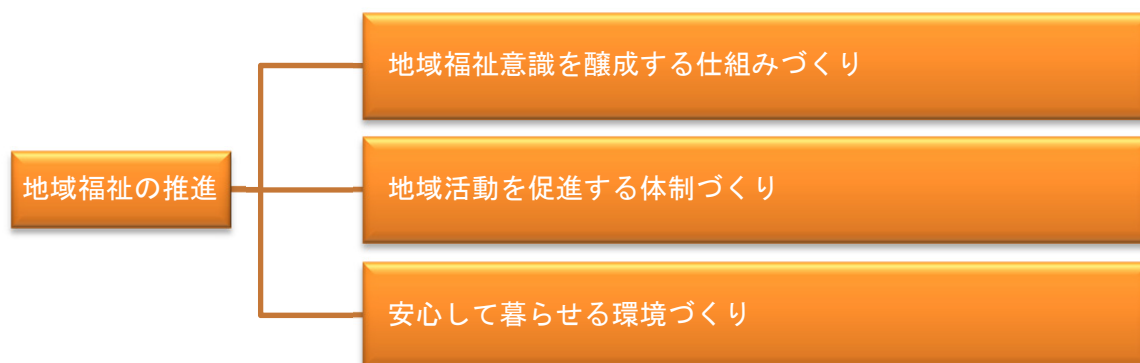
地域福祉意識の高揚を図り、市民一人ひとりが住み慣れた地域の中で、安心して笑顔で心豊かに暮らしていけるよう、「自助・共助・公助」の考え方にに基づき、市民が地域社会とつながることのできる場を確保し、情報の発信・共有化を図るとともに、支え合いの仕組みづくりとその仕組みを支える人材確保などに取り組みます。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成33年度）
ボランティア実活動人数 （保険加入者数）（人）	1,884	2,000
地域活動への参加の割合※（%）	71.5	75.0

※「地域福祉計画」策定のためのアンケート調査による割合（平成28年7月実施）

◆◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆基本施策

(1) 地域福祉意識を醸成する仕組みづくり

地域住民が支え合い助け合う「共助」の仕組みづくりを促進するため、あいさつ運動などの活動を推進し、地域の行事などの機会を活用して地域住民の交流を深めるなど支え合いの心づくりを進め、地域福祉に対する意識の高揚を図り、地域福祉力の強化を促進します。

主な取組	● 「第3次地域福祉計画」の推進 ● 地域福祉意識の高揚と地域福祉力の強化 ● あいさつ・声かけ運動の推進 ● ノーマライゼーション※の理念の普及 ● 福祉教育の充実
------	---

(2) 地域活動を促進する体制づくり

地域活動を促進する体制をつくるため、地域の見守り活動や、地域福祉リーダーの育成、団体間の連携、ボランティア活動の推進などを図りながら、新たな担い手の育成にも取り組みます。

また、地域の支え合い助け合いの重要性に関する情報発信を進めるとともに、市民ニーズに的確に対応できる相談体制の充実を図ります。

※ノーマライゼーション：障がい者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。

主な取組	● 社会福祉協議会との連携強化 ● 自治会が中心となった福祉の体制づくりの強化 ● 地域の見守り活動の推進 ● 地域福祉リーダーの育成 ● 活動団体間の連携強化・活動推進 ● ボランティア・NPO法人活動の推進 ● 地域活動のための既存施設の有効活用
------	---

(3) 安心して暮らせる環境づくり

全ての人が、安全・安心に生活し、社会参加できるよう、福祉サービスに関する情報発信や相談体制、サービス内容を充実させ、福祉施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン※化などの環境を整備します。

また、生活に困っている市民などへの見守り支援を強化します。

さらに、普段からの防犯体制や、いざという時の防災体制を整えることで、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

主な取組	● バリアフリーに配慮した公共施設などの整備 ● 地域の見守り活動の充実 ● 要援護者データの更新作業 ● 福祉避難所の確保と連携の強化
------	---



バリアフリーエレベーター（下館駅南口）

※ユニバーサルデザイン：障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

施策 24 高齢者支援の充実

◆現況と課題

現況

本市においても、65 歳以上の人口は年々増加しており、平成 27 年の時点では総人口の約 28%を占めています。高齢者が生きがいを持って、住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、「第 6 期高齢者福祉計画」に基づき、「みんなが自立し安心して暮らせるまち」を基本理念として、各種施策に取り組んでいます。

本市ではこれまで、高齢者が介護を必要としない生活を送るために、健康づくりや生きがいづくり、介護予防に取り組むとともに、一人暮らしの高齢者などが安心して暮らしていけるよう、地域での見守りや緊急通報機器整備事業、愛の定期便事業などを実施してきました。

また、多様化する高齢者の問題に対し、保健・医療・福祉・介護が連携し、地域包括ケア体制の整備を進めています。

さらに、年々増えていく認知症の方への適切な対応ができるよう認知症サポーターの養成も推進しています。

課題

今後は、これまでの支援をより一層充実させるため、市民やボランティア、NPO 団体などの地域による福祉サービスの展開が課題です。また、地域包括支援センターの機能を拡充していく必要があります。



地域包括支援センターの活動



高齢者クラブの活動

【高齢化率の推移】

(単位：人)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総数	117,699	118,078	116,057	112,575	108,257	104,253
(構成比)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
65歳以上	15,358	18,520	21,102	23,521	25,502	29,178
(構成比)	13.0%	15.7%	18.2%	20.9%	23.6%	28.0%
75歳以上	5,995	7,277	9,107	11,558	12,874	13,908
(構成比)	5.1%	6.2%	7.8%	10.3%	11.9%	13.3%

※平成2年～平成27年 国勢調査（年齢不詳除く）

※平成2年、平成7年、平成12年は、合併前の1市3町の人口（総数、65歳以上、75歳以上）の合計値

◆◆基本目標（基本構想における今後10年間の目標）

一人暮らしの高齢者も含め、高齢者が健康で生きがいを持ち、積極的に社会参加できる地域づくりを進めるとともに、住み慣れた地域に安心して住み続けられるよう、保健・医療・福祉・介護の連携を強化する“地域包括ケア体制”の整備を推進します。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成33年度）
自立した高齢者※の割合（%）	84.5 （平成27年度）	86.0

※自立した高齢者：65歳以上で介護認定を受けていない高齢者のこと。

◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆◆基本施策

(1) 地域包括ケアの推進

介護保険制度の改正により、新しい地域支援事業への円滑な移行や事業の充実を図るとともに、介護予防・生活支援総合事業や包括的支援事業の実施に努めます。多様な問題を抱える高齢者が身近に相談できる窓口として、地域包括支援センターの拡充を図ります。

主な取組	● 介護予防・生活支援サービス体制の整備事業 ● 認知症高齢者施策の推進、強化 ● 地域包括支援センターの運営事業の拡充 ● 地域における見守り体制の充実・連携強化 ● 権利擁護※推進のための市民後見人※の養成
------	---

(2) 生きがいづくりの推進

スポーツ・レクリエーション活動の振興や高齢者クラブなどの充実を図り、高齢者自らが取り組む体力の保持・増進や生きがいづくりを支援するとともに、高齢者が豊かな経験と知識・能力を発揮し社会参画できるよう、シルバー人材センターをはじめとする就労の確保や地域での活躍の場づくりを推進します。

主な取組	● 高齢者の積極的な社会参加の促進 ● 生きがい活動の支援 ● 高齢者クラブ活動の充実 ● 高齢者の就労対策の支援
------	---

※権利擁護：人権をはじめとしたさまざまな権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりすること。

※市民後見人：弁護士や司法書士などの資格はもたないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識や技術、態度を身に付けた良質の第三者後見人などの候補者。認知症、知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分でない方に親族がいない場合について、本人の権利を守る援助者（同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。）

施策 25 障がい者支援の充実

◆現況と課題

現況

本市の身体・知的・精神の障害者手帳所持者、難病患者、自立支援医療（精神通院医療）受給者、特別支援学級の在籍者及び障害福祉サービスの利用者数は、年々増加傾向となっています。また、障がいの重度化・重複化、障がい者の高齢化が進んでいます。

特別障害者手当の受給者は平成 27 年度末で 99 人、障害児福祉手当の受給者は 54 人、在宅心身障害児福祉手当の受給者は 55 人、難病患者福祉手当の受給者は 425 人となっています。

発達に遅れがある児童の増加により、障害児通所事業所が 3 ヶ所新設され市内には 6 施設となっています。平成 27 年度からは、障害福祉サービスの利用のためには「サービス利用計画」（障害児通所支援を利用するに当たっては「障害児支援利用計画」）の作成が必須となりました。

本市は、身体障害者手帳の交付事務が県から移譲され、短期間での手帳の交付に努めるとともに、在宅福祉の充実のため自立支援給付（介護給付、訓練等給付、育成医療、更生医療などの自立支援医療の給付、補装具費など）の支給、各種手当での支給や各種助成を行い、地域生活の支援として日常生活用具の給付、移動支援、意思疎通支援などを実施しています。

さらに、障がい者が自立できる環境づくりに向けて、市地域自立支援協議会を組織して、地域における課題について検討を行うとともに、相談支援の充実に向けて、障がい福祉課に「基幹相談支援センター」を設置し、3 ヶ所の相談事業所に委託しニーズにあったサービスを提供しています。

課題

今後も、障がい者が住み慣れた地域の一員として自立した生活が送れるよう、関係機関と連携した障がいの特性に応じた支援を行うとともに、早期段階からの障がい児に対する支援の充実が必要です。

また、様々な障がいのある人との共生社会の実現を目指していくために、フォーラムなどへの健常者の参加促進などにより、健常者が障がいや障がいのある人の理解度の向上を図ることが必要です。

【障害者手帳所持者数の推移】

（単位：人）

	平成 24 年	平成 28 年
身体障害者手帳所持者	3,311	3,411
療育手帳所持者	730	700
精神障害者保健福祉手帳所持者	290	407

◆◆基本目標（基本構想における今後 10 年間の目標）

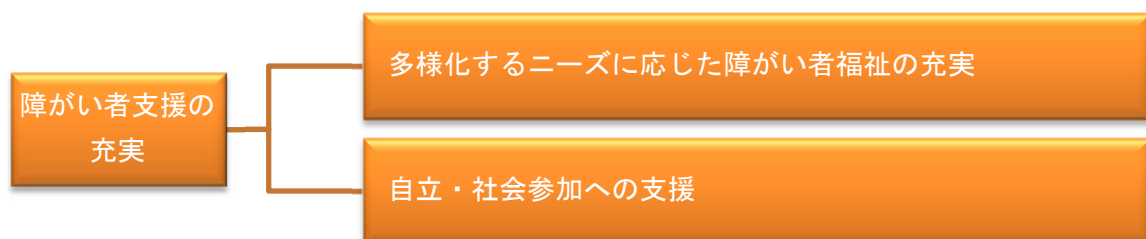
自立と安心を支える障がい者福祉の充実に向け、障がいに対する理解の促進や障がい者のライフステージに合わせ、地域で自立して暮らせるための支援に取り組み、障がいのある人が安心して生活を送れるよう、福祉施設や相談などの支援体制の充実に努めます。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後 5 年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成 33 年度）
障害福祉サービス利用者数 （人/年）	771 （平成 27 年度）	940
特定指定相談支援事業所※数 （か所）	7	10

※特定指定相談支援事業所：障害福祉サービスの利用のためのサービス計画作成を支援する事業所

◆◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆基本施策

(1) 多様化するニーズに応じた障がい者福祉の充実

「筑西市障害者福祉計画」に基づき、障がい者福祉の充実に努めるとともに、ノーマライゼーション社会の実現に向けて、障がいに対する理解を深めるための啓発活動を行います。

また、障がいのある人の日常生活を支援するため、障害福祉サービスの適切な給付に努めるとともに、障害福祉サービス事業所及び計画相談支援事業所との連携を強化します。障がい児一人ひとりが、ニーズにあった適切な保育や教育を受けられる体制を整備します。

主な取組	● 「第5期筑西市障害者福祉計画」の策定 ● 障害福祉サービスの充実 ● 日常生活用具・補装具の給付などの充実 ● 障害児通所支援の充実 ● 各種手当の支給・各種助成の充実
------	--

(2) 自立・社会参加への支援

障がい者の自立と社会参加に関わるあらゆる場面で、障がいを理由とする差別が発生することなく、障がい者の権利が守られるようあらゆる機会を通じて理解啓発に努めます。

また、ハローワークなどとの連携による雇用拡大を図るとともに、障がい者が自分らしい就労ができるよう、福祉就労及び一般就労への就労相談を充実します。

主な取組	● フォーラムなどへの健常者の参加促進 ● 就労相談の充実 ● 意思疎通支援事業の充実（手話通訳など） ● 権利擁護の推進 ● 障害者差別解消法に伴う相談支援体制の充実
------	--



手話による窓口対応



手話通訳看板

施策 26 社会保障制度の適正な運用

◆現況と課題

≪国民健康保険制度≫

現況

急速な高齢化の進展や医療の高度化などに伴い国民健康保険の医療費は年々増加しており、平成 27 年度には被保険者一人当たり医療費が 318 千円となっています。また、高齢者の加入割合や低所得者を多く抱えることなど、構造的な問題から、国保財政は極めて厳しい状況にあります。このため、約半世紀ぶりの国保制度の大改革により、平成 30 年度からは県が財政運営の責任主体となり、安定的な制度運営や効率的な事業の確保などの国保運営に中心的な役割を担い、市町村とともに制度の安定化が図られることとなりました。

課題

今後は、国民健康保険制度の健全化を図るため、「データヘルス計画※」に基づく保健事業の実施や後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進などの取組により医療費の適正化を目指すとともに、継続的な保険税収納率の向上対策が必要です。

≪後期高齢者医療保険制度≫

現況

後期高齢者医療制度は平成 20 年度から創設された制度で、75 歳以上の方及び 65 歳から 74 歳までの一定の障がいがある方が加入する医療保険制度です。

課題

高齢化の進展や医療の高度化などにより、医療費は、年々増加することが予想され、その伸びが過大とならないための医療費の適正化対策の推進、疾病のリスクを減らすために、茨城県後期高齢者医療広域連合と連携して、財政の健全化や医療費の適正化などの取組を進め、効率的で安定した制度運営を図ることが必要です。被保険者一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、健康の保持増進を行っていくための保健事業などを推進することが必要です。

≪医療福祉費・はぐくみ医療費支給制度≫

現況

子どもたちや妊産婦・重度心身障がい者などへの医療費助成については、医療福祉費支給制度（マル福）と合わせて、筑西市独自のはぐくみ医療費支給制度により、原則全ての妊産婦と高校生相当年齢の 18 歳までの方が医療費助成を受けることができます。

※データヘルス計画：全ての健康保険組合に対し、健康・医療情報を活用してマネジメントサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画のこと。

課題

今後は、引き続き医療福祉費・はぐくみ医療費支給制度を実施することが必要です。また、対象者の医療費などの負担軽減を図るため関係機関と連携しながら実施することが必要です。

「介護保険制度」

現況

平成12年度から始まった介護保険制度は、介護が必要な人を社会全体で支える仕組みとして定着してきましたが、本市の高齢化率は平成27年の時点で約28%と、4人にひとりが高齢者となっており、今後も少子高齢化が加速すると予想されます。また、介護保険を必要とする人の増加に伴い介護給付費及び介護保険料も増加の一途を辿ってきました。

団塊の世代が75歳を迎える平成37年を見据え、介護保険制度の推進を図ることが急務となっており、本市でも地域支援事業や総合事業への取組を進めています。

課題

今後は、多様化する介護のニーズや制度改正などに柔軟に対応しながら、介護保険制度の適切な運用はもとより、市民の意向などを踏まえるとともに、介護保険料などの負担と保険給付のバランスを考慮しながら推進していく必要があります。さらに、介護保険サービスを提供する事業所に対する指定、指導、介護報酬請求のチェックなど、その事務範囲は多岐にわたることから、効率的な事業運営に努めることが必要です。

「国民年金制度」

現況

広報紙やホームページを活用した制度の周知を実施し、国民年金への加入促進を図りました。

窓口や電話などによる相談、広報紙やホームページを活用した制度の周知を実施し、国民年金への加入促進を図りました。また、職員の習熟度を向上するため研修会への参加などを実施してきました。

課題

今後も、引き続き日本年金機構などと協力・連携し、国民年金制度の周知・啓発を図ることが必要です。

「生活困窮者」

現況

本市の生活困窮者の相談件数は平成27年度には553件、生活保護受給世帯については、平成27年度末においては715世帯となっており、増加傾向にあります。また、生活保護受給者中、就労可能な者のうち就労した者の割合は47.3%となっており、就労活動は行っているものの、長期不就労による意欲低下や、通勤手段が限られているなどの阻害要因により、就労にはなかなか結び付かない結果となっています。

生活困窮者への支援については、自立相談支援員とケースワーカー※による相談・指導や生活困窮者自立支援法に基づく事業を実施してきたほか、平成 28 年度からは、より多くの相談に対応できるよう筑西市社会福祉協議会にも相談窓口を開設しました。

また、ハローワークをはじめとする関係機関などと連携し、生活保護受給者の自立支援プログラムを実施するなど、受給者の自立に向けた取組を行ってきました。

課題

生活困窮者への支援については、平成 27 年 4 月から開始された生活困窮者自立支援制度による支援をはじめ、自立支援プログラムや自立相談支援員とケースワーカーによる相談など、支援内容の充実化を進めていますが、相談内容が複雑・多様化していることから、庁内関係課や関係機関との連携など、より細やかな対応が必要です。

また、より充実した就労支援を行うため、就労支援員とケースワーカーの連携による支援のほか、ハローワークをはじめとする関係機関との連携強化などが必要です。



福祉相談窓口



福祉相談窓口看板

【国民健康保険の状況】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
被保険者数（人）	35,883	35,217	34,141	32,974
1人当たりの医療費（千円）	284	291	306	318
現年度収納率（％）	88.1	87.9	88.3	89.0
特定健診受診率（％）	30.4	31.3	32.7	32.4

【後期高齢者医療の状況】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
被保険者数（人）	13,914	14,002	14,201	14,499
現年度収納率（％）	99.1	99.2	99.1	99.2

※ケースワーカー：身体上や精神上などの理由によって、日常生活を送るうえでさまざまな困りごとを持つ地域住民の「相談援助業務」に就く人のこと。

【医療福祉費支給制度区分別 1人当たりの医療費助成額】

対 象 区 分	月平均人数（人）	1人当たりの助成額（円）
妊 産 婦	495	65,509
小児（0歳～中学3年生）	11,148	17,810
ひとり親（母子）	1,850	31,942
ひとり親（父子）	213	26,363
重度心身障がい	999	196,050
高齢重度障がい	1,210	118,723

※平成27年度実績

【はぐくみ医療費支給制度【市単独事業】 1人当たりの医療費助成額】

対 象 区 分	3月末人数（人）	1人当たりの助成額（円）
妊 産 婦	530	8,417
小児（0歳～高校3年生）	6,963	11,938

※平成27年度実績

【介護保険の状況】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
被保険者数	27,011	27,800	28,813	29,622
認定者数	4,421	4,447	4,490	4,591
認定者率(%)	16.4	16.0	15.6	15.5
現年度収納率(%)	95.0	94.9	94.5	94.7

【生活保護相談件数及び生活保護実施状況】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
相談件数 （延べ件数）	347	449	431	520	553
生活保護 受給世帯数※	636	644	660	675	715

※生活保護受給世帯については、年度末の数値となる。

◆◆基本目標（基本構想における今後10年間の目標）

介護保険や国民健康保険などの、生活を守る社会保障の充実に向け、制度の周知とともに、医療費適正化や保険税収納率の向上に努め、適正な運用を図ります。

また、生活困窮者に対する総合的な支援に取り組めます。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成33年度）
国民健康保険 医療費適正化 対策における財政効果率※ （%/年）	0.7 （平成27年度）	1.0
国民健康保険税収納率 （%/年）	89.0 （平成27年度）	91.5
後期高齢者医療保険料収納率 （%/年）	99.2 （平成27年度）	99.5
介護保険料収納率 （%/年）	94.7 （平成27年度）	96.0
生活困窮者の相談件数（件/年）	553 （平成27年度）	600
受給者中、就労可能者のうち就 労者※の割合（%/年）	47.3 （平成27年度）	60.0

※財政効果率：診療報酬保険者負担総額に占めるレセプト点検や第三者行為求償事務などによる財政効果額の割合のこと。（財政効果率＝財政効果額÷診療報酬保険者負担総額）

※受給者中、就労可能者のうち就労者：稼働年齢層（18歳以上65歳未満）のうち、就労可能と判断されるものとする。但し、上記年齢以外で現に就労している者については含むものとする。

◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆◆基本施策

(1) 国民健康保険制度

国民健康保険財政の安定化を図るため、保険税収納率向上対策、医療費適正化対策、保健事業対策を推進します。

主な取組	● 国民健康保険財政の健全化の推進 ● 保険税の収納率向上対策の実施 ● 国保税率などの見直し ● 医療費適正化対策の実施
------	--

(2) 後期高齢者医療保険制度

茨城県後期高齢者医療広域連合と連携して、保険料の収納率向上や保健事業の推進及び医療費適正化事業の推進に取り組みます。

主な取組	● 後期高齢者医療財政の健全化の推進 ● 茨城県後期高齢者医療広域連合との連携強化
------	--

(3) 医療福祉費・はぐくみ医療費支給制度

医療福祉費支給制度と、筑西市独自のはぐくみ医療費支給制度により、原則全ての妊産婦と18歳までの小児、及び重度心身障がい者に対して、引き続き医療費助成を実施します。

主な取組	● 医療福祉費・はぐくみ医療費支給制度の適正な運用 ● 広報紙・ホームページなどを活用した広報活動の実施
------	---

(4) 介護保険制度

「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、必要に応じた適切なサービスを受けられるよう、多様な事業者の参入によりサービスの量・質の向上を図ります。

また、介護保険制度の周知とともに、広報紙やパンフレットなどを活用したわかりやすい保険料の説明や納付方法の周知、きめ細やかな納付相談などにより、納付促進に努め収納率の向上を図ります。

さらに、高齢者の介護予防や自立に向けて、事業所や関係機関、民間団体などと協力しながら、生活支援のサービスや体制を整えて制度の運用を図ります。

主な取組	● 介護給付適正化事業による適正給付の促進 ● 介護従事者の負担軽減の推進 ● 介護事業所の管理・指導 ● 介護保険制度及び保険料納付方法などの周知 ● 介護予防サービスの実施
------	--

(5) 国民年金制度

国民年金制度については、下館年金事務所と協力・連携を図ります。

主な取組	● 国民年金制度の周知・普及（広報紙やホームページによるPR、パンフレットなどの活用） ● 窓口相談等業務の充実による国民年金加入促進 ● 年金受給・保険料免除などの国民年金制度の理解を深める
------	--

(6) 生活困窮者の自立支援

生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく支援、継続的な相談を行うとともに、適正な生活保護費の支給に努めます。

主な取組	● 生活困窮者自立支援制度の適正な実施 ● 生活保護制度の適正な実施 ● 自立支援の相談強化と就労支援員による就労活動の強化 ● 関係各課との連携による福祉相談窓口の充実 ● ハローワークなどとの連携の強化
------	---

第3章

郷土愛を育む教育・

文化都市づくり

政策8 確かな学力の習得と豊かな人間性を育む教育の充実

施策27 幼児教育の充実

◆現況と課題

現況

平成27年4月より、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の拡充、質の向上に向けた「子ども・子育て支援新制度」が始まり、幼稚園・保育所・認定こども園などに関する施策が一元化されました。

市内の公立幼稚園では、生きる力の基礎を育成するため、創意工夫をいかし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した年間計画に沿って、計画的な幼児教育を実施しました。

また、筑西市幼少接続カリキュラムを平成25年度に作成し、毎年度改訂を行いながら、幼児教育から学校教育への滑らかな接続を図っています。

課題

「子ども・子育て支援新制度」の開始を踏まえて、関係課と連携し、地域のニーズに応じた教育・保育（3年保育や預かり保育の実施など）の提供体制の整備が必要です。また、幼稚園教諭・保育士の確保に努めるとともに、幼児の安全確保のため、引き続き、計画的な老朽化対策に取り組むことが必要です。

【幼稚園・保育所・認定こども園の数】

	公立	私立	計
幼稚園	2	0	2
保育所	1	14	15
認定こども園	1	8	9

※平成 28 年 4 月 1 日現在

【公立幼稚園・公立認定こども園の園児数・学級数の推移】

	平成 18 年		平成 23 年		平成 28 年	
	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数
明野幼稚園	235	8	148	5	101	4
協和幼稚園	222	7	156	6	102	4
(認) せきじょう	64	2	18	2	5	1
計	521	17	322	13	208	9

※各年 5 月 1 日現在の学校基本調査

※「(認) せきじょう」は、「認定こども園せきじょう」で、平成 26 年までは「関城幼稚園」、平成 28 年は 1 号認定園児数

◆◆基本目標（基本構想における今後 10 年間の目標）

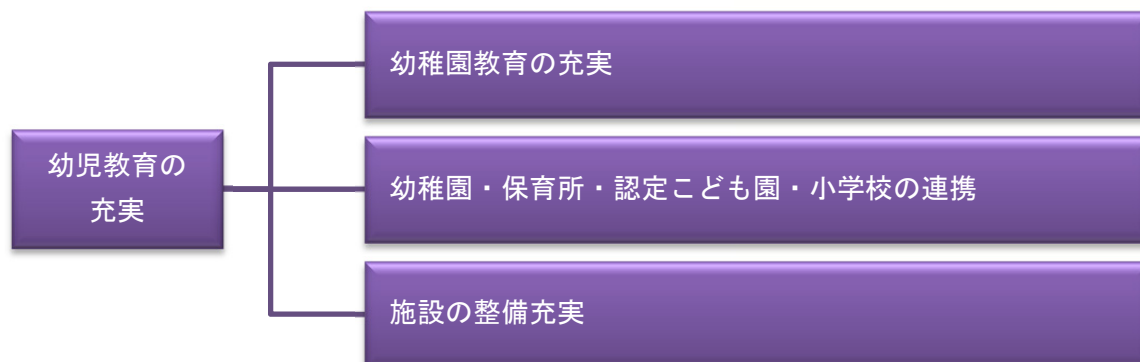
幼児教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期に行われることから、家庭との連携を図るとともに、集団生活の中で基本的な生活習慣や豊かな感性を育てられるよう、幼稚園・保育所・認定こども園との連携と相互補完により、就園環境や施設の充実を図ります。

また、新入学児が円滑に学校生活に適應できるよう、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携を強化します。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後 5 年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成 33 年度）
公立幼稚園・公立認定こども園 における子育て相談の開催数 （回/年）	28	36 （各園 12 回）

◆◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆基本施策

(1) 幼稚園教育の充実

幼稚園については、子どもたち一人ひとりのニーズに応じた幼児教育を推進します。
また、認定こども園への移行、3年保育・預かり保育の実施など、地域のニーズに応じた教育・保育の提供体制の整備を図ります。

主な取組	- 一人ひとりのニーズに応じた幼児教育と心の教育の推進 - 明野幼稚園の認定こども園化（幼稚園型）の推進 - 協和幼稚園と協和保育所の認定こども園化（幼保連携型）の推進 - 子育て相談の実施 - 家庭・幼稚園・地域の連携と協力強化 - 教諭研修の充実
------	--

(2) 幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の連携

小学校への接続をスムーズにするため、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携を強化します。

主な取組	- 異種年齢間（保育所児・小学生・中学生・高校生）との交流促進 - 幼・保・小連絡協議会において、情報交換や交流の推進 - 指導要録を作成し、小学校との連携強化
------	--

(3) 施設の整備充実

施設の老朽化や就園児の状況に応じた施設の充実を図ります。

主な取組	- 幼児の安全を確保するための施設の整備充実 - 各種施設の適切な維持管理
------	--

施策 28 学校教育の充実

◆現況と課題

現況

本市の児童数、生徒数はともに減少傾向にあり、平成 28 年 5 月 1 日現在の児童数は 5,161 人、生徒数は 2,974 人となっています。学校施設の耐震化については、平成 27 年度で全ての小中学校で完了しました。学校給食は、下館学校給食センターの完成により、市内全小中学校で平成 27 年度からセンター方式による給食を提供できることになりました。

本市ではこれまで、小中学校が発達や学びについて考え交流する小中連携教育を推進してきました。これを発展させ、小中学校が目指す子ども像を共有し、9 年間の系統性・連続性のある教育を行う「小中一貫教育推進事業」を進めています。

確かな学力を育む教育を推進するために、計画訪問や要請訪問の実施により、授業力の向上を図るとともに、日々の授業改善で学力向上を図る検証改善サイクルを進めています。

また、生活指導員、理科支援員や外国語指導助手の配置により担任を支援し、教育効果を高めるとともに、学校図書館司書の配置により読書環境の向上に努めています。

豊かな心を育む教育を推進するために、道徳の時間の充実やいじめ防止基本方針に基づくいじめの未然防止に向けた取組の徹底、心の教育相談員や教育相談室と連携した教育相談体制の強化により、人間関係力や自己指導力の向上に努めています。

学校施設については、安全・安心な教育環境を確保するため、施設の整備や耐震化事業を実施してきました。

学校給食に関しては、安全な給食を提供するため、衛生検査を実施し、また、地産地消を推進するため、筑西食の日を実施しています。さらに、給食施設の合理的な運営に努めています。

課題

今後は、少子化、人口減少に対応するため、小中一貫教育、学校の適正規模・適正配置を推進することが必要です。また、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育、ICT を活用したアクティブ・ラーニング※も検討することが必要です。

次代を担う若者が夢をかなえることのできる質の高い環境づくりを進めるため、市全体で教育水準の向上を図るとともに、グローバル教育やキャリア教育など、個性を伸ばし、次代に対応できる人材育成に取り組むことが必要です。また、教育に情熱を持った教職員の更なる育成や資質向上に努めるとともに、平成 32 年度からスタートする新学習指導要領に対応するための準備を進める必要があります。

学校施設については、児童生徒の安全の確保と災害時の地域住民の避難所としての役割を担うことから、老朽化対策への早急な対応が求められており、計画的に施設の整備や大規模改修を進めていく必要があります。

※アクティブ・ラーニング：教員による一方的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。

【小学校児童数・学級数の推移及び見込】

	平成18年		平成23年		平成28年		平成33年	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
下館小学校	623	19	624	20	589	19	560	18
伊讃小学校	282	10	211	6	161	6	156	6
川島小学校	651	21	608	18	524	17	484	16
竹島小学校	228	8	233	9	213	7	241	10
養蚕小学校	457	14	382	12	349	12	338	12
五所小学校	194	6	173	7	151	6	153	6
中小学校	275	10	204	7	137	6	138	6
河間小学校	160	6	134	6	116	6	109	6
大田小学校	806	24	796	24	657	21	508	16
嘉田生崎小学校	123	6	109	6	103	6	100	6
関城西小学校	415	13	355	12	335	11	319	12
関城東小学校	482	15	436	14	375	12	322	12
大村小学校	382	12	352	12	252	9	228	9
村田小学校	206	6	170	6	155	6	99	6
鳥羽小学校	144	6	129	6	93	6	82	6
上野小学校	173	6	157	6	109	6	96	6
長讃小学校	146	6	111	6	102	6	96	6
古里小学校	215	6	172	6	140	6	114	6
新治小学校	520	16	517	16	461	15	406	13
小栗小学校	185	6	144	6	139	6	131	6
計	6,667	216	6,017	205	5,161	189	4,680	184

※ 資料は各年5月1日現在の学校基本調査。ただし、平成33年は出生者に基づく推計。

【中学校生徒数・学級数の推移及び見込】

	平成18年		平成23年		平成28年		平成33年	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
下館中学校	478	13	460	12	506	15	456	12
下館西中学校	456	13	477	14	415	12	364	11
下館南中学校	635	17	689	19	629	17	543	15
下館北中学校	253	8	206	7	153	6	113	4
関城中学校	494	15	448	12	376	11	358	11
明野中学校	465	13	526	15	463	14	371	11
協和中学校	496	14	465	13	432	12	362	11
計	3,277	93	3,271	92	2,974	87	2,567	75

※ 資料は各年5月1日現在の学校基本調査。ただし、平成33年は現在の小学校児童数に基づく推計。

◆◆基本目標（基本構想における今後 10 年間の目標）

家庭・学校・地域の連携のもと、子どもたち一人ひとりの生きる力と郷土愛を持った豊かな心を育み、確かな学力を持った子どもの育成に力を入れます。

また、英語教育、I C T教育、小中一貫教育など社会の要請に応じた教育内容の充実と教育水準の向上を図るとともに、教育的支援が必要な子どもたちには、一人ひとりの個性に応じた相談・指導体制の充実に努めます。

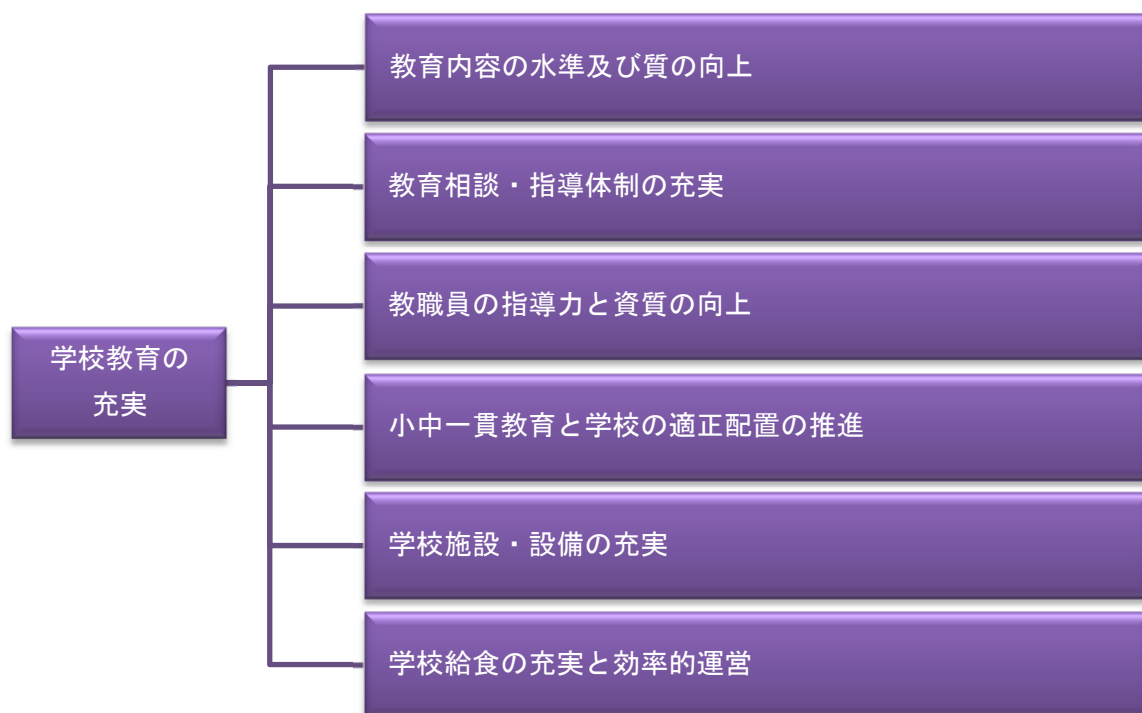
学校施設については、老朽化対策や多様な教育活動に対応する教育環境の質的向上を図るため、計画的な整備に努めます。

学校給食においては、地域の農産物を活用し、給食を通して健やかな体を育む「食育」に積極的に取り組み、併せて学校給食施設の効率的な運営を図ります。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後 5 年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成 33 年度）
小中一貫教育実施中学校区数 （校）	1	7

◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆基本施策

(1) 教育内容の水準及び質の向上

命を大切にし、生きる力と郷土への誇り・愛着など豊かな心を持った子どもの育成、学習意欲や思考力・表現力などの向上を図り、確かな学力を持った子どもの育成に努めます。

また、小・中学校におけるグローバル教育、ICT教育、キャリア教育、スポーツ教育の推進など、子どもの個性を伸ばせる教育環境づくりに取り組みます。

ICT機器を活用したアクティブ・ラーニングへの転換を推進し、学習意欲や思考力・表現力などの向上を図り、確かな学力を持った子どもの育成に努めます。

そして、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する適正な就学支援、経済的理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に対する就学援助など特別な教育的ニーズのある子どもの就学しやすい環境づくりを推進します。

主な取組

- 郷土愛を育む郷土教育の充実
- ICTを活用したアクティブ・ラーニングの推進
- 外国語指導助手派遣事業による小中学生の英語能力の向上
- 読書教育の推進のための学校図書の実質と学校図書館司書の配置
- 道徳教育の充実を図り、人権尊重の意識を高める心の教育の推進
- 健康で安全な生活習慣を育む教育の推進
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対する支援の充実

(2) 教育相談・指導体制の充実

不登校、発達障がい、情緒不安など、児童生徒の心の問題に対応するため、心の教育相談などの相談体制の充実を努めます。

また、児童生徒の理解と好ましい人間関係づくりを通して学級経営の充実を図り、きめ細かな指導に努めます。

主な取組

- 発達障がいに関する家庭・学校・地域の理解度の向上対策
- 個に合った指導の在り方を検討し、支援するための就学指導の充実
- 特別な支援が必要な児童生徒の支援のための生活指導員の配置
- 生徒が抱える悩み、不安などを気軽に相談できる心の教育相談員の配置
- 不登校やいじめ問題などを相談できる教育相談室運営事業の充実

(3) 教職員の指導力と資質の向上

教育に情熱を持ち、子どもの能力を高める教員の確保に努めるとともに、学校や教職員のニーズに応じた研修、サポートを通して、信頼・尊敬される教員の育成に取り組みます。

主な取組	● 指導主事などの学校訪問による助言・指導 ● 研修会などを通しての実践的な教師の授業力・教師力の向上
------	--

（４）小中一貫教育と学校の適正配置の推進

小中学校が目指す子ども像を共有し、９年間の系統性・連続性のある教育を行う小中一貫教育実施に向けた事業の展開を図るとともに、モデル校の検証結果に基づき、全ての中学校区への導入を目指します。

また、学校の適正配置については、児童生徒にとって望ましい教育環境の整備を第一に考え、学校関係者、保護者や地域住民と合意形成を図りながら検討・推進します。

主な取組	● 学びの連続性確保や教育環境の充実に向けた小中一貫教育の推進 ● 小中学校の適正配置の検討・推進
------	--

（５）学校施設・設備の充実

児童生徒の安全の確保と多様な教育活動に対応できる教育環境の整備に取り組みます。また、「小中学校等情報化整備計画」に基づいた教育情報機器の導入、学習環境向上のために必要な設備備品の購入を計画的に進めます。

主な取組	● 学校施設環境整備改修（大規模改修・トイレの環境改善） ● 学校プール整備改修 ● 小学校空調設備整備 ● 小学校防犯カメラ整備 ● 教育情報機器整備
------	--

（６）学校給食の充実と効率的運営

安全な学校給食食材の確保や地元産品の活用を図るなど、地産地消を進め、児童生徒の地元農産物への理解を深めます。また、栄養教諭などによる食に関する栄養指導を充実させ、望ましい食習慣や食育の推進に努めます。

学校給食センターについては、衛生管理の徹底を図るとともに、各施設の効率的な運営に努めます。

主な取組	● 衛生検査の一層の充実 ● 「筑西食の日」などテーマを設け、地元農産物の積極的な導入 ● 栄養教諭と栄養士を中心とした食育の推進
------	---

政策9 生涯学習・生涯スポーツの推進

施策29 生涯学習の充実

◆現況と課題

現況

市民の価値観やライフスタイルの変化に伴い、生涯を通して学習することへの関心は高まっています。様々なニーズに応えるため、多様な学習機会を提供し内容の充実に努めながら、学習活動の支援を図っています。

本市ではこれまで、生涯学習の推進に向けて「ちくせい市民講師」の活用、「市民大学《立正大学デリバリーカレッジ》」や公民館講座などを積極的に開催し、学習機会の充実に努めてきました。また、図書館には指定管理者制度を導入し市民サービスの向上を図っています。

課題

今後も、市民の多様なニーズに対応できる学習機会を創出することが必要です。また、社会教育施設の計画的な改修・整備は、公共施設の適正配置の検討に併せて行っていくことが急務です。

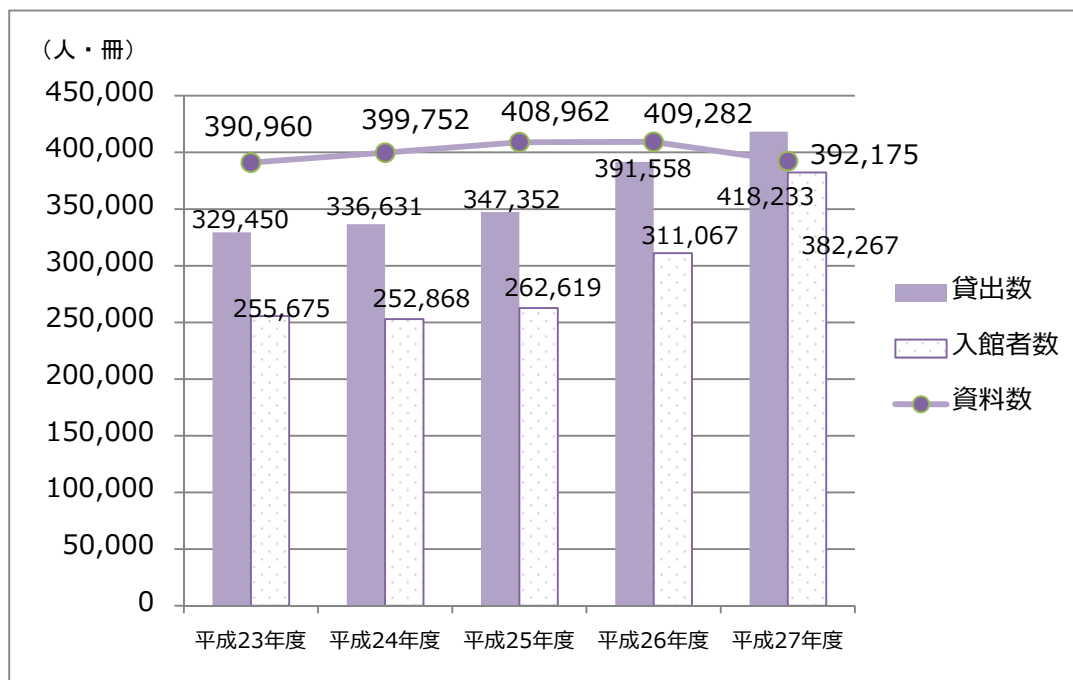


中央図書館



図書館事業（クリスマスお話し会）

【筑西市立図書館 年度別 貸出・入館者・資料数の推移】



◆◆基本目標（基本構想における今後 10 年間の目標）

市民の高まる学習意欲と、多様なニーズに対応できるよう、関係機関・施設との連携を強化するとともに、公民館講座などによる学習機会の提供と市民の主体的な学習活動への支援、多様な活動の核となる人材の育成に努めます。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後 5 年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成 33 年度）
公民館講座の参加者数（人/年）	6,711 （平成 27 年度）	7,000
図書館資料市民一人当たりの貸し出し冊数（冊/人）	4.01 （平成 27 年度）	4.50

◆◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆基本施策

(1) 生涯学習推進の体制づくり

生涯学習を総合的かつ体系的に推進するため「第2次筑西市生涯学習推進計画」を策定します。また、市民や市民団体が主体的・積極的に生涯学習事業に参画できる推進体制づくりに努めます。市民とともに歩む生涯学習を目指すことで、生涯学習環境の充実とあわせ、事業を展開する場としての社会教育施設の改修・整備を計画的に進めることで市民が安全で安心して使える場の提供に努めます。

主な取組	- 生涯学習情報を提供し自ら学習できるような環境整備 - 施設の維持管理及び利用促進 「第2次筑西市生涯学習推進計画」の策定
------	--

(2) 生涯学習活動への支援

生涯学習に係る情報の提供に努めるとともに、多様な学習機会の提供、学習活動の支援を図ります。また、「ちくせい市民講師」の募集・登録により、広く地域おこしをする中で人材の発掘、活用と育成を図ります。

主な取組	「ちくせい市民講師」の活用促進 - 生涯学習情報ガイドの発行 - ちくせい市民大学の開講 - 生涯学習指導員を中心とした相談体制の充実
------	--

(3) 公民館事業の充実

生涯学習、地域コミュニティ、防災の各拠点として地域住民に愛される施設となるよう公民館の運営に努めます。

また、地域住民へ安全・安心な活動の場を提供するとともに、関係機関との連携、市民講師制度などの活用を図り、市民のニーズに合った公民館講座の充実を図ります。

さらに、高齢者学級、女性学級、生活学校、地域女性団体など市民の主体的な活動を支援し、市民の生きがいがづくりや学習意欲の向上を図るとともに、地域のリーダーとして活動できる人材を育成します。

主な取組

- 公民館講座の充実
- 小学校など関係機関や市民団体との事業連携
- 市民活動への支援

(4) 図書館事業の充実

図書館は、生涯における市民の学習機会を提供できる施設として、指定管理者制度の導入により市民サービスの向上が図られています。また、図書館機能をいかした多様な事業に取り組むとともに、本との出会い、読書への関心を高められるよう、市民活動団体を支援し学校や地域に開かれた図書館づくりを目指します。

主な取組

- 多様な活動の核となる団体の支援
- 資料の収集と整備
- 学校図書室や地域との連携
- 障がい者支援サービスの実施

施策30 青少年の健全育成

◆現況と課題

現況

青少年を取り巻く環境が大きく変化する中で、学校と家庭そして地域の果たすべき役割が求められています。また、情報通信機器の急速な普及によって有害情報の氾濫による青少年への悪影響が懸念されています。

こうした社会環境を踏まえ、青少年の健全育成を推進する活動団体を支援・育成し、連携を強化することで青少年に対する市民意識の高揚を図っています。

本市ではこれまで、学校と家庭・地域が連携した放課後における安全で安心な子どもの活動拠点として、放課後子ども教室の開催、家庭教育学級を開設しています。さらに、青少年相談員連絡協議会、子ども会育成連合会、青少年育成筑西市民の会と連携した事業を推進する中で、児童・生徒の安全と安心を図るための事業に取り組んできました。

課題

今後は、情報通信機器などの低年齢層への浸透を見据えるとともに、不審者から子どもの身を守るなど安全環境を第一とするため、地域と一体的に取り組むことや、青少年の健全育成に係わる団体と学校・家庭・地域が連携して、地域ぐるみで取り組んでいくことが必要です。

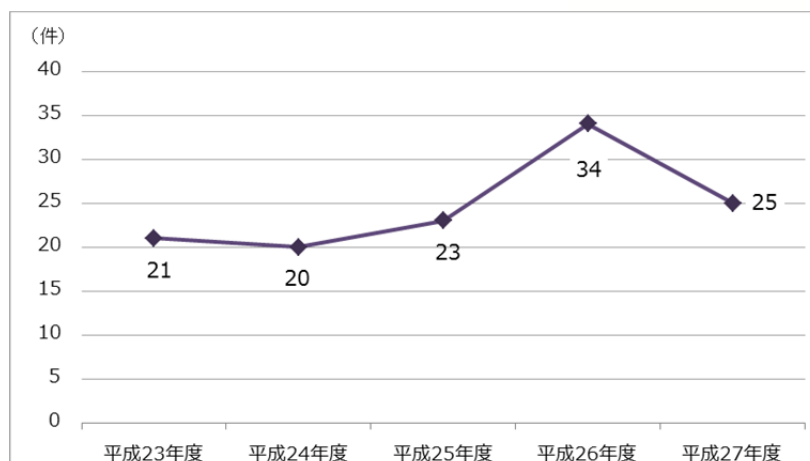


自然体験活動



放課後子ども教室

【年度別 青少年事故未然防止事例の通報件数の推移】



◆◆基本目標（基本構想における今後 10 年間の目標）

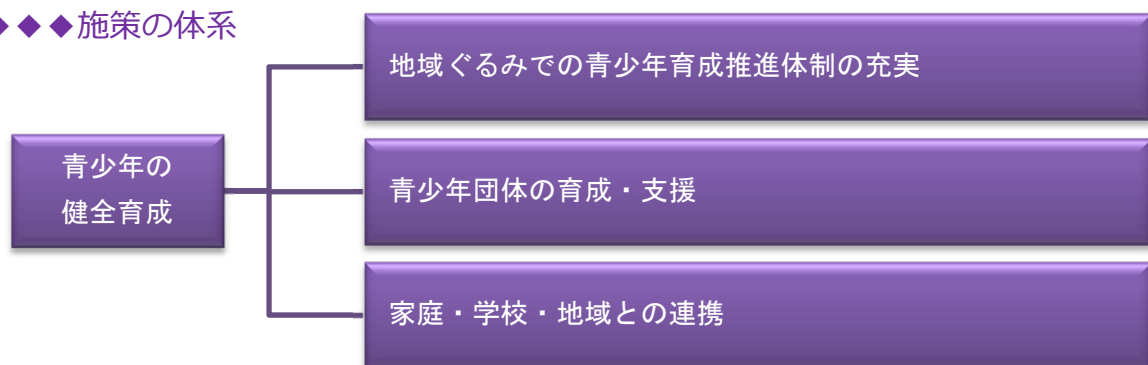
心身ともに健全な青少年の育成に向け、家庭・学校・地域が連携して地域ぐるみの安全・安心な環境づくりを進めます。

また、青少年の健全な育成を目的とする団体への支援、健康で明るい家庭づくりを推進するとともに、地域や家庭の教育力の向上を目指します。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後 5 年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成 33 年度）
自然体験活動、社会体験活動などへの参加者数（人/年）	8,488 （平成 27 年度）	10,000
「青少年の健全育成に協力する店」の登録店数（店）	243	300
地域子ども安全ボランティア（人）	5,907	6,000
こどもを守る 110 番の家（軒）	2,895	3,000

◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆基本施策

(1) 地域ぐるみでの青少年育成推進体制の充実

青少年相談員による街頭指導・電話相談などを引き続き実施します。

また、自然体験活動や社会体験活動など、青少年が活躍できる場をつくることによって、青少年が自分の居場所を感じられ、地域への愛着を持てるような情操教育への取組を検討し、地域ぐるみでの青少年の育成推進体制の充実を図ります。

主な取組	● 青少年の活躍の場づくり ● 青少年問題協議会の開催 ● 青少年センターの運営 ● 青少年相談員連絡協議会の活動支援
------	--

(2) 青少年団体の育成・支援

子ども会、スポーツ少年団、高校生会などの青少年団体の育成と自主的な活動を支援するとともに、健全育成団体の活性化と活動支援を図ります。

主な取組	● 筑西市子ども会育成連合会の活動支援 ● 青少年育成筑西市民の会の活動支援
------	---

(3) 家庭・学校・地域との連携

放課後子ども教室や小中学生を対象とした土曜日学習の実施による、家庭・学校・地域の連携強化を図るとともに、地域の人材発掘と地域力の支援を求め、家庭・学校・地域での役割分担による連携など、三位一体での教育体制の確立に努めます。

また、家庭教育の重要性を鑑み、家庭教育学級の開設に努めるとともに、活動の充実を図ります。

主な取組	● 地域の人材をいかした学校への出前講座の充実 ● 家庭教育学級の充実
------	--

施策 31 生涯スポーツの推進

◆現況と課題

現況

スポーツ活動は、体力の向上・ストレスの発散・生活習慣病の予防など、心身両面にわたる健康の保持増進に大きな効果があります。また、団体競技やグループでの活動は、地域コミュニティの活性化にもつながります。

こうしたスポーツ活動の場として、体育館・運動場をはじめ、トレーニングセンター、武道館、テニスコートなど、市民ニーズに対応した各種施設が整備されています。

しかし、子どもたちの公式スポーツ大会などは他市等で開催されており、スポーツ施設の整備は決して充分とはいえない状況にあります。

本市ではこれまで、市民が気軽にスポーツに親しむことができるよう施設の充実や学校施設の開放に努めてきました。

また、各種団体における活動の情報収集及びホームページなどを利用したスポーツ情報の提供に努め、スポーツ団体の育成やちくせいマラソン大会などを行うとともに、体育協会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブと連携を図りながら市民のスポーツ活動を支援してきました。

課題

スポーツ少年団数及び体育協会加盟団数が減少傾向にあることから、市民の多様なニーズに対応した施策やスポーツ環境づくりに、より一層取り組むことが求められています。

また、子どもたちがスポーツを楽しむ機会の提供や、指導者の育成を図るとともに、公式大会が開催できる施設を整備し、スポーツイベントなどの充実やスポーツ施設を効果的に管理運営していくことが必要です。

さらに、平成 31 年開催の「いきいき茨城ゆめ国体」剣道競技会開催に向けて計画的な準備が必要です。



ちくせいマラソン大会

【筑西市体育施設の概要】

下館総合体育館 (上平塚)	・メインアリーナ ＜バレーボール3面、バスケットボール2面、バドミントン10面＞ ・サブアリーナ ＜バレーボール1面、バスケットボール1面、バドミントン3面、卓球14台＞ ・トレーニングルーム ＜トレーニング機器 15種（32台）＞ ・会議室（10席）・研修室（80席）
下館トレーニングセンター (二木成)	・体育室（A）・（B） ＜バスケットボール2面、バレーボール2面、バドミントン6面、卓球15台＞ ・健康体力相談室（和室28畳）
下館武道館 (下中山)	・武道館 ＜柔道場1面＞＜剣道場1面＞
下館弓道場 (下中山)	・弓道場 ＜5人立＞
関城体育館 (藤ヶ谷)	・体育館 ＜バレーボール2面、バスケットボール2面、バドミントン6面＞
関城体育センター (犬塚)	・屋内運動場 ＜バレーボール2面、バドミントン2面、卓球16台＞ ・柔道場 2面
明野トレーニングセンター (海老ヶ島)	・競技場 ＜バレーボール2面、バドミントン6面＞
明野武道館 (海老ヶ島)	・競技場 ＜柔道場1面＞＜剣道場1面＞
明野体育センター (新井新田)	・競技場 ＜バレーボール1面、バドミントン2面＞
協和の杜体育館 (久地楽)	・体育館アリーナ ＜バレーボール2面、バスケットボール2面、バドミントン6面、卓球10台＞
協和多目的研修センター (久地楽)	・多目的ホール ＜バレーボール1面、バドミントン3面＞ ・研修室・調理室・多目的グランド＜ソフトボール2面＞
下館運動場 (上平塚)	・野球場＜本球場、サブ球場＞ 2面 ・ソフトボール場 1面 ・テニスコート《ハードコート》4面 ・夜間照明施設 ※本球場、ソフトボール場
成田スポーツ公園 (成田)	・テニスコート《ハードコート》2面 ・球場（ソフトボール） 1面 ・多目的広場
鬼怒緑地 (小川)	・野球場 3面 ・ソフトボール場 1面 ・テニスコート《ハードコート》5面 ・サッカー場 ＜社会人用サッカーコート2面＞＜少年用サッカーコート2面＞
関城運動場 (藤ヶ谷)	・運動場 ＜野球2面、社会人用サッカーコート2面＞ ・キャンプ場 ・グリーンスポーツハウス ＜和室＞＜調理室＞ ・野球場 1面 ・多目的運動場 ＜野球1面、ソフトボール2面＞ ・テニスコート《人工芝》3面
関城富士ノ宮球場 (関本上中)	・野球場 ＜野球2面、ソフトボール4面＞
明野運動広場 (宮山)	・広場 ＜ソフトボール1面＞
明野球場 (新井新田)	・野球場 ＜野球1面＞＜ソフトボール1面＞
明野中央公園 (新井新田)	・テニスコート《人工芝》4面
つくば明野工業団地スポーツ公園 (向上野)	・多目的スポーツ広場 ＜ソフトボール1面＞
協和球場 (細田)	・野球場 ＜野球2面、ソフトボール3面＞
協和サッカー場 (連沼)	・サッカーコート ＜社会人用サッカーコート1面、少年用サッカーコート2面＞ ・多目的グランド ＜少年用サッカーコート1面＞
協和の杜テニスコート (久地楽)	・テニスコート《ハードコート》4面

◆◆基本目標（基本構想における今後 10 年間の目標）

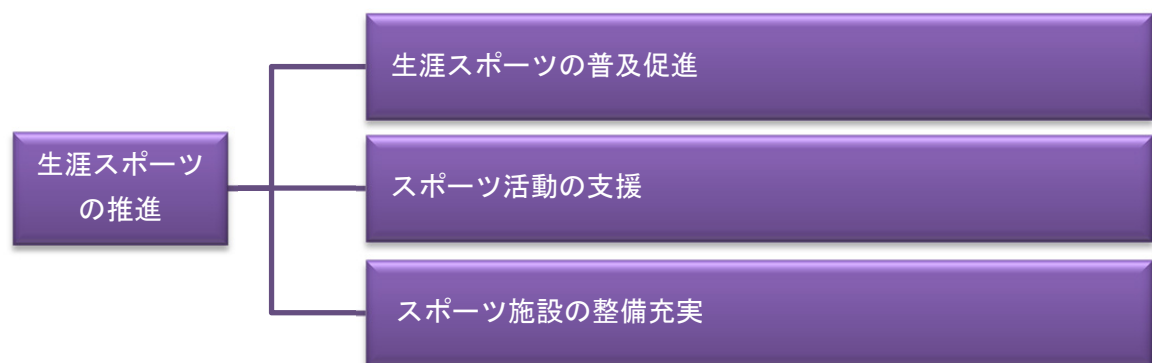
生涯を通してスポーツ・レクリエーション活動に参加できる環境を整備することにより、市民の健康づくりや世代間交流の輪を広げます。

また、スポーツ振興に向け、スポーツ施設の充実に努めるとともに、施設の効果的な管理運営や有効利用を図ります。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後 5 年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成 33 年度）
ちくせいマラソン大会参加者数（人/年）	4,281	5,000
体育施設の利用者数（人/年）	467,997 （平成 27 年度）	500,000

◆◆◆◆施策の体系



こどもの日中学校剣道大会（下館総合体育館）

◆◆◆◆基本施策

(1) 生涯スポーツの普及促進

あらゆる市民のニーズに応じた、スポーツを「する」、「見る」活動を支援します。また、スポーツイベントの拡充を図るとともに、スポーツ推進委員や各種スポーツ団体と連携した事業に取り組み、生涯スポーツの普及促進に努めます。

主な取組	● ちくせいマラソン大会など、各種スポーツ大会の拡充 ● ニュースポーツ教室の開催 ● いきいき茨城ゆめ国体剣道競技会の開催
------	--

(2) スポーツ活動の支援

体育協会などとの連携を通じて、スポーツを「支える」、「育てる」活動を支援します。また、スポーツ団体における指導者の養成を図り、有資格指導者の増加及び指導者の資質向上を図ります。

主な取組	● スポーツ指導者の育成 ● スポーツ団体の育成 ● スポーツ大会参加者などへの支援
------	--

(3) スポーツ施設の整備充実

多様化するスポーツ・レクリエーション需要への対応やスポーツ振興に向け、児童・生徒の公式大会が開催できるスポーツ施設の整備を図ります。また、老朽化したスポーツ施設の計画的な改修、修繕などを行うとともに、指定管理者制度を導入し、効果的な施設運営を図ります。

主な取組	● スポーツ施設の整備推進 ● スポーツ施設の効果的な管理運営 ● スポーツ施設の計画的改修 ● 学校体育施設の開放促進
------	---

政策 10 歴史・文化の継承と振興

施策 32 歴史文化遺産の保全・活用

◆現況と課題

現況

本市には、先人たちが大切に守り伝えてきた数多くの歴史文化遺産が所在します。この歴史文化遺産は、先人たちの英知の結晶であり、郷土の歴史を後世に伝える重要な財産です。

本市ではこれまで、これらの歴史文化遺産を指定文化財あるいは国登録文化財として保存し後世へ継承を図っており、特に、東日本大震災で被災した指定文化財などについては、所有者及び市民団体の協力により復旧してきました。指定文化財、国登録文化財の件数は平成27年度で155件となっています。

また、遺跡の現地踏査や試掘調査を実施し適切な保存に努めるとともに、発掘調査により出土した土器や石器などの埋蔵文化財、市民の方々から寄贈された昔の農機具や生活道具などの民俗資料を保存・管理してきました。

課題

今後は、これまでに蓄積された歴史文化遺産を保存・管理だけでなく、学校教育や市民の学習活動と連携を図りながら活用し、広く市内外に発信することが求められています。このため膨大な資料を一元的に保存・管理・活用できる拠点施設の整備や「筑西市都市計画マスタープラン」の歴史交流拠点「にいばりの里」の整備が課題となっています。



小栗内外大神宮（国指定文化財）



関城跡（国指定文化財）

【指定文化財の件数】

	国指定	県指定	市指定	合 計	備考
有形文化財	2	18	80	100	建造物(23)、絵画(22)、彫刻(24)、工芸品(17)、書跡(3)、考古資料(9)、歴史資料(2)
無形文化財	1			1	きゅう漆保持者(1)
民俗文化財		1	10	11	有形民俗(6)、無形民俗(5)
記念物	4	4	26	34	史跡(27)、天然記念物(7)
合 計	7	23	116	146	

※このほか、国登録文化財9件

資料：文化課

※平成28年4月1日現在

◆◆基本目標（基本構想における今後10年間の目標）

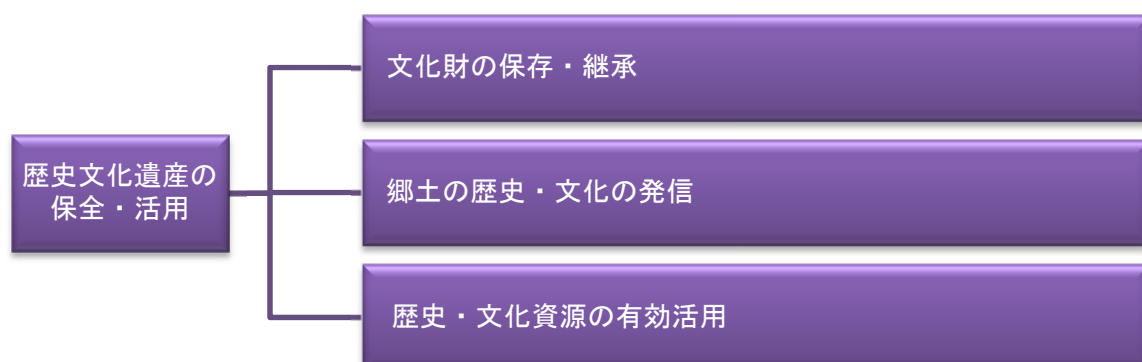
貴重な歴史文化遺産を未来へ継承するため、文化財の保全や活用、地域の郷土民俗芸能の保存・育成に努めます。

また、郷土の歴史・文化を発信する施設や周辺を整備し、学校教育や市民の学習活動との連携を図り、郷土愛の醸成に努めます。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成33年度）
指定文化財、国登録文化財の件数（件）	155 （平成27年度）	160

◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆◆基本施策

(1) 文化財の保存・継承

未指定の文化財の調査・研究を推進し、保存・継承を図るとともに、指定文化財・国登録文化財・埋蔵文化財及び民俗資料の保全・活用に関する事業を展開し、文化財に対する市民の理解を深めます。

また、無形民俗文化財として指定されている郷土民俗芸能の後継者育成を図るとともに映像などによる記録化を図ります。

主な取組	● 未指定の文化財の調査・研究 ● 指定文化財・国登録文化財・埋蔵文化財・民俗資料の保全・活用 ● 無形民俗文化財の後継者育成・記録化
------	---

(2) 郷土の歴史・文化の発信

公共施設跡などを活用し、これまでに蓄積された歴史資料・民俗資料を一元的に保存・管理・活用できる拠点施設「歴史民俗資料館」の整備を検討し、本市の歴史・文化を市内外に発信するとともに、歴史パンフレットなどの作成、学校教育や市民の学習活動の支援を推進し、郷土愛の醸成に取り組みます。

主な取組	● 歴史民俗資料館の整備検討 ● 歴史・文化の発信 ● 歴史パンフレットなどの作成と活用 ● 学校教育、市民の学習活動の支援
------	--

(3) 歴史・文化資源の有効活用

「筑西市都市計画マスタープラン」の歴史交流拠点「にいぼりの里」に所在する国指定史跡新治廃寺跡と農業資料館を一体的に有効活用し、文化財の保護とともに、地域の活性化、賑わいの創出を図るための整備を検討します。

主な取組	● 国指定史跡の調査・保全・活用 ● 農業資料館の有効活用の推進
------	--

施策 33 文化・芸術の振興

◆現況と課題

現況

本市には、後世に伝えるべき文化・芸術があり、本市出身の二人の文化勲章受章者である陶芸家の板谷波山先生、洋画家の森田茂先生を核とした郷土ゆかりの作家作品を収蔵展示するしもだて美術館や、板谷波山先生を顕彰する板谷波山記念館があります。

平成 27 年度で、美術館への入館者数は 29,814 人、文化・芸術団体への加入者数は 2,934 人、板谷波山記念館への入館者数は 5,372 人となっています。

また、市民による各種の文化・芸術団体が組織され、筑西市文化祭や芸術祭などにおいて、日頃の活動の成果が発表され、自主的な文化活動が盛んに行われています。

本市ではこれまで、文化・芸術活動の振興に向けて、こうした事業の継続的な開催とともに、各種文化・芸術団体の活動を支援してきました。また、しもだて美術館や板谷波山記念館において企画展を開催するなど、市民が多種多様な文化・芸術に親しめる場を提供し、全国に発信してきました。

課題

今後は、美術館事業（美術資料の収集充実、作品の保存展示、郷土関連作家の調査など）、各種文化・芸術団体への支援、文化・芸術に関するワークショップなどの開催や情報発信の充実を図るとともに、だれもが参加しやすい環境づくりに取り組み、市民一人ひとりの豊かな感性や想像力育む文化活動を支援していくことが必要です。



しもだて美術館



板谷波山記念館（生家）

【年間加入者数及び入館者数の推移】

(単位：人)

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
文化・芸術団体への加入者数	2,834	2,856	3,051	3,022	2,934
しもだて美術館への入館者数	21,235	24,159	30,922	27,881	29,814
板谷波山記念館への入館者数	4,234	3,938	6,764	4,372	5,372

◆◆基本目標（基本構想における今後 10 年間の目標）

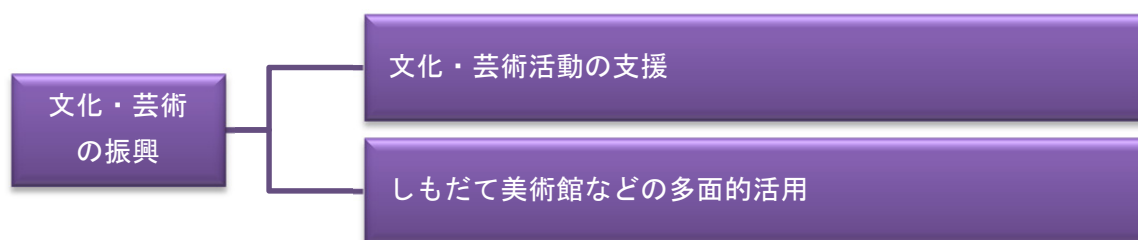
文化・芸術の振興に向け、しもだて美術館をはじめとする既存の文化施設や公共施設跡などを有効に活用し、文化勲章受章者である板谷波山先生・森田茂先生をはじめ本市が誇る先人たちの偉業や功績を顕彰するとともに、様々な展覧会の企画、所蔵品の充実に努め、市内外に向けて情報発信を行います。

また、市文化祭の開催をはじめ、市民が実施する芸術祭などの文化事業を支援し、文化・芸術の振興を図ります。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後 5 年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成 33 年度）
文化・芸術団体への加入者数 （人/年）	2,934 （平成 27 年度）	3,000
しもだて美術館への入館者数 （人/年）	29,814 （平成 27 年度）	33,000
板谷波山記念館への入館者数 （人/年）	5,372 （平成 27 年度）	6,000

◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆基本施策

(1) 文化・芸術活動の支援

市民一人ひとりが、文化・芸術に親しみ、豊かな感性や創造力を育むことができるよう文化祭などの文化事業を開催するとともに、市民が活動の成果を発表する場を提供します。

また、文化事業の参加者の固定化、若年層の活動離れを改善するため、文化・芸術のワークショップなどの開催、情報発信の充実を図り、だれもが参加しやすい環境づくりを進め、新たな会員の増加に取り組みます。

主な取組	● 文化祭などの文化事業の開催 ● 各種文化・芸術団体への支援の充実 ● 文化・芸術の情報発信
------	---

(2) しもだて美術館などの多面的活用

筑西市の歴史・文化を、子どもたちが自らの行動を通じて市内で学ぶことができるよう、しもだて美術館を、市民、特に子どもたちに開かれた美術館とします。

小中学生が美術を学び、企画展とこれに関連する市民参加型のワークショップやコンサート等の行事を開催するなど、市民の文化的交流ができる美術館とします。

また、しもだて美術館や板谷波山記念館など、今ある貴重な文化等発信施設を有効に活用し、施設利用者・交流人口の増加を図るため、市民団体との連携による施設運営を検討するなど、優れた文化・芸術に親しむ機会を市民に提供するとともに、筑西市が誇る先人たちの偉業や文化を市内外に広く発信します。

主な取組	● 美術資料収集事業 ● 美術資料保存管理事業 ● 企画展並びに所蔵品展開催事業 ● 郷土愛につながる歴史・文化資料の充実 ● 学校教育と連動した通年型の歴史・文化・芸術関連事業の実施 ● 市民が参加できる文化事業の充実
------	---

第4章 自主・自立したまちづくりの強化

政策 11 参画と協働で支える多様な活動の推進

施策 34 人権の尊重と男女共同参画の推進

◆現況と課題

現況

本市は、全ての市民が基本的人権を尊重し、「差別と偏見のない明るい社会」の実現を図るため、研修会などの開催、人権相談に努めています。人権講演会・フォーラムなどへの参加者数は増加しています。

本市ではこれまで、差別のない明るく住み良い社会を目指し、人権啓発講演会の開催、人権擁護委員を講師とした人権教室の開催、人権作文・書道の募集、人権相談を実施してきました。

また、男女共同参画の推進では、「筑西市男女共同参画基本計画」に基づき、全庁共通の理解と認識のもとに、講演会や男性の家事・育児参画セミナー、DV防止講座、ワーク・ライフ・バランス研修などを開催してきました。

課題

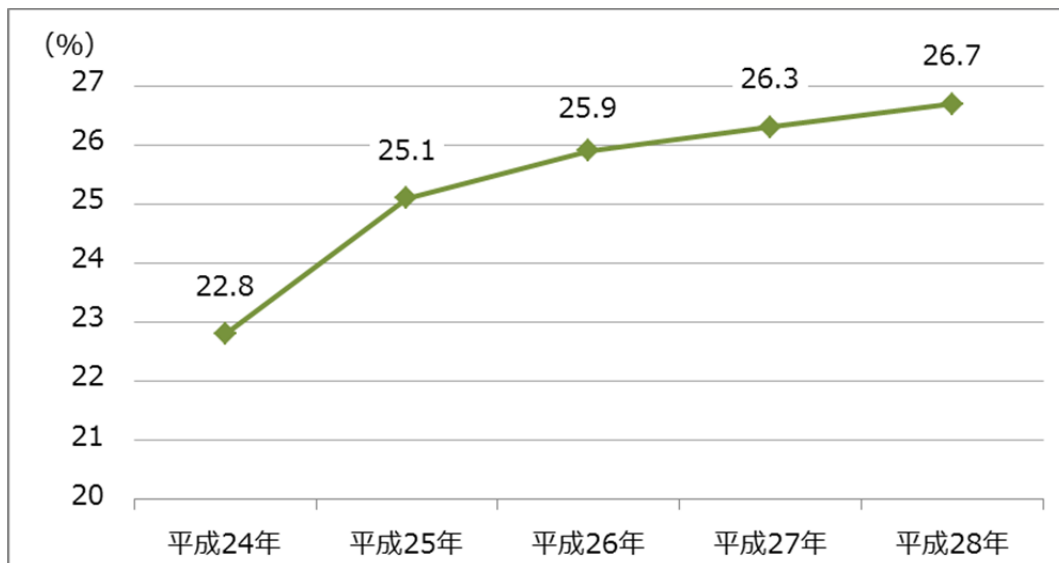
人権啓発・人権教育については、「差別と偏見のない明るい社会」の実現に向けて、工夫しながら人権尊重に取り組むことが必要です。

男女共同参画の推進では、ワーク・ライフ・バランスの推進、審議会等における女性登用率の向上などが必要です。



男女共同参画推進講演会

【審議会などにおける女性の登用率（各年4月1日現在）】



筑西市男女共同参画都市宣言文

日本百名山の一つ筑波山が一番美しく見えるまち筑西市
 その優雅な山容に抱かれながら
 先人たちは豊かな郷土を築き
 誇り高い文化を育んできました
 わたしたちはその意思を受け継ぎ
 男女一人一人が
 互いの人権を尊重し 互いの個性や能力を認め
 共に助け合い 共に輝く社会の実現をめざして
 ここに「男女共同参画都市」となることを宣言します

◆◆基本目標（基本構想における今後10年間の目標）

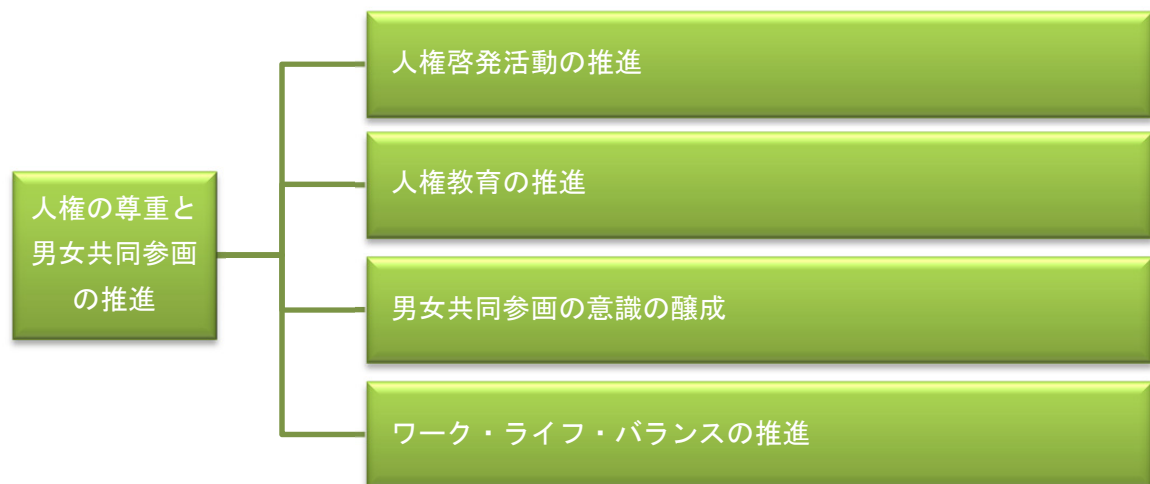
様々な人権問題に対して、差別と偏見のない明るい社会を実現するため、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るとともに、家庭・地域・学校・職場などのあらゆる場を通して、人権教育についての学習機会の拡充と、多様な広報媒体を活用した啓発活動を推進します。

また、男女を問わず、市民一人ひとりの個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた、意識の啓発やワーク・ライフ・バランスの推進を行うとともに、環境整備を図ります。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成33年度）
人権啓発講演会及び研修会などへの参加者（人/年）	4,546	5,000
審議会などにおける女性の登用率（%）	26.7	30.0

◆◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆◆基本施策

（1）人権啓発活動の推進

国や県、他市町村及び関係団体などと連携・協力しながら、様々な人権課題に関する正しい認識を深め、併せて、国際的視野に立った人権尊重の意識が広く定着するよう啓発活動を推進します。

主な取組	● 啓発活動の推進（市の広報紙などによる啓発、街頭啓発） ● 人権啓発講演会の開催 ● 人権相談の実施 ● 人権侵害被害者への支援
------	--

(2) 人権教育の推進

人権作文などの募集及び人権教室の開催を継続して行うことにより、学校教育や各種社会教育など様々な学習機会を通じて基本的人権の尊重が正しく身につくよう人権教育を推進します。

主な取組	● 人権問題研修会などへの参加 ● 小中学生対象の人権教育の推進（人権教室、人権作文・書道募集、「子ども人権SOSミニレター」配布）
------	---

(3) 男女共同参画の意識の醸成

「男女共同参画基本計画」に基づき、市民との協働による男女共同参画社会づくりに向けた施策の展開を図るとともに、審議会などへの女性の登用率を上げるための施策展開についても取り組みます。

主な取組	● 各審議会などへの女性の登用促進 ● 男女共同参画セミナー・講演会の開催 ● 市民・企業を対象とした意識調査の実施
------	--

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進

子育て中の仕事を持つ親を対象に、多様な働き方に関するセミナーなどを開催するとともに、企業や職員を対象とした教育セミナーや各種研修を開催し、「男女共同参画基本計画」に基づく事業を総合的かつ計画的に推進します。

主な取組	● ワーク・ライフ・バランスセミナーなどの開催 ● ワーク・ライフ・バランスセミナーなどへの企業・職員の参加促進
------	---

施策 35 地域コミュニティの育成

◆現況と課題

現況

コミュニティリーダーを育成し、地域のコミュニティ活動を活性化することは、地域の連携を生み出し大きな力を発揮します。

特に、自治会活動や自主防災組織は、災害時などに迅速な対応を開始することができ、地域住民の安全・安心な暮らしを支えるものとなります。

本市ではこれまで、自治連合会活動への支援、大好きいばらき県民運動への参画、筑西市ネットワーク協議会の活動支援を行いながら、コミュニティリーダーの育成に向けた研修会などを実施してきました。

また、広報紙やホームページ、SNSなどによる幅広い情報提供を通して、行政と住民の情報共有を図り、自治会活動への支援を行っています。さらに、コミュニティ助成事業を通してコミュニティ施設の整備を進め、コミュニティの活性化を図っています。

課題

平成 27 年度の自治会加入率は、85.0%であり、年々減少傾向にあります。核家族化が進み、世帯分離などの影響もありますが、自治会加入を促すため、更なる自治会活動への支援が必要となります。

◆◆基本目標（基本構想における今後 10 年間の目標）

これからの地域自治を支える新しい地域コミュニティの創造に向け、既存コミュニティの維持・活性化を図りながら、住民をはじめ、ボランティアや企業など、多様な主体の参画による新しい体制づくりも視野に、持続可能な仕組みづくりを検討します。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後 5 年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成 33 年度）
自治会への加入状況（%）	85.0	87.5
認可地縁団体数	70	85

◆◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆基本施策

(1) 自治会活動支援

自治会をはじめとする既存組織の継続的運営や、地域の少子高齢化の状況を踏まえた組織づくりの推進のために、自治会活動への支援、自治会加入促進を図るとともに、コミュニティ助成制度を活用し、コミュニティ施設の利用環境の改善を図ります。

主な取組	● 自治会活動支援 ● 広報紙を活用した自治会加入促進（外国語対応含む） ● 自治会と交流活動の推進 ● 先進自治会活動事例の紹介 ● コミュニティ拠点施設修繕等支援事業 ● コミュニティ助成制度の活用
------	--

(2) 自治会活動等組織・人材の育成

組織間・世代間の切れ目のない交流などによる自治会活動や自治会の法人化支援、市民協働・地域活動の継承を図るとともに、地域活動を通じてリーダー育成や女性参画を推進します。

主な取組	● リーダー育成と積極的な女性参画の推進 ● 自治会役員等研修の実施 ● 認可地縁団体登録※の支援
------	---

※認可地縁団体登録：自治会町内会の法人化。自治会を法人化することにより、自治会名で不動産登記をすることができる。

施策 36 協働のまちづくりの強化

◆現況と課題

現況

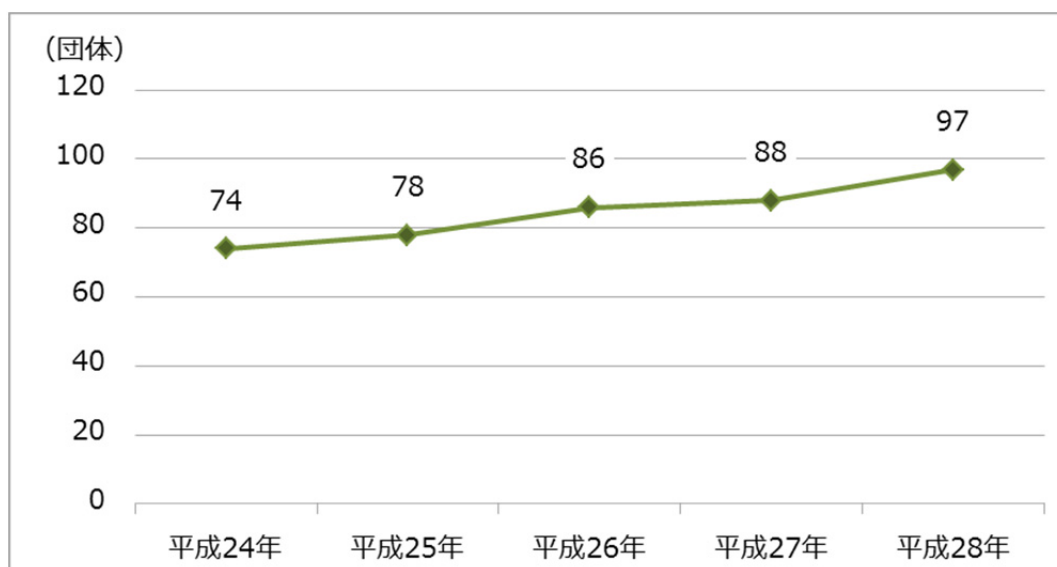
本市では「連携と協働※で進めるまちづくり」を目指して、平成 20 年、市民協働の基本的な考え方やルールを示す「市民協働のまちづくり基本指針」を策定するとともに、平成 21 年に「協働のまちづくり推進計画」、平成 24 年に「第 2 次協働のまちづくり推進計画」を策定し、各種の事業を推進してきました。

協働のきっかけづくりとして、パブリックコメント制度や市民団体などの登録及び公表制度の制定、ちくせい市民協働まちづくりサロンの設置などに取り組んだ結果、基本的な協働の仕組みが整い、また、市民協働マニュアルの作成、市民団体連絡協議会の設置などにより、協働の基盤強化が達成されました。

課題

今後は、市民協働の成熟度に合わせながら基本施策を段階的に推進することが必要であり、成熟した市民協働社会づくりに向けて、「第 3 次協働のまちづくり推進計画」を策定し、市民活動の活性化や団体間の交流促進に引き続き取り組んでいく必要があります。

【「筑西市市民団体などの登録及び公表制度」登録団体数（各年 3 月 31 日現在）】



※協働：「基本指針」における「協働」の定義は、市民・自治会・市民団体・NPO・企業と行政とがそれぞれに自立した主体として、互いの自主性を尊重し、豊かに安心して暮らすことのできる地域づくりのために連携・協力することであり、その過程では、各々の資源を持ち寄り、長所をいかし楽しみながら、対等な立場で役割と責任を分担するもの。

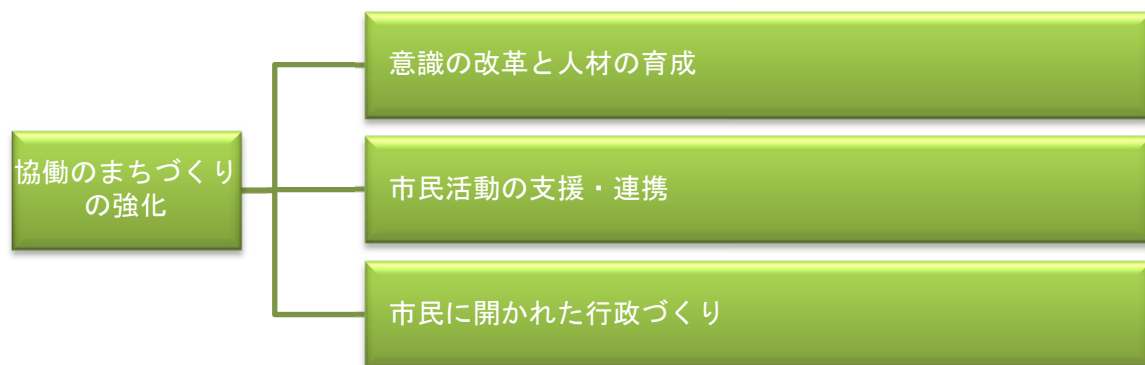
◆◆基本目標（基本構想における今後 10 年間の目標）

成熟した市民協働社会づくりに向けて、市民や市民団体、NPOなどの公益的な活動を中心とした多くの主体が、より自主的にかつ有機的に連携して取り組むことのできる環境整備を図ります。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後 5 年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成 33 年度）
市民活動登録団体数	99	110
市政懇談会参加者の満足度（%）	68.5	80

◆◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆基本施策

（１）意識の改革と人材の育成

まちづくりに関わる市民及び行政職員の意識を変え、積極的に協働を取り入れます。人と人とのつながりを重視して、市民協働の広がりや継続性を確保します。

主な取組	● 協働のまちづくりイベント事業 ● 協働のまちづくり学習会事業
------	---

（２）市民活動の支援・連携

市民などの主体性と独立性を損なわないよう配慮しながら支援を行い、団体の育成と団体間の連携強化を図ります。また、市民のニーズに応じて多様な展開を可能とし、市民活動の交流拠点となる地域交流コミュニティセンターの整備を進めます。

主な取組	● 市民団体などの登録及び公表制度運営事業 ● ちくせい市民協働まちづくりサロン事業 ● 市民活動備品・機材等貸出制度整備事業 ● 市民団体連絡協議会事業 ● 地域交流コミュニティセンターの整備
------	---

（３）市民に開かれた行政づくり

情報公開制度の周知に努め、適切な公文書の開示を行うとともに、広報紙・ホームページ・ＳＮＳの充実に努め、市民生活に密着したきめ細かな情報サービスの提供をします。

また、市政懇談会や市長ほっとラインなどで、あらゆる世代の市民の声を聞く機会の充実に図るとともに、開かれた議会を推進するため、議会ホームページでの本議会映像の配信とケーブルテレビによる放映（生放送及び録画放送）を行います。

主な取組	● 市政懇談会の開催 ● パブリックコメントの実施 ● 行政情報の公表 ● 広報紙・ホームページ・ＳＮＳによる情報発信の充実 ● 市長へのはがき、メールなどへの対応
------	--



市政懇談会

施策 37 多様な交流の促進

◆現況と課題

現況

本市では、各種イベントにおける市のPRなどにより地域の交流が進められています。

これまでに、昭和54年に友好都市協約を結んだ岡山県高梁市との交流事業や台東区との都市農村交流事業、全国報徳研究市町村間の交流事業を推進してきました。

また、多文化共生のまちづくりに向けて、筑西市国際友好協会の活動支援などを実施しました。

課題

今後は、ほかの施策と連携しながら、筑西市の情報発信を実施することが必要です。また、さまざまな分野において、豊かな自然環境など本市独自の地域資源をいかした交流事業を推進し、市民レベルでの交流の活性化を促していくとともに、災害時の相互支援活動も含めた良好な交流・協力関係を築いていくことが必要です。

多文化共生社会の実現に向けて、国際交流の機会の提供に取り組むことが必要です。

【主な都市間交流】

区分	市区町村	時期	主な交流内容
友好都市	高梁市（岡山県）	昭和54年から	友好都市協約の締結、市及び関係機関などとの交流事業の推進
全国報徳サミット※	全国報徳研究市町村加盟市町村（16市町村）	平成11年から	「全国報徳サミット」参加によるまちづくり・ひとづくりに必要な取組についての意見・情報交換交流
都市と農村交流	台東区（東京都）	平成19年から	都市間のイベント参加による交流（農産物販売・観光PRなど）、小学校間交流の推進
災害協定	茨城県西都市※ 高梁市（岡山県） 那珂市 井川町（秋田県）	平成25年から 平成25年から 平成28年から 平成28年から	災害時における応急協定

※全国報徳サミット：二宮尊徳にゆかりのある全国報徳研究会市町村協議会に加盟している17市町村が集まり、二宮尊徳のおしえの実践「報徳仕法」の検証を通してこれからのまちづくりに必要な取組を学ぶために毎年開催されているもの。筑西市以外の加盟市町村は、以下の16市町村。

北海道	：豊頃町	栃木県	：日光市、真岡市、 那須烏山市、茂木町
福島県	：相馬市、南相馬市、大熊町、 浪江町、飯館村	神奈川県	：小田原市、秦野市
茨城県	：桜川市	静岡県	：掛川市、御殿場市
		三重県	：大台町

※茨城県西都市：筑西市以外の市町は、下妻市、笠間市、坂東市、八千代町、境町、結城市、常総市、桜川市、五霞町、古河市。

【外国人登録人数】

年度	外国人登録人数	外国人登録人数上位5か国				
平成28年	2,042人	フィリピン 459人 (22.4%)	タイ 366人 (17.9%)	ブラジル 223人 (10.9%)	中国 197人 (9.6%)	韓国・朝鮮 117人 (5.7%)

※住民基本台帳 4月1日現在、市民課提供

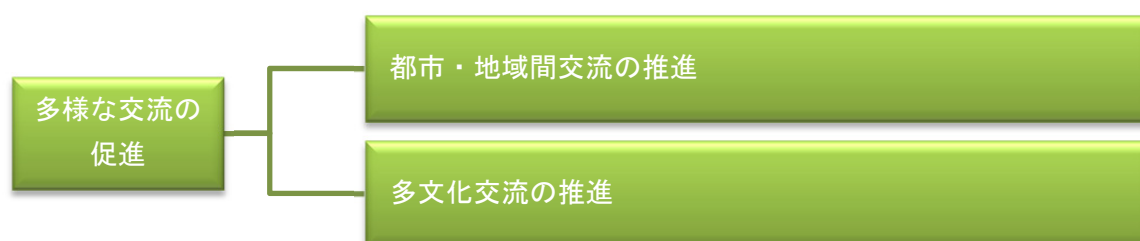
◆◆基本目標（基本構想における今後10年間の目標）

都市・地域間交流や国際交流などの多様な交流の促進に向けた積極的な支援を行い、広い視野での連携基盤の構築に取り組みます。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成33年度）
国際交流事業参加者数（人）	1,885	3,000

◆◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆基本施策

（1）都市・地域間交流の推進

友好都市との交流や都市と農村交流などの活性化を図り、都市間の交流を推進します。

また、市民レベルの都市間交流を図るため、民間団体などとの連携のもと地域性をいかした交流を推進します。

さらに、災害時の相互支援も見据え、良好な交流・協力関係の構築に向けた地域間交流や都市間交流を推進します。

主な取組	● イベントのPR、参加、連携 ● 友好都市である高梁市及び関係機関などとの交流事業推進 ● 台東区との交流促進 ● 他市区町村との地域資源をいかした交流の推進 ● 「報徳サミット」への参加 ● 災害時における支援活動の地域間交流の推進
------	---

(2) 多文化交流の推進

国際交流の民間組織や県国際交流協会と連携し、国際交流の機会の提供を推進します。

主な取組	● 筑西市国際友好協会の活動支援 ● 外国人のための無料弁護士相談の開催 ● 外国人のための日本語教室の開催
------	--



都市と農村交流（台東区にて梨の無料配布）



都市と農村交流（五郎助山にて自然体験）



筑西市国際友好協会の交流イベント

政策 12 シティプロモーションの充実

施策 38 戦略的なPR活動の推進と基盤の強化

◆現況と課題

現況

人口減少・少子高齢化の進展などによる社会構造の変化や、自治体を取り巻く環境の変化の中で、都市間競争は激しさを増しています。

こうした中、市内外の人々に魅力を発信し、持続的な発展を図る「プロモーション」に取り組む自治体が増えています。

こうした状況において、本市は、「筑西市 まち・ひと・しごと創生 総合戦略」において、筑西市への新しい人の流れをつくることを目標にシティプロモーションの推進に取り組んでいます。

「住んでみたいまち・住み続けたいまち」をテーマに、プロモーションビデオの制作やテレビ放映を利用したのまちのPR、筑西市にゆかりのある方にふるさと大使を委嘱し、市の知名度アップへの協力をお願いしています。

また、ふるさと納税推進事業において、市外からの寄附者へ本市の特産品を贈ることによって更なる知名度及びイメージアップを図っています。

さらに、シティプロモーションの基盤として、市内の公共施設を光回線で接続する地域公共ネットワークの構築をはじめ、光ファイバーエリアの拡大など、地域の情報基盤の整備を推進してきました。

課題

しかし、知名度の向上が課題であるとともに、国内外から選ばれる都市となるためには、多方面からのシティプロモーション活動に更に力を入れることが重要です。

地域の魅力の向上と合わせて、住民、企業、各種団体などに多様な情報を積極的に発信するとともに、高度情報化社会に対応した環境づくりが必要です。



アンテナショップ（まるごとにつぼん物産展）



プロモーションビデオの制作

【ふるさと納税受入件数・収入額推移】

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
寄付件数(件)	8	5	9	1,604	6,072
寄付金額(千円)	625	680	910	17,985	80,972

◆◆基本目標（基本構想における今後10年間の目標）

国内外から選ばれる都市となるため、産業・観光振興に資するあらゆる魅力と、防災に関する情報などの一元化を図り、ケーブルテレビ、広報紙、ホームページ、FacebookやTwitterなど、あらゆる媒体を通じて、効果的かつ戦略的な情報発信を推進します。

また、市民の誇りの醸成に取り組み、市民一人ひとりが市のセールスマンとして活躍する、シティプロモーションの推進体制の構築に取り組みます。

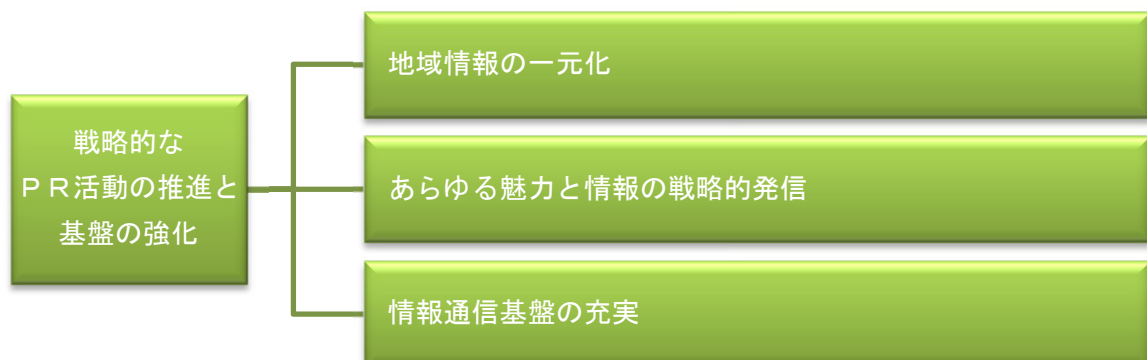
なお、高度情報化時代における基盤の充実・強化に向け、多様な情報を手軽に安心して受発信できるインターネット環境の充実を図るとともに、外国人観光客のおもてなしや災害時などにも対応できる環境整備を図ります。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後5年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成33年度）
ホームページの閲覧数(件/年)	1,419,047 (平成27年度)	2,000,000
Facebook フォロワー数 (人)	1,486 (平成27年度)	3,000
公衆無線LAN※アクセスポイント数(ヶ所)	6	34

※公衆無線LAN：無料でインターネットへの接続を提供するサービスのこと。

◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆基本施策

(1) 地域情報の一元化

産業・観光振興に資するあらゆる魅力と、防災に関する情報などの一元化を図り、継続的な更新と資料化に取り組みます。

また、利用者の活用ニーズの高いオープンデータを利用者にとって「活用しやすい環境」上で提供できる、安全な基盤づくりを推進します。

主な取組	● 産業振興・観光振興に資するあらゆる魅力の整理 ● 情報マップなどの作成 ● オープンデータ提供の推進
------	--

(2) あらゆる魅力と情報の戦略的発信

ケーブルテレビ、広報紙、ホームページ、Facebook や Twitter などのあらゆる媒体をはじめ、ちくせい観光大使、筑西市マスコットキャラクターちっくん、筑西市観光おもてなしガイドやちくせい魅力散策マップなど、現在稼動している「もの・ひと」を有効に活用し、情報の細やかな発信を行います。

また、全国から人を呼ぶことができる音楽フェスティバルなどの定期開催や隣接する市町村との連携強化を図り、情報の戦略的発信の仕掛けづくりに取り組みます。

主な取組	● 魅力発信事業の推進（幅広いPR動画の公募など） ● 情報の戦略的発信の仕掛けづくり ● 移住・定住情報の発信 ● あらゆる媒体（もの・ひと）を通じた情報発信の充実 ● ふるさと納税推進事業 ● アンテナショップでの筑西ブランドなどの情報発信
------	--

(3) 情報通信基盤の充実

筑西ケーブルテレビの整備を促進するとともに、多様な情報を手軽に安心して受発信できるよう、公共施設を対象とした公衆無線LANの整備を推進します。

主な取組	● 筑西ケーブルテレビの整備促進 ● 公共施設を対象とした公衆無線LANの整備推進 ● 情報セキュリティ対策の強化
------	---

施策39 移住・定住の促進

◆現況と課題

現況

全国的な人口減少は本市においても例外なく進んでおり、1995年の118,078人をピークとして2015年には104,573人（－13,505人）となっています。

自然増減を見てみると、2003年に死亡数が出生数を上回って以来、その差は拡大傾向にあります。

また、社会増減については、転入元としては桜川市、結城市、下妻市などの近隣市が多く、転出先としては東京特別区、つくば市、結城市などが上位にランクインしていますが、転出超過の状況が続いています。

なお、国立社会保障人口問題研究所によれば、2040年には77,546人まで人口減少が進むと予測されています。

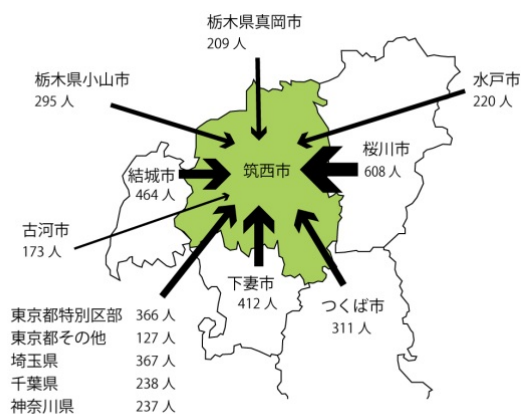
このような中、筑西市では「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、本市の人口問題の現状と課題を踏まえた「筑西市 まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン」及び2015年度から2019年度までの5か年の政策目標や具体的な施策をまとめた「筑西市 まち・ひと・しごと創生 総合戦略」を策定しました。

これらに基づき、移住・定住を促進するため、空き家対策事業やお試し居住事業、若者・子育て世代住宅取得応援事業などに取り組んでいます。

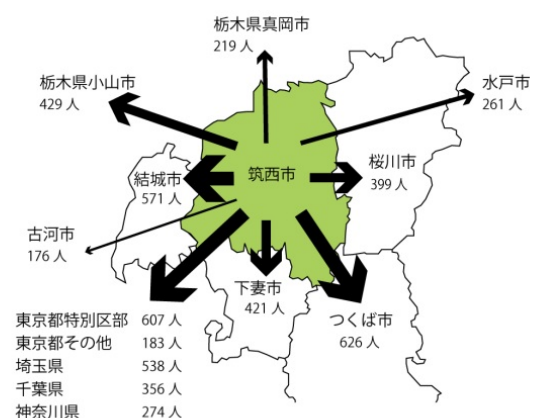
課題

今後は、移住・定住のための環境整備及び情報発信を更に推進するとともに、ライフステージに合わせた切れ目ない支援を行うことにより市民の不安や不満を解消し、転出の抑制と転入の増加を図っていく必要があります。

【転入数（2013年～2015年の合計値）】



【転出数（2013年～2015年の合計値）】



出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」を基に編集

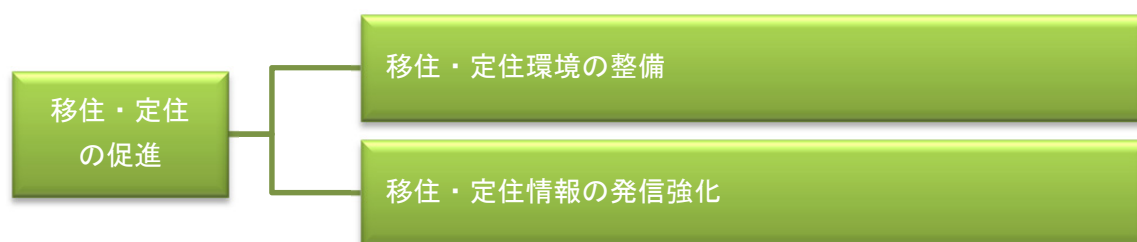
◆◆基本目標（基本構想における今後 10 年間の目標）

若者をはじめ、子育て世代や元気な高齢者の移住・定住の促進に向け、移住・定住環境の整備に取り組むとともに、東京圏などの住民を対象に、筑西の魅力発信と併せて移住・定住情報の発信に取り組めます。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後 5 年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成 33 年度）
お試し居住利用者数（組）	—	20

◆◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆◆基本施策

（１）移住・定住環境の整備

移住・定住の促進に向け、空き家の利活用や子育て世代の住宅取得への支援などを行います。

また、首都圏に居住するアクティブシニア層を迎え入れることにより、地域への新たな人の流れと地域の活性化が期待される「筑西版ＣＣＲＣ※」の導入を検討します。

主な取組	● 居住支援の充実（お試し居住事業、若者・子育て世代住宅取得応援事業、多世代同居住宅支援事業） ● 空き家の利活用 ● 地域おこし協力隊事業 ● 筑西版ＣＣＲＣ導入検討
------	--

※ＣＣＲＣ：Continuing Care Retirement Community の略。日本版ＣＣＲＣ構想は、「東京圏をはじめとする都市部の高齢者が、自らの希望に応じて地方に移り住み、地域社会において健康でアクティブな生活を送るとともに、医療介護が必要な時には継続的なケアを受けることができるような地域づくり」を目指すものとされている。

(2) 移住・定住情報の発信強化

移住・定住の促進を図るため、インターネットなどの広報媒体のほか、市内外の交流施設などを活用し、市内での生活環境や雇用環境、子育て環境や教育環境など、移住・定住に関する情報の発信を強化します。

主な取組

- 移住・定住総合ポータルサイトの立ち上げ
- 市の魅力発信と併せた移住・定住に関する情報の発信
- 市内外の交流施設やイベントにおける効果的な情報発信



移住・交流地域おこしフェア（東京ビッグサイト）

政策 13 効率的な行財政運営の推進

施策 40 行財政改革の推進

◆現況と課題

「行政改革」

現況

本市の行政改革は、第1次行政改革において「危機的財政状況からの脱却」に取り組み、第2次行政改革では「量から質の行革への転換」を図りつつ、段階的に成果を挙げてきました。特に、平成17年の合併当初から職員数は約300人減少し、人件費の削減に寄与していますが、一方で、地方分権改革により事務量が増加しており、限られた職員数で複雑・多様化する市民ニーズに的確に応えていかなければなりません。

また、「筑西市公共施設適正配置に関する指針（公共施設等総合管理計画）」に基づく公共施設の適正配置やインフラの長寿命化を図るとともに、民間活力の導入による効率的な施設の管理運営など、長期的な視点に立った行政コストの縮減・平準化が必要不可欠です。

課題

このような中、平成27年3月に策定した「第3次行政改革大綱」において、「将来を見据えた行政経営～経営資源改革による市民満足度の向上を目指して～」を基本方針に掲げるとともに、サービス改革・職員改革・財産改革・財政改革の4つの改革を柱として位置づけており、今後も市民の目線を意識した改革に取り組むことが必要です。

「市民サービス」

現況

市民サービスは、毎週木曜日に窓口延長サービスを実施し、市民に浸透してきました。

平成28年10月より休日開庁による住民票や戸籍謄抄本など各種証明書の交付を開始し、またマイナンバー（個人番号）カードを利用した証明書のコンビニ交付も開始しました。

課題

今後も市民のニーズに合わせサービスや利便性の向上に努めることが必要です。

また、市民サービス業務のアウトソーシングも検討が必要です。なお、マイナンバー制度の運用開始に伴い、情報セキュリティ対策の強化が必要です。



総合案内

<<財政>>

現況

平成27年度決算における財政指標では、経常収支比率が83.0%、財政力指数が0.69、将来負担比率が31.6%、実質公債費比率が9.3%となっており、財政力指数が若干低下したものの、そのほかの指標には、やや改善が見られました。

本市の財政は、地方税収入が伸び悩むなか、扶助費などの社会保障関係経費の増大が続いており、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計などへの繰出金が増加するなど、財政構造の弾力性が失われつつあります。

課題

これまで、事務事業評価や施策評価の結果を踏まえ、事務事業の合理化・効率化を徹底してきましたが、今後も人口流出と少子高齢化による生産年齢人口の減少傾向が続くと予測されていることから、限られた財源の効率的・効果的な活用を推進し、各施策の必要性、適正規模などの更なる見直しを図る必要があります。

また、歳入面においても普通交付税の合併算定替が平成32年度に終了を迎えることから、税収をはじめ市有財産の有効活用などによる自主財源確保など、計画的財政運営に努めることが不可欠となっています。

【財政指標】

■経常収支比率※(%)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
87.0	89.0	93.0	89.4	83.0

※経常収支比率：歳出のうち人件費や公債費(借金の返済額)など経常的な支出に、市税など経常的な収入がどの程度充当されているかを示すもの。市は80%を超えると財政構造の弾力化が失われつつあるといわれる。

■財政力指数※

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
0.70	0.70	0.72	0.71	0.69

※財政力指数：地方公共団体の財政力の強弱を示すもの。財政力指数が1.0に近く(より大きく)なるほど、財源に余裕があるといわれる。

■将来負担比率※(%)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
48.6	54.8	52.9	42.6	31.6

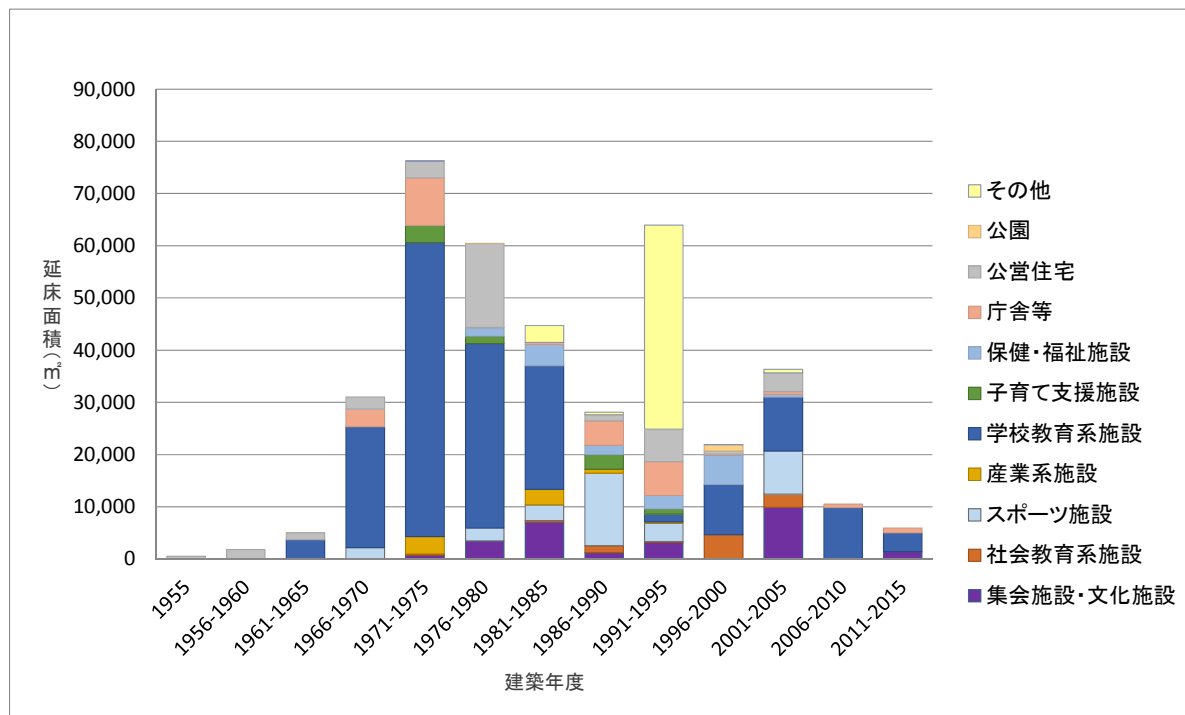
※将来負担比率：地方公共団体の一般会計などの借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

■実質公債費比率※(%)

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
14.0	12.7	11.5	10.5	9.3

※実質公債費比率：借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもの。

【公共施設の建築年度別延床面積（普通会計など）】



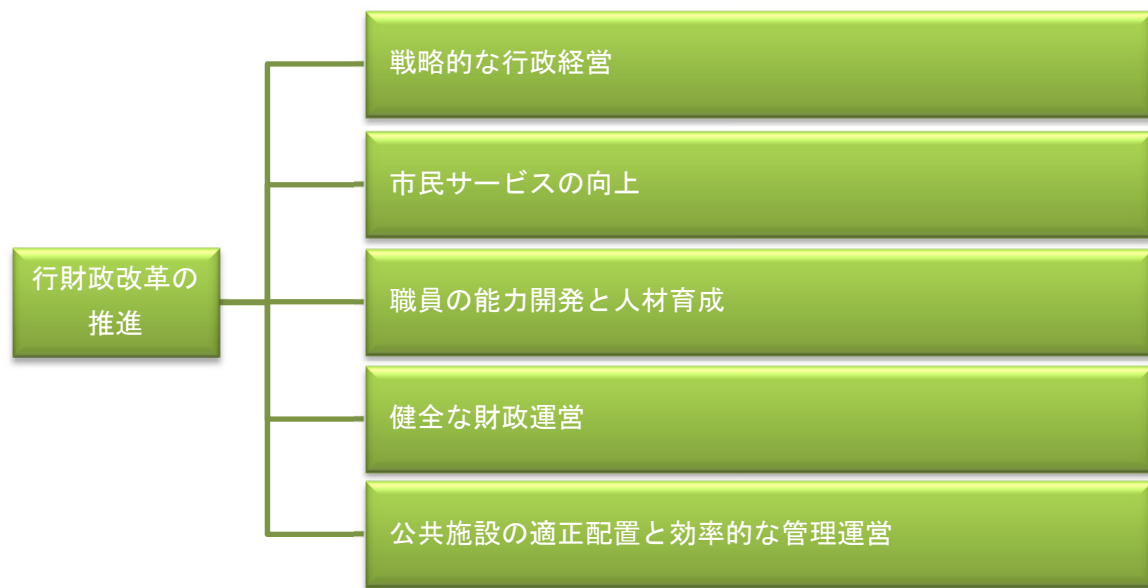
◆◆基本目標（基本構想における今後 10 年間の目標）

将来を見据えた戦略的な行政経営を展開するとともに、限られた財源を有効に活用し、長期的展望に立った健全な財政運営に努めます。

職員の能力開発と効率的な組織体系を確立するとともに、横断的な取組の強化を図ります。

福祉施設、集会施設、スポーツ施設などの公共施設は、今後の人口動向を見据え、類似した機能を有する公共施設の適正配置（多機能化・複合化）に取り組みます。

◆◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆基本施策

(1) 戦略的な行政経営

第3次行政改革大綱に基づき、行政経営の基礎となる経営資源（人＝職員、物＝財産、金＝財政）を抜本的に改革することにより行政基盤を強化します。そして、限られた経営資源を市民ニーズに合わせ最適配分するとともに、価値ある行政サービスを提供するための仕組みを構築し、将来を見据えた行政経営を戦略的に展開します。

主な取組	● 質の高い行政サービスの提供 ● 行政評価の充実 ● 民間活力の積極的な導入 ● 行政情報化の推進 ● 公正かつ適正な入札制度の確立
------	---

(2) 市民サービスの向上

利用される方に満足していただけるよう、窓口対応のサービス向上や休日開庁などの利便性の向上に努めます。

主な取組	● 窓口業務の休日開庁の実施 ● 住民票などのコンビニ交付の推進 ● マイナンバー制度への対応 ● 総合窓口ワンストップ化推進の検討 ● 行政サービスの民間委託などの検討 ● 接遇研修の実施
------	--

（３）職員の能力開発と人材育成

人材育成基本方針に基づき職員研修などを積極的に行い、職員の資質向上と能力開発を効果的に推進するとともに、時代潮流の変化に対応できる次世代のリーダーを戦略的に育成します。

主な取組	● 次世代リーダーの戦略的育成 ● 職員の適正管理・配置 ● 人材育成基本方針に基づく職員研修などの実施
------	--

（４）健全な財政運営

事務事業の見直しなどによる財源の効果的・効率的な活用を図るとともに財源の確保に努め、健全な財政運営の確立を図ります。

主な取組	● 新地方公会計制度の導入 ● 行政評価・実施計画・予算の連携強化 ● 国・県支出金の積極的活用 ● 投資的経費の重点的・効果的配分
------	--

（５）公共施設の適正配置と効率的な管理運営

「筑西市公共施設適正配置に関する指針（公共施設等総合管理計画）」に基づき、公共施設の適正配置や、インフラの計画的な保全に取り組みます。また、指定管理者制度やPPP※・PFI※など多様な民間活力の導入手法を検討し、公共施設の効率的な管理運営を図るとともに、適正配置によって生じる公共施設の跡地や低未利用地など公的不動産の有効活用を推進します。

主な取組	● 施設類型ごとの「公共施設適正配置実施計画（仮称）」の策定による公共施設の統廃合、多機能化・複合化の推進 ● 指定管理者制度の導入推進 ● PPP・PFIなどの民間活力の導入手法の検討 ● 公的不動産の有効活用（転用、貸付、売却など）の推進
------	---

※ PPP：Public Private Partnership の略。行政と民間が連携して公共サービスの提供を行う手法の総称。

※ PFI：Private Finance Initiative の略。公共施設の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る手法。

施策41 広域連携の推進

◆現況と課題

現況

住民の日常生活圏や経済活動が広域化し、住民ニーズが多様化・高度化する中において、市町村の区域を超えた行政需要に対応するため、関係自治体などとの連携による行政の広域化が進められています。

本市ではこれまで、一部事務組合により、消防、ごみ処理、し尿処理などの事務の共同処理を行ってきました。また、筑西地方拠点都市地域整備推進協議会、県西地域総合振興協議会などの活動を通じて、関係機関に対する要望活動や各種事業を実施しています。さらに、つくば市を中心とした公共交通の広域連携に取り組んでいます。

課題

今後、更なる行政サービスの効率化や地域の魅力創出、地域産業の活性化などを進めるため、「定住自立圏構想※」など広域連携の更なる推進を図る必要があります。

【共同事務処理一覧】

名称	構成市町村など	共同処理事務
茨城県市町村総合事務組合	県内全市町村	退職手当、消防賞じゅつ金、交通共済 消防災害補償、非常勤公務災害
茨城県租税債権管理機構	県内全市町村	滞納処分など
筑西広域市町村圏事務組合	筑西市・結城市・桜川市	広域圏、火葬場、消防、し尿、ごみ ふるさと市町村圏 県西総合公園、職業訓練センター 温浴施設、小児救急医療、病院郡輪番制 事業
下妻地方広域事務組合	筑西市・下妻市・常総市・ 八千代町	ごみ処理施設などの周辺環境整備 し尿、温浴施設
県西総合病院組合	筑西市・桜川市	病院
筑西市等公平委員会※	筑西市 筑西広域市町村圏事務組合	

※は共同設置、それ以外は一部事務組合

※定住自立圏構想：人口5万人以上の「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPOや企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策のこと。筑西市は中心市になるべき要件を満たす県内8つのうちの1つになっている。

◆◆基本目標（基本構想における今後 10 年間の目標）

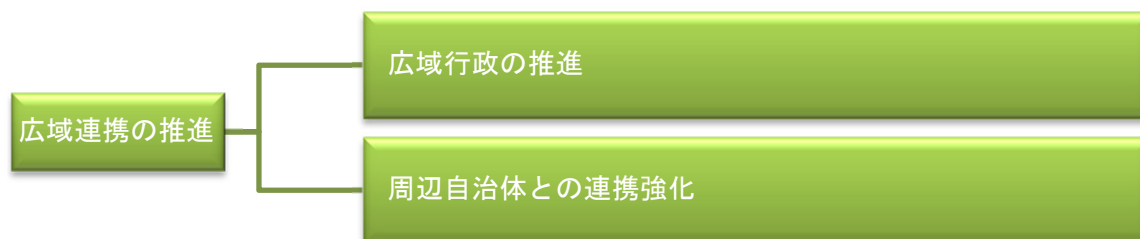
行政サービスの効率化に向け、共同処理による実施が望ましい事務については、関係自治体との連携・調整を図りながら適正な広域行政を推進します。

また、地域の魅力創出や地域産業の活性化などを進めるため、周辺自治体との連携強化を図ります。

◆◆◆目標指標（前期基本計画における今後 5 年間の目標指標）

目標項目	現況値（計画策定時）	目標値（平成 33 年度）
広域連携事業数（件）	1	5

◆◆◆◆施策の体系



◆◆◆◆基本施策

（１）広域行政の推進

関係自治体との連携を図り、共同処理事務の効率的な運営を促進します。また、公共施設の広域利用を検討します。

主な取組	● 一部事務組合参画 ● 施設の相互利用検討
------	--

（２）周辺自治体との連携強化

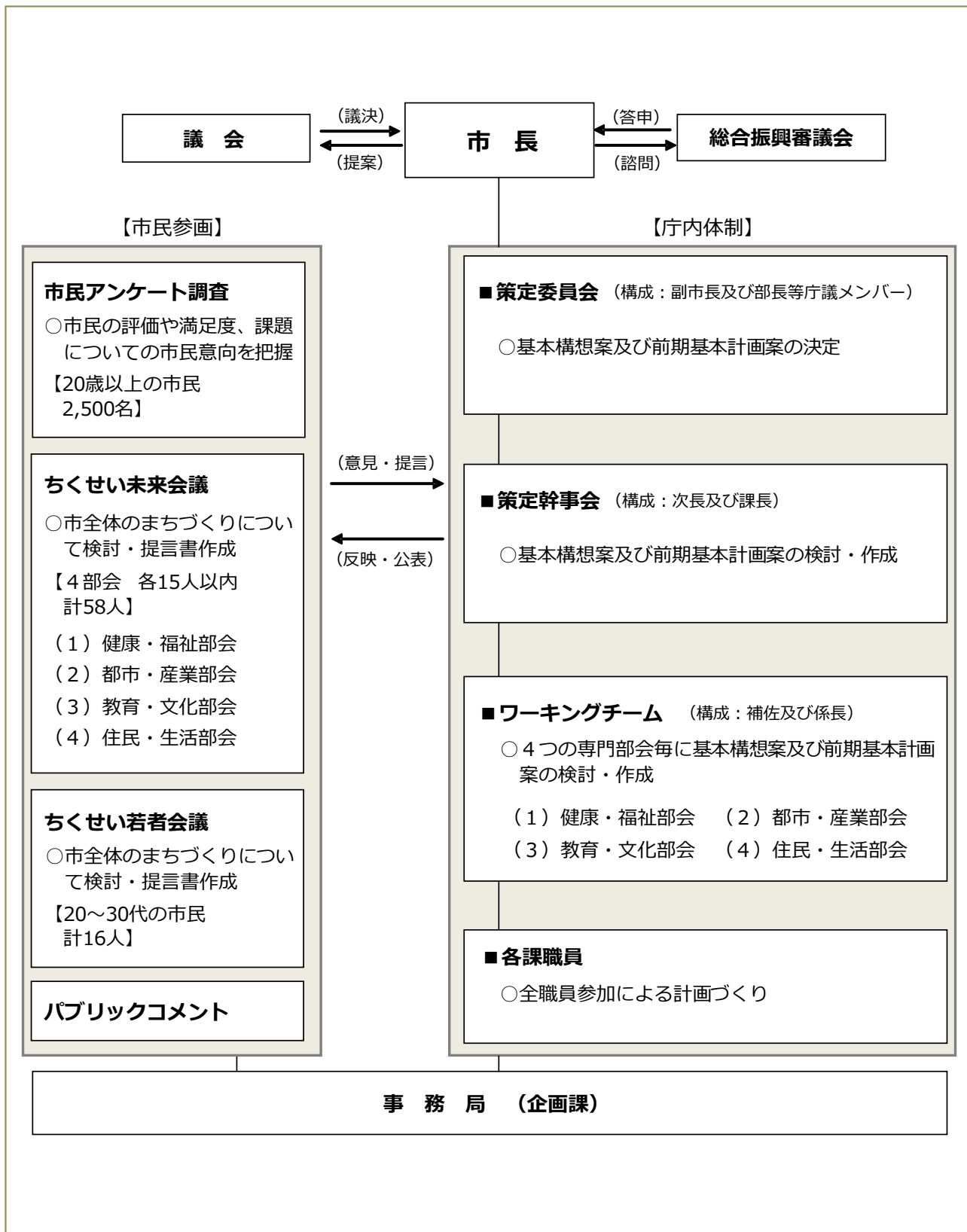
関係自治体との各種協議会等の枠組みをいかし、課題などの情報共有を図りつつ、更なる行政サービスの効率化や地域の魅力創出、地域産業の活性化に向け、周辺自治体との連携強化を図ります。

主な取組	● 定住自立圏構想の推進
------	--

資料編

1 策定体制	208
2 策定経緯	209
3 諮問・答申	211
4 議会基本条例	213
5 総合振興審議会	214
6 策定委員会	216

1 策定体制



2 策定経緯

年 月 日	内 容
平成 27 年 9 月～10 月	市民意識調査の実施 ・調査期間 : 9 月 10 日～9 月 25 日 ・対象者 : 20 歳以上の市民 2,500 名（無作為抽出） ・有効回収数 : 1,459 通 ・回収率 : 58.4%
平成 28 年 1 月 26 日	第 1 回ワーキングチーム ・総合計画後期基本計画の検証
2 月 3 日～	ちくせい未来会議 ・10 年後の筑西市として望まれる姿の検討、将来像実現に向けて取り組むべき施策検討、提言書作成 - 第 1 回 : 2 月 3 日 - 第 2 回 : 3 月 9 日、10 日 - 第 3 回 : 4 月 27 日 - 第 4 回 : 5 月 27 日 - 第 5 回 : 6 月 30 日
3 月 17 日 ～18 日	第 2 回ワーキングチーム ・今後の課題整理・将来のまちづくりの方向性検討
5 月 24 日～	ちくせい若者会議 ・10 年後の筑西市として望まれる姿の検討、将来像実現に向けて取り組むべき施策検討、提言書作成 - 第 1 回 : 5 月 24 日 - 第 2 回 : 6 月 7 日 - 第 3 回 : 6 月 21 日
6 月 2 日	第 3 回ワーキングチーム ・第 2 次総合計画基本構想（案）の方向性検討
7 月 20 日	ちくせい未来会議・ちくせい若者会議 提言書提出
8 月 10 日	第 1 回策定幹事会 ・総合計画の成果と課題 ・基本構想（素案）の検討
8 月 18 日	第 1 回策定委員会 ・総合計画の成果と課題 ・基本構想（素案）の検討

年 月 日	内 容
平成 28 年 8 月 24 日	第 1 回総合振興審議会 ・ 総合振興審議会委員の委嘱 ・ 第 2 次総合計画について諮問 ・ 基本構想（素案）の審議
9 月 29 日	第 2 回総合振興審議会 ・ 基本構想（素案）の審議
9 月 30 日～	第 2 回策定幹事会・第 4 回ワーキングチーム ・ 前期基本計画（素案）の検討（書面協議）
10 月 24 日 ～26 日	第 3 回策定幹事会・第 5 回ワーキングチーム ・ 前期基本計画（素案）に関するヒアリング
11 月 11 日	第 2 回策定委員会 ・ 基本構想（案）及び前期基本計画（素案）の検討
11 月 24 日	第 3 回総合振興審議会 ・ 基本構想（案）及び前期基本計画（素案）の審議
12 月 2 日～	第 4 回策定幹事会・第 6 回ワーキングチーム ・ 基本構想（案）及び前期基本計画（素案）の検討（書面協議）
12 月 20 日	第 4 回総合振興審議会 ・ 基本構想（案）及び前期基本計画（案）の審議
12 月 20 日～	第 3 回策定委員会 ・ 基本構想（案）及び前期基本計画（案）の検討（書面協議）
平成 29 年 12 月 22 日～ 1 月 9 日	パブリックコメントの実施
1 月 23 日	第 5 回総合振興審議会 ・ 第 2 次総合計画（案）の審議 ・ 第 2 次総合計画について答申
1 月 31 日	第 4 回策定委員会 ・ 第 2 次総合計画（案）の決定
2 月 1 日	議会全員協議会 ・ 第 2 次総合計画（案）の説明
2 月 22 日	議会第 1 回定例会 ・ 基本構想を議案上程
3 月 15 日	議会第 1 回定例会 ・ 基本構想を議決

3 諮問・答申

【諮問書】

筑企画第151号

平成28年8月24日

筑西市総合振興審議会

会長 箱 守 茂 樹 様

筑西市長 須 藤 茂

第2次筑西市総合計画について（諮問）

第2次筑西市総合計画について貴審議会のご意見を賜りたく、下記のとおり諮問いたします。

記

1. 基本構想について
2. 基本計画について



総合振興審議会から市長への答申

【答申書】

平成 29 年 1 月 23 日

筑西市長

須 藤 茂 様

筑西市総合振興審議会

会長 箱 守 茂 樹

第 2 次筑西市総合計画について（答申）

平成 28 年 8 月 24 日付け筑企画第 151 号をもって諮問のありました第 2 次筑西市総合計画につきまして、本審議会で慎重に審議してまいりました。このたび、その結果を取りまとめましたので、別冊のとおり答申いたします。

なお、この答申に基づく第 2 次筑西市総合計画の実現及び計画の着実な推進に向けて、下記事項に十分配慮されるよう要望いたします。

記

- 1 本計画の策定にあたり実施した市民意識調査やちくせい未来会議・ちくせい若者会議などを通して寄せられた多くの市民意向を尊重するとともに、本計画の推進過程においても市民要望を的確に把握しながら施策を展開すること。
- 2 10 万人規模の人口維持を目指し、市民との協働により各施策を展開し、本市の魅力向上、移住・定住人口及び交流人口増加を図ること。
- 3 本計画に位置付けた「重点プロジェクト」については、全庁的な体制のもと、その推進に努めること。
- 4 本計画に位置付けた各施策の推進にあたっては、加速度的に変化する時代の潮流を的確に捉えながら、緊急性や市民の視点からの優先性、財政状況などを総合的に勘案し、計画的かつ戦略的な推進を図ること。
- 5 各施策の取組成果を着実にあげていくため、毎年度、筑西市総合振興審議会への進捗状況の報告を行うなど、計画の進行管理を徹底すること。

4 議会基本条例

【議会基本条例（抜粋）】

○筑西市議会基本条例（抜粋）

平成27年2月26日
条例第1号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 議会運営及び議員活動の原則等（第4条—第7条）
- 第3章 市民と議会との関係（第8条—第12条）
- 第4章 議会と市長等との関係（第13条—第16条）
- 第5章 本会議及び委員会（第17条—第19条）
- 第6章 議会の体制整備（第20条—第23条）
- 第7章 政務活動及び政治倫理（第24条・第25条）
- 第8章 補則（第26条—第28条）

附則

旧下館市、旧関城町、旧明野町及び旧協和町の合併を経て、本市を取り巻く環境は、人口の減少と高齢化の中で、地域医療の再生、公共施設の適正配置、教育環境の整備、農業、商業及び工業における地域経済や雇用の問題など、多方面にわたって課題が山積している。その一方で、市民の生活様式や就労形態が多様化し、地域のコミュニティーも変貌している。

そのような中、筑西市議会（以下「議会」という。）は、市民の付託に応えなければならない。そのために議会は、従来の市政に対する調査、検査等のチェック機能に偏らず、これまで以上に執行部との緊張感を持った関係を保持しつつ、民意を汲んだ政策提言をしていかなければならない。

さらに、議会を市民にとってより身近なものとし、市政における民意の反映を市民一人ひとりが感じ取れるものにしていかなければならない。

よって、議会は、地域主権と住民自治の実現に向けて、市民に開かれた議会運営を図り、さらなる議会改革に取り組むことを決意し、その権限と能力を市政の発展及び市民の福祉向上のために機能させ、邁進する。

（議決事項の追加）

第14条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、次の事項を議決事項として追加する。

- （1） 市総合計画のうち基本構想の策定

5 総合振興審議会

【総合振興審議会委員】

(敬称略)				
No.	区 分	役 職	氏 名	備 考
1	市議会議員	筑西市議会議長	箱 守 茂 樹	
2	"	筑西市議会総務企画委員会委員長	榎 戸 甲子夫	
3	"	筑西市議会福祉文教委員会委員長	増 淵 慎 治	
4	"	筑西市議会経済土木委員会委員長	金 澤 良 司	
5	団体役職員	真壁医師会筑西支部長	榎 戸 久	
6	"	筑西市社会福祉協議会会長	落 合 聖 二	
7	"	筑西市保育研究会会長	谷 島 佳 子	
8	"	筑西市連合民生委員児童委員協議会会長	遊 佐 行 弘 大久保 芳 雄	平成 28 年 11 月 30 日まで 平成 28 年 12 月 1 日から
9	"	筑西市商工会会長	大 畑 良 雄	
10	"	同友クラブ会長	笠 倉 勉	
11	"	北つくば農業協同組合代表理事組合長	國府田 利 夫	
12	"	筑西市観光協会会長	鈴 木 勝 家	
13	"	下館商工会議所専務理事	館 野 理	
14	"	下館青年会議所理事長	永 島 直 樹 石 塚 勝	平成 28 年 12 月 31 日まで 平成 29 年 1 月 1 日から
15	"	青少年育成筑西市民の会会長	松 崎 俊 一	
16	"	筑西市体育協会会長	皆 川 容 徳	
17	"	筑西市教育委員会委員長	吉 澤 貴美子	
18	"	筑西市文化協議会会長	淀 縄 武	
19	"	筑西市自治会連合会会長	袖 山 信 勝	
20	"	筑西市男女共同参画推進委員会委員長	玉 水 和 子	
21	"	筑西市地域女性団体連絡会会長	野 澤 和 子	
22	"	筑西市消防団団長	野 澤 信 明	
23	"	筑西市国際友好協会会長	日向野 ひさ子	
24	学識経験者	茨城県企画部地域計画課課長	前 田 優	
25	"	筑波大学システム情報系社会工学域教授	村 上 暁 信	

※役職にある者をもって委嘱するものとし、役職改選に伴う委員の補充は、後任者とします。

【総合振興審議会設置条例】**○筑西市総合振興審議会設置条例**

平成17年3月28日
条例第13号

(設置)

第1条 本市の総合的振興と住民の福祉の向上を図るため、筑西市総合振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

- (1) 総合振興の基本構想及び基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか総合振興に関し必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 団体の役職員
- (3) 学識経験者

3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 公職等にあることの理由で委嘱された委員は、当該理由がやんだときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対し、その出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができる。

(小委員会)

第7条 審議会は、特別の事項を調査審議するため、必要に応じて小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。
- 3 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。
- 4 小委員会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合振興計画主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年3月28日から施行する。

6 策定委員会

【総合計画策定委員会設置要綱】

筑西市総合計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 第2次筑西市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定について必要な事項を調整・協議するため、筑西市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 総合計画策定の方針に関する事項
- (2) 基本構想、基本計画及び実施計画に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか総合計画の策定に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。
- 4 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(策定幹事会)

第5条 第2条第2号及び第3号に掲げる事項について調査、研究、調整又は協議するため、策定委員会の補助機関として策定幹事会を置く。

- 2 策定幹事会は、別表第2中欄に掲げる部の次長及び右欄に掲げる課等の長の職にある者をもって組織する。
- 3 策定幹事会に会長及び副会長各1人を置く。
- 4 会長は、企画部次長の職にある者をもって充てる。
- 5 副会長は、会長が委員の中から指名する。
- 6 会長は、会務を総理し、策定幹事会を代表する。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 策定幹事会において、分野別に調査、研究、調整又は協議するため、次に掲げる専門部会を置く。

- (1) 健康・福祉部会
- (2) 都市・産業部会
- (3) 教育・文化部会
- (4) 住民・生活部会

- 2 専門部会は、別表第2左欄に掲げる部会の区分に応じ、当該中欄及び右欄に掲げる部及び課等の策定幹事会の委員にある者をもって組織する。
- 3 専門部会に、部会長及び副部会長各1人を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、専門部会ごとの委員の互選により定める。
- 5 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(ワーキングチーム)

第7条 専門部会の補助機関として、専門部会ごとにワーキングチームを置く。

- 2 ワーキングチームは、専門部会の付託事項について調査、研究、調整又は協議する。
- 3 ワーキングチームは、別表第4に掲げる職にある者をもって組織する。
- 4 ワーキングチームにリーダー及びサブリーダー各1人を置く。
- 5 リーダー及びサブリーダーは、ワーキングチームの互選により定める。
- 6 リーダーは、会務を総理し、ワーキングチームを代表する。
- 7 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長（策定幹事会の会議にあつては策定幹事会の会長、専門部会の会議にあつては部会長、ワーキングチームの会議にあつてはリーダー）が招集し、会議の議長となる。

- 2 議長は、必要と認めるときは、構成員以外の者に対し、出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料を提出させることができる。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、総合計画主管課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか策定委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

策定委員会委員（16 名）

副市長
市長公室長
総務部長
企画部長
税務部長
市民環境部長
保健福祉部長
経済部長
土木部長
上下水道部長
中核病院整備部長
会計管理者
市民病院事務部長
教育部長
議会事務局長
農業委員会事務局長

別表第2（第5条、第6条関係）

策定幹事会及び専門部会

専門部会	部	課等
健康・福祉部会	中核病院整備部	業務推進課
	保健福祉部	保健予防課・健康づくり課・医療保険課・ 社会福祉課・こども課・障がい福祉課・ 高齢福祉課・地域包括支援センター・ 介護保険課・人権推進課
	市民病院	病院総務課
都市・産業部会	市長公室	企業誘致推進局
	経済部	商工観光課・農政課・水田農業振興課・ ふるさと整備課
	土木部	土木課・道路維持課・道の駅整備課・ 中核病院建設課・建築課・都市整備課・ 宅地開発課
	上下水道部	下水道課・水道課・農業集落排水課
	農業委員会	農地調整課
教育・文化部会	教育委員会	学務課・学校給食課・施設整備課・生涯学習課・ 文化課・地域交流センター・スポーツ振興課・ 美術館
住民・生活部会	市長公室	広報広聴課・市民協働課
	総務部	総務課・行政改革推進課・契約管財課・ 関城支所・明野支所・協和支所
	企画部	企画課・財政課・情報政策課
	税務部	課税課・収税課
	市民環境部	市民課・環境課・防災安全課・ 空き家対策推進課
		会計課
	議会事務局	
		監査公平委員会事務局

別表3（第7条関係）

ワーキングチーム員

（各課長の推薦により、各課補佐・係長等より決定する）

第2次筑西市総合計画

平成29年3月

発行：茨城県筑西市

編集：企画部企画課

〒308-8616

茨城県筑西市丙360番地

TEL: 0296-24-2111（代表）

<http://www.city.chikusei.lg.jp/>





第2次筑西市総合計画

